

環境影響評価準備書

(仮称)仙台市荒井西土地地区画整理事業

平成24年6月

仙台市荒井西土地地区画整理組合
設立準備委員会

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	I-1
1.1 事業者の氏名及び住所	I-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	II-1
2.1 対象事業の名称等	II-1
2.2 対象事業の目的等	II-7
2.3 事業計画の内容	II-16
2.4 環境保全措置の方針	II-41
2.5 事業工程	II-45
2.6 調査地区の東北地方太平洋沖地震の状況	II-46
第3章 方法書に対する意見	III-1
3.1 方法書に対する市民意見の概要	III-1
3.2 方法書に対する市長意見の概要	III-1
3.3 方法書に対する市民意見及び市長意見に対する事業者の見解	III-1
3.4 影響評価項目の選定に当たって市長より受けた助言の内容	III-1
第4章 関係地域の範囲	IV-1
第5章 地域の概況	V-1
5.1 自然的状況等	V-1
5.2 社会的状況等	V-65
第6章 環境影響評価項目の選定	VI-1
6.1 影響要因の選定	VI-1
6.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定	VI-2
第7章 選定項目ごとの調査、予測及び評価	VII-1
7.1 大気質	VII-1-1
7.2 騒音	VII-2-1
7.3 振動	VII-3-1
7.4 水質	VII-4-1
7.5 土壌	VII-5-1
7.6 植物	VII-6-1
7.7 動物	VII-7-1
7.8 生態系	VII-8-1
7.9 景観	VII-9-1
7.10 自然との触れ合いの場	VII-10-1

7. 11 文化財	-----	VII-11-1
7. 12 廃棄物	-----	VII-12-1
7. 13 環境配慮事項	-----	VII-13-1
第8章 環境影響の総合評価	-----	VIII-1
第9章 事後調査計画	-----	IX-1
第10章 環境影響評価の委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	-	X-1

資料編

1. 大気質	-----	資 1-1
2. 騒音	-----	資 2-1
3. 振動	-----	資 3-1
4. 交通量	-----	資 4-1
5. 発生集中交通量	-----	資 5-1
6. 地質	-----	資 6-1
7. 植物	-----	資 7-1
8. 植物及び昆虫出現種 荒井東との比較	-----	資 8-1
9. 景観及び自然との触れ合いの場 現地踏査	-----	資 9-1

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図(仙台東北部、仙台東南部 平成 20 年 10 月 1 日発行)または基盤地図情報を基図として使用している。

▶ 第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所は、表 1.1-1 に示すとおりである。

表 1.1-1 事業者の名称及び所在地

項 目	内 容
事業者	仙台市荒井西土地区画整理組合設立準備委員会
代表者の氏名	委員長 伊藤 敬一郎
主たる事務所の住所	宮城県仙台市若林区荒井字中在家 28 番地
電話番号	022-288-5086

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 対象事業の名称等

2.1.1 事業概要

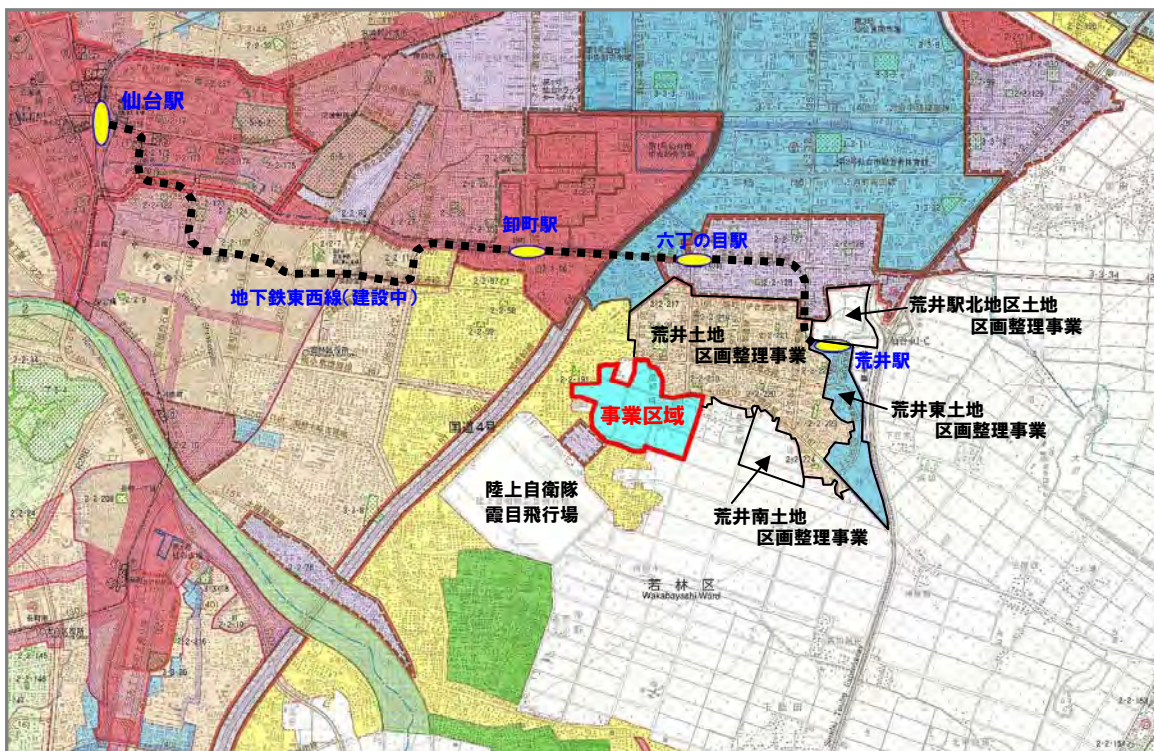
事業の概要は表 2.1-1 に示すとおりである。

表 2.1-1 事業の概要

項目	内容
事業の名称	(仮称) 仙台市荒井西土地地区画整理事業
種類	土地地区画整理事業
位置	宮城県仙台市若林区荒井字梅ノ木 外
規模	事業予定面積 約 46.5ha

2.1.2 事業区域の位置

事業区域は、図 2.1-1 に示すとおり、仙台市中心部へ約 7 km、仙台市で施行中の荒井土地地区画整理事業の南西部に接しており、北及び西側は既存市街地に囲まれた約 46.5ha の地区である。



2.1.3 開発フレーム

仙塩広域と市計画における仙台市の拡大人口フレームから当地区に配分された計画人口と、東日本大震災の被災者の移転候補地として新規住宅地を構想する。



<震災前；2008年撮影>



<震災後；2011/3/13撮影 津波の被害を受けず、震災前とほとんど変化が見られない。>

写真 2.1-1 事業区域の位置（東北地方太平洋沖地震の前後の状況）

<写真位置図>



①土地利用；水田が広がる。遠景は事業区域南側に接する住宅地。



撮影日：平成23年9月6日

②居久根；周辺の水田に浮かぶ“緑の浮島”。スギ・ケヤキ・シロダモ等の樹種からなる。



撮影日：平成23年9月6日

③事業区域北側を東西に走る幹線道路 県道235号荒井荒町線。



撮影日：平成23年10月3日

④事業区域中央部を南北に走る市道蒲の町南梅の木線。遠景は事業区域北側に接する住宅地・蒲町小学校。



撮影日：平成20年9月3日

⑤事業区域東側を南北に走る市道宮浦線。左側は老人福祉施設。



撮影日：平成23年10月3日

写真 2.1-2(1) 事業区域の状況 (1)

⑥事業区域内の農道。



⑦事業区域近傍上空を飛行するヘリ。霞の目飛行場に向かう。



⑧U字溝の排水路。自然環境豊かな水辺環境とはなっていないが、主に魚類の移動経路として機能している。遠景は事業区域西側に接する住宅地。



⑨震災の影響；蒲町小学校校舎のジョイントずれ。校舎は使えずプレハブの仮設校舎で授業が行われている。



⑩震災の影響；道路の陥没。事業区域東側の市道宮浦線。



⑪震災の影響；電柱の傾き。



写真 2.1-2(2) 事業区域の状況 (2)

2. 1. 4 事業区域周辺の計画

事業区域周辺の計画は、東側に（仮称）仙台市荒井南地区土地区画整理事業が計画されており、さらにその東側には仙台市荒井東土地区画整理事業が既に着工し、工事用車両が運行している。また、仙台市荒井東土地区画整理事業の北側の境界には、地下鉄東西線（仮称）荒井駅及び車両基地の整備が進められ、これを挟んで北側には、（仮称）仙台市荒井駅北土地区画整理事業予定地が接している。

【参考】

<現在工事施行中の事業>

①仙台市荒井東土地区画整理事業（A=33.7ha）

・平成 22 年 2 月	土地区画整理組合設立認可
・平成 21～26 年度	工事施工
・平成 22 年度	文化財試掘調査に着手、 市営住宅予定地の造成工事、 実施設計協議・換地設計
・平成 23 年度	仮換地指定、道路築造工事、移転補償
・平成 24 年度～	一部土地利用開始（保留地処分）

②地下鉄東西線

事業区域の最寄り駅は六丁の目駅である。終点の荒井駅は地上駅であり、その隣接地に東西線車両基地が整備される。

・平成 22～24 年度	トンネル構築工事
・平成 23～24 年度	駅部構築工事
・平成 24～26 年度	駅舎建築・設備・電気・軌道工事
・平成 26～27 年度	試験調整（設備・システム・車両）
・平成 27 年度	開業

<今後予定されている事業>

①（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業（A=17.7ha）

・平成 24 年 10 月	土地区画整理組合設立認可
・平成 24～27、28 年度	工事施工
・平成 24 年度	文化財試掘調査に着手、 実施設計協議・換地設計
・平成 25 年度	仮換地指定、道路築造工事、移転補償
・平成 26 年度～	一部土地利用開始（保留地処分）

②（仮称）仙台市荒井駅北土地区画整理事業（A=18.4ha）

・平成 25 年 10 月	土地区画整理組合設立認可
・平成 25～27 年度	工事施工
・平成 25 年度	文化財試掘調査に着手、 実施設計協議・換地設計
・平成 26 年度	仮換地指定、道路築造工事、移転補償
・平成 27 年度～	一部土地利用開始（保留地処分）

2.2 対象事業の目的等

2.2.1 対象事業の目的

本地区は、仙台市高速鉄道東西線の施工に伴い、六丁の目駅の近傍地として市街化が進んでいる地区であり、仙台市が進める東西線沿線まちづくりに貢献すべく、公共交通軸を中心とした機能集約型都市形成に資する良好な市街地の形成に向け、組合施行による事業化に向け鋭意取り組んでいる。

平成 22 年 5 月 18 日に告示された仙塩広域都市計画基本方針（第 6 回線引定期見直し）で市街化区域へ編入を保留する地区に指定され、組合設立に向け環境アセスメント手続きや基本設計及び関係機関協議を経て、市街化区域編入手続きを行っていくこととしており、土地区画整理事業により、良好な住宅地を造成するため、幹線道路、区画道路、公園等の公共施設の整備改善を行い、宅地の利用増進を図り、健全で良好な市街地を形成することを目的としている。

なお本地区は、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けず、復旧・復興に向けた「仙台市震災復興計画」（平成 23 年 11 月）において安全な住まいの確保のための移転の対象となる地区に位置付けられたことにより、新たに仙台市東部地域の被災者受け入れ地としての役割を担うことになった。

平成 23 年 8 月に市から事業前倒しの要請があり、同年 10 月に県に市街化区域変更案の申し出を行い、平成 24 年 10 月の組合設立認可後速やかに造成工事に着手し、平成 26 年度秋頃の被災者へ宅地供給を目指している。

2.2.2 事業の必要性

1) 集団移転用地確保の必要性

東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた仙台市東部地域の被災者に対して、より安全な西側地域への移転を促進することにより安全な住まいの確保を図る必要がある。仙台市震災復興計画の「『津波から命を守る』津波防災・住まい再建プロジェクト」において、津波被害の危険性が高い地区の移転先として位置づけられている。

2) 事業の緊急性

仙台市は国の動向と整合を図り、一日も早い復旧・復興を目指す復興計画の計画期間を平成 27 年までの 5 年間としている。現在、津波により被災された方々の多くは仮設住宅等に入居し、一日でも早い生活再建を待ち望んでいる。

本事業でも、入居の日から 2 年間としている仮設住宅の入居期限が切れる平成 25 年 8 月頃までの宅地供給は困難ではあるが、被災者の思いに応えるべく、平成 26 年度秋頃の宅地供給を目指す。

2.2.3 事業計画検討の経緯等

1) 事業の検討経緯

荒井西地区を含む荒井地区の街づくり構想は、平成 10 年頃から検討され、荒井西地区は当初 65ha の整備を予定していたが、今後の人口減少を背景とした宅地開発抑制方針のもと、約 50ha の規模に縮小することとなった。

2) 環境影響評価手続きの簡略化の経緯

平成 23 年 8 月に市から事業前倒しの要請があり、同年 10 月に県に市街化区域変更案の申し出を行い、平成 24 年 10 月の組合設立認可後速やかに造成工事に着手し、平成 26 年度秋頃の被災者へ宅地供給を目指している。

そのためには、本来であれば、県都市計画審議会までに評価書の作成を終えておく必要があるが、今回に限り平成 24 年 8 月の組合設立認可申請時に準備書に対する市長意見をいただき、平成 24 年 10 月の組合設立認可までに評価書を公告する必要がある、従来の環境影響評価手続きでは平成 24 年 10 月の組合設立までに手続きを終えることは非常に厳しい状況である。このことから、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業」に該当する事業として、平成 24 年 1 月に、仙台市環境影響評価条例（平成 10 年 12 月 条例第 44 号）附則 7 号に基づく「環境影響評価」手続きの簡略化を申し出、事前調査書・方法書の提出の省略、準備書の縦覧期間及び準備書に対する意見書提出期間の短縮を可能とする決定がなされた。

簡略化にあたり、平成 24 年 1 月 30 日に開催された仙台市環境影響評価審査会（以下、「平成 24 年 1 月審査会」という。）において、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法について検討頂き、表 2.2-1 に示す意見をいただいた。平成 24 年 1 月審査会時点における環境影響要因と環境影響要素のマトリクス表を表 2.2-1 に、環境影響評価項目の選定結果を表 2.2-2 に、これらに対する仙台市環境影響評価審査会の意見及び対応方針を表 2.2-3 に示す。

表 2.2-1 環境影響要因と環境影響要素のマトリクス表

環境要素の区分	影響要因の区分			工事による影響					存在による影響				供用による影響										
	大気環境	水環境	土壌環境	資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・発破・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水	その他	変更後の地形	樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼	工作物等の出現	その他	自動車・鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農薬・肥料の使用	資材・製品・人等の運搬・輸送	その他		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●																●		
			二酸化硫黄																				
			浮遊粒子状物質	●	●																		●
			粉じん等	●	●	●																	
			有害物質																				
			その他																				
		騒音	騒音	●	●																		●
	振動	振動	●	●																		●	
	低周波音	低周波音																					
	悪臭	悪臭																					
	その他	その他																					
	水環境	水質	水の汚れ																				
			水の濁り			●	●																
			富栄養化																				
			溶存酸素																				
			有害物質																				
			水温																				
			その他																				
			底質	底質																			
		地下水汚染	地下水汚染																				
		水象	水源																				
	河川流・湖沼									※													
	地下水・湧水					※							※										
海域																							
水辺環境																							
その他	pH			※																			
土壌環境	地形及び地質	現状地形								●													
		注目すべき地形																					
		土地の安定性																					
	地盤沈下	地盤沈下			●							●											
	土壌汚染	土壌汚染			※																		
その他	その他																						
その他の環境要素	電波障害	電波障害																					
	日照障害	日照障害																					
	風害	風害																					
	その他	その他																					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種			●						●												
		植生及び注目すべき群落			●						●												
		樹木・樹林等										●											
	動物	動物相及び注目すべき種	●	●	●						●												
	注目すべき生息地	●	●	●							●												
生態系	地域を特徴づける生態系	●	●	●						●													
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源									●												
		文化的景観資源										●											
		眺望										●											
	自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	●		●						●												
文化財	指定文化財等									●	●												
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●										●	●							
		残土			●																		
		水利用														※	※						
		その他																					
	温室効果ガス等	二酸化炭素			※													※	※			※	
その他の温室効果ガス																							
オゾン層破壊物質																							
熱帯材使用						※																	
その他																							

表 2.2-2 環境影響評価項目の選定結果

環境要素		影響要因	選定の可否	可否の理由・根拠	技術指針マニュアル事業種別標準項目選定例	荒井南(方法書)での選定状況	荒井東(評価書)での選定状況	荒井駅北(方法書)での選定状況	
大気環境	大気質	二酸化窒素	工事	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う排出ガスの影響が考えられる。	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	
		供用	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う排出ガスの影響が考えられる。	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)		
		二酸化硫黄	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、大量の化石燃料を使用する施設の立地は想定されないため、選定しない。	×	×	×	
		浮遊粒子状物質	工事	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う排出ガスの影響が考えられる。	×	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)
			供用	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う排出ガスの影響が考えられる。	×	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)
		粉じん等	工事	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、建設機械の稼働並びに切土・盛土・掘削等に伴う粉じんの影響が考えられる。	※：工事(資材運搬) ☆：工事(重機稼働) △：工事(盛土掘削)	○：工事(重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)
		有害物質	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅、商業地であり、有害化学物質を使用、保管、生成する施設の立地は想定されないため選定しない。	×	×	×	
		その他	—	×	(特になし)				
	騒音	騒音	工事	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う騒音の影響が考えられる。	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)
			供用	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う騒音の影響が考えられる。	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)
振動	振動	工事	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う振動の影響が考えられる。	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	○：工事(資材運搬、重機稼働)	
		供用	○	事業区域周辺には、住宅、学校等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	○：供用(運搬輸送)	
低周波音	低周波音	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、低周波音が発生する施設の立地は想定されないため、選定しない。	×	×	×		
悪臭	悪臭	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、悪臭が発生する施設の立地は想定されないため、選定しない。	×	×	×		
その他	その他	—	×	(特になし)					

環境要素			影響要因	選定の可否	可否の理由・根拠	技術指針マニュアル事業種別標準項目選定例	荒井南(方法書)での選定状況	荒井東(評価書)での選定状況	荒井駅北(方法書)での選定状況
水環境	水質	水の汚れ	—	×	河川への生活排水の排出がないよう下水道への接続を予定しているため、選定しない。	☆：供用(住居)	×	×	×
		水の濁り	工事	○	造成工事中の実施で裸地が出現することにより、降雨により用水路への濁水流入が想定され、影響が考えられる。	○：工事(盛土掘削)	○：工事(盛土掘削、排水)	○：工事(盛土掘削) △：工事(排水)	○：工事(盛土掘削、排水)
		富栄養化	—	×	河川への生活排水の排出がないよう下水道への接続を予定しているため、選定しない。	×	×	×	×
		溶存酸素	—	×	河川への生活排水の排出がないよう下水道への接続を予定しているため、選定しない。	×	×	×	×
		有害物質	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、有害化学物質を排出する施設の立地は想定されないため、選定しない。	×	×	×	×
		水温	—	×	河川への生活排水の排出がないよう下水道への接続を予定しているため、選定しない。	×	×	×	×
		その他	—	×	(特になし)				
	底質	底質	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、有害化学物質を排出する施設の立地は想定されないため、選定しない。	×	×	×	×
	地下水汚染	地下水汚染	—	×	事業区域の土地利用は主に住宅及び商業地であり、有害化学物質を排出する施設の立地は想定されない、また、現在の土地利用は水田であり造成による汚染は想定されないため、選定しない。	×	×	×	×
	水象	水源	—	×	事業区域及びその周辺に水源は存在しないため、選定しない。	×	×	×	×
		河川流・湖沼	存在	※	事業区域周辺には農業用水路が存在する。事業区域内の農業用水路は、廃止する方針であり、事業区域下流側の流量等に影響が生じないよう、事業計画で配慮する。	○：存在(改変地形・樹木伐採、河川改変)	※：存在(改変地形)	△：存在(改変地形)・・・大沼への影響	△：存在(改変地形)・・・大沼への影響
		地下水・湧水	工事	※	調整池の掘削工事に伴い、一時的な地下水位への影響が生じないよう、工事事業計画で配慮する。調整池の存在により、局所的に地下水の水位への影響が生じないよう、事業計画で配慮する。	×	※：工事(盛土掘削、排水)	△：工事(排水)	※：工事(盛土掘削、建築)
海域		—	×	事業区域周辺に海域は存在しないため、選定しない。	×	×	×	×	
水辺環境		存在	×	事業区域及び周辺の水辺環境はコンクリート護岸の農業用排水路で、自然度の高い水辺環境は存在しないため、選定しない。なお、大沼は事業区域からの排水経路ではないため影響はないと考えられる。	○：存在(河川改変)	×	△：存在(改変地形)・・・大沼への影響	△：存在(改変地形)・・・大沼への影響	
その他		pH	工事	※	掘削土の再利用にあたり、安定化処理に使用するセメント系固化剤により地下水等にpHの変化が生じないよう、事業計画で配慮する。	×	×	×	×
土壌環境	地形及び地質	現状地形	存在	○	農地から住宅地等への用途変更であり、改変が生じることから、影響が考えられる。	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)
		注目すべき地形	—	×	事業区域及び周辺に注目すべき地形は存在しないため、選定しない。	☆：存在(改変地形)	×	×	×

環境要素			影響要因	選定の可否	可否の理由・根拠	技術指針マニュアル事業種別標準項目選定例	荒井南(方法書)での選定状況	荒井東(評価書)での選定状況	荒井駅北(方法書)での選定状況
土壌環境	地形及び地質	土地の安定性	—	×	事業区域及び周辺に地すべり地形等不安定な地形地質等は存在しないため、選定しない。	☆：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)	×	×	×
	地盤沈下	地盤沈下	工事	○	軟弱地盤上に盛土を行うため、工事中の地盤沈下の影響が考えられる。	☆：工事(盛土掘削) ○：存在(改変地形、工作物)	○：工事(盛土掘削、排水) 存在(工作物)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)
			存在	○	軟弱地盤上に盛土を行うため、工作物の出現により過度の圧密沈下が発生し、地盤沈下の影響が考えられる。				
	土壌汚染	土壌汚染	工事	※	本事業での有害物質の使用はないが、事業実施の際は資料調査により事前に地歴を確認し、土壌汚染対策法に基づき適切に対応するよう、事業計画で配慮する。	☆：工事(盛土掘削)	※：工事(盛土掘削)	×	×
	その他	その他	—	×	(特になし)				
その他の環境要素	電波障害	電波障害	—	×	電波障害が発生するような高層の建築物は計画しないため、選定しない。	☆：存在(工作物)	×	×	×
	日照障害	日照障害	—	×	日照障害が発生するような高層の建築物は計画しないため、選定しない。	☆：存在(工作物)	×	×	×
	風害	風害	—	×	風害が発生するような高層の建築物は計画しないため、選定しない。	☆：存在(工作物)	×	×	×
	その他	その他	—	×	(特になし)				
植物	植物相及び注目すべき種		存在	○	調査区域内はほぼ全域改変されるため、植物個体及び生育地への影響が考えられる。	○：存在(改変地形、樹木伐採、改変河川、工作物)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)
	植生及び注目すべき群落		存在	○	調査区域内はほぼ全域改変されるため、植生への影響が考えられる。また、事業区域及び周辺に屋敷林(居久根)が点在することから、改変による影響が考えられる。	○：存在(改変地形、樹木伐採、改変河川、工作物)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)	○：工事(盛土掘削)及び存在(改変地形)
	樹木・樹林等		存在	○	調査区域内には天然記念物、保存樹・保存樹林、大径木等は存在しないが、事業区域の居久根を改変することから、影響が考えられる。	○：存在(樹木伐採)	×	×	×
	森林等の環境保全機能		存在	※	事業区域の殆どを占める水田及び樹林(居久根)の改変により影響を受ける洪水防止機能及び地下水かん養機能について、調整池の設計等事業計画で配慮する。	△：存在(樹木伐採)	※：存在(改変地形)・・・水田を対象	×	×
動物	動物相及び注目すべき種	工事	○	工事中に発生する騒音、振動、排水等により、動物の生息や繁殖に対する影響が考えられる。	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬・重機稼働・盛土掘削)	○：工事(資材運搬・重機稼働・盛土掘削)	
		存在	○	調査区域内はほぼ全域改変されるため、生息環境への影響が考えられる。	○：存在(改変地形、樹木伐採、改変河川、工作物)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)	

環境要素	影響要因	選定の可否	可否の理由・根拠	技術指針マニュアル事業種別標準項目選定例	荒井南(方法書)での選定状況	荒井東(評価書)での選定状況	荒井駅北(方法書)での選定状況
動物	注目すべき生息地	工事	○	工事中に発生する騒音、振動、排水等により、動物の生息や繁殖に対する影響が考えられる。	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)
		工事及び存在	○	調査区域内はほぼ全域改変されるため、生息環境への影響が考えられる。			
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	○	工事中に発生する騒音、振動、排水等により、動物の生息や繁殖に対する影響が考えられる。	※：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)及び存在	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)及び存在(改変地形)	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削)及び存在(改変地形)
		工事及び存在		調査区域内はほぼ全域改変されるため、生息環境への影響が考えられる。			
景観	自然的景観資源	存在	○	調査区域内はほぼ全域改変されるため、事業区域に広がる水田景観への影響が考えられる。	○：存在(改変地形、樹木伐採、河川改変)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)
	文化的景観資源	存在	○	対象事業範囲及び周辺に屋敷林(居久根)が点在することから、影響が考えられる。	○：存在(改変地形、樹木伐採、河川改変)	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)
	眺望	存在	○	事業対象範囲は平地上にあり高層の建築物は計画しないが、ほぼ全域が改変されるため、近景への影響が考えられる。	○：存在	○：存在(改変地形)	○：存在(改変地形)
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	工事及び存在	○	事業区域及び周辺には自然公園等既知の自然との触れ合いの施設は存在しないが、居久根や田園環境などの身近な触れ合いの場について改変の影響が考えられる。 なお、工事用車両の運行路は、農業園芸センターや大沼から離れている。	○：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削) 存在	※：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削) △：存在(改変地形)	※：工事(資材運搬、重機稼働、盛土掘削) △：存在(改変地形)
文化財	指定文化財等	存在	○	調査区域内に保全対象となる有形文化財、天然記念物等の指定文化財は存在しないが、歴史的背景を持つ居久根が存在するため、改変による影響が考えられる。	○：存在	×	×
廃棄物等	廃棄物	工事	○	既存建築物の撤去等により廃棄物が発生するため影響が考えられる。	○：工事(盛土掘削、建築)	○：工事(盛土掘削) 供用(施設、住居)	○：工事(盛土掘削) 供用(施設・住居)
		供用	○	区域内に商業・業務地及び住宅地を計画しており、影響が考えられる。	供用(施設、住居)		供用(施設、住居)
	残土	工事	○	調整池の掘削により残土の発生が想定されるため、影響が考えられる。 なお、残土は事業区域内で再利用するなど、工事計画で配慮する。	○：工事(盛土掘削)	×	○：工事(盛土掘削)
	水利用	供用	※	事業区域に大量の水を使用する工場等の立地予定はないが、新たに住宅や商業施設が増えることで水の使用量増加が想定されるため、水の使用量抑制、雨水・処理水等の有効利用について事業計画で配慮する。	○：供用(施設、住居)	×	×
	その他	—	×	(特になし)			

環境要素	影響要因	選定の可否	可否の理由・根拠	技術指針マニュアル事業種別標準項目選定例	荒井南(方法書)での選定状況	荒井東(評価書)での選定状況	荒井駅北(方法書)での選定状況	
温室効果ガス等	二酸化炭素	供用	※	工事中は、重機の稼働により排出されるCO ₂ を抑制するよう、稼働スケジュールや使用方法などを工事計画で配慮する。 供用後は住居や商業施設などが新たに出現し、排出されるCO ₂ 量も増加すると考えられることから、事業計画で配慮する。	○：供用(施設、住居、運搬輸送)	※：供用(施設、住居、運搬輸送)	※：工事(重機稼働) 供用(施設・住居)	※：工事(重機稼働) 供用(施設、住居、運搬輸送)
	その他の温室効果ガス	—	×	事業区域に工場等の立地予定はなく、メタン等その他の温室効果ガスを大量に排出する施設の出現は想定されないため、選定しない。	×	×	×	×
	オゾン層破壊物質	—	×	事業区域に工場等の立地予定はなく、ハイドロフルオロカーボン等オゾン層破壊物質を大量に排出する施設の出現は想定されないため、選定しない。	×	×	×	×
	熱帯材使用	工事	※	使用する資材について、熱帯材を極力使用しないよう、工事計画で配慮する。	※：工事(建築物)	※：工事(建築物)	※：工事(建築物)	※：工事(建築物)
	その他	—	×	(特になし)				

注) ○：一般項目 ◎：重点化項目 ※：配慮項目 ☆：地域特性又は事業特性により選定されるべき項目

表 2.2-3 仙台市環境影響評価審査会の意見及び対応方針

項目	意見の概要	対応方針	対応頁
事業計画	居久根はネガティブに扱われているが、南側の公園への移植など、景観も含めて積極的に保全策を検討して欲しい。	梅ノ木地区の居久根についてはその保存の意味合いから、本事業計画において換地設計は現状の土地利用を考慮し、減歩等の緩和を行い、区画道路の整備等必要最小限の改変にとどめ現状を維持する方針としました。	II-41
	隣接地区の居久根・農地との連携を図る旨、明確に表現したほうがよい。コリドーなど、道路・公園をうまく活用するとよい。	隣接地の居久根や農地との連携につきましては、検討の結果、地権者への負担増となるため困難です。その一方で、梅ノ木地区の居久根の隣接地に公園及び公園・緑道を配置し、居久根と一体的に整備するよう関係機関と協議していきます。	II-41
地域の概況	震災による沈下量の把握について、地殻変動による影響があると思うので、整理する必要がある。	資料を収集し、整理致しました。	II-51・52
	大気測定結果について、七郷測定局の経年データ（90 ページ）を見ると、H23 年度は大きな変化はないが、たまたま H23 年度は例年より低く、交通量が増えたことで例年程度になったかもしれないので、内陸側の測定局 2 箇所程度についても比較して欲しい。	既存資料を整理し、内陸部の測定局における経年変化を整理し七郷測定局と比較しました。その結果、七郷測定局と内陸部の各測定局で傾向に大きな相違は見られず、震災後の平成 23 年度は震災前よりも概ね低い水準で推移しており、震災による事業場活動の停止の影響を受けていた可能性が考えられます。	II-48～50
調査・予測・評価	工事の影響も水質（その他 pH）については、“切土・盛土・発破・掘削等”について配慮項目として選定しているのであれば、“工事に伴う排水”についても選定すべきである。	当初調整池からの残土を盛土材として活用する方針とし、この場合、pH について、工事中の影響も配慮項目として考慮することを検討しましたが、その後調整池を設けない計画としたことから、pH については選定しないことと致します。	—
	簡略化で調査期間が短くなるので、密度を上げて調査を行って欲しい。 鳥類について言えば、地点を増やし、居久根に近いところや、事業区域の周辺も見渡せる地点も選定するように。調査日数も 2～3 日程度行う。フクロウは 3 月に夜間調査を行って確認する。5 月は審査会ぎりぎりになるが、できるだけ 5 月中旬に実施して欲しい。	事業区域及び周辺の環境特性である水田及び居久根に留意し、定点及びルートについてはこれを網羅的に把握できるよう設定し調査を行っています。事業区域及び周辺は平坦な地形で、設定した定点及びルートにより当該地域の鳥類相については十分に把握できていると考えておりますが、猛禽類の求愛造巣期や一般鳥類の春の渡り、繁殖期については、より広域な行動圏をもつ種を含む鳥類相をさらに効果的に把握できるよう、ご指摘を参考に、事業区域南東側に 1 箇所定点を追加しました。調査日数は既に実施した調査を含め、3 日間を基本としております。 フクロウ類については繁殖期にあたる冬季（1 月）・春季（3 月・4 月・5 月）については、夜間調査を合わせて実施しました。 5 月調査については、5 月中旬の調査を検討しましたが、準備書取りまとめ工程を考慮し、5 月上旬の調査としました。	定点追加：VII-7-3 調査期日：VII-7-9 夜間調査：VII-7-7
	生物の調査期間は 9 月～5 月ということであるが、夏季が遅く、その時期のデータについては気になる。周辺の調査結果とも比較して、漏れているものがないか見比べて欲しい。	概況調査範囲内で本事業区域の東側約 1km で実施された「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価書」(平成 21 年 8 月)と比較し、本事業で確認できていない種がどの程度あるかについて検討しました。その結果、植物については注目すべき種で調査時期に起因した可能性のある未確認種は含まれないと判断しました。動物についても同様ですが、昆虫類については調査時期に起因した可能性のある未確認種が 54 種程度と多いため、事業着工前の夏季に追補調査を実施する必要があるとしました。	VII-6-30 VII-7-57

2.3 事業計画の内容

2.3.1 基本方針

1) 街づくりコンセプト

当地区の街づくりは、市街化区域編入における前提条件を踏まえ、戸建住宅を中心とした住宅地とし、日常生活の利便となる商業・業務施設の充実を図り、生活利便の高い、快適な住環境の形成を目指すこととし、緑あふれる街並み創出等、宅地内緑化等を含む地区計画の策定を検討する。

また、震災からの教訓を踏まえ、公園、街路、防犯灯等の電源については、災害時におけるエネルギー自立向上の観点も踏まえ環境負荷低減に資する再生可能エネルギーの利用を積極的に検討する。

なお、当該地域は東日本大震災からの復旧・復興に向けた「仙台市震災復興計画」（平成23年11月）において、安全な住まいの確保のための移転の対象となる地区に位置付けられている。

本事業の整備イメージ図を図2.3-1に示す。



図 2.3-1 整備イメージ図

2) 土地利用計画

本地区の施行前土地利用は、ほとんどが農地利用となっており、北東部に集落が一部点在している状況である。

土地利用計画は、表 2.3-1 に示すとおり、住宅地（約 248,400 m²）利用を基本に、日常の利便施設となる商業・業務施設（約 62,600 m²）と福祉・医療関係の公益施設（約 18,800 m²）の誘致を図る方針とする。

住宅地の規模の設定については、仙塩広域都市計画における仙台市の拡大人口フレームと東部地区の被災者の移転先としての新規住宅地を想定した。

また、土地利用計画図は、図 2.3-2 に示すとおりであり、事業区域の南側中央に商業・業務地区及び、公益施設地区を配置し、その周囲に一般住宅地を配する計画である。

本地区の想定用途地域は第 1 種住居専用地域（建ぺい 60%、容積 200%）と第 1 種低層住居専用区域（建ぺい 50%、容積 80%）の予定であるため、中層建築物（集合住宅等）の建築物は想定しているが高層建築物（マンション・商業・業務系建築物）は、立地しないものと想定している。

表 2.3-1 土地利用計画

種 目		施行前		施行後		
		面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)	
公共用地	地方公共団体 所有地	道路	30,354	6.5	120,200	25.9
		水路	24,345	5.3	—	—
		水道用地	2,497	0.5	—	—
		公園	—	—	15,000	3.2
	計	57,196	12.3	135,200	29.1	
宅地	民有地	農地	391,250	84.1	—	—
		住宅地	14,654	3.2	248,400	53.4
		商業・業務地	1,900	0.4	62,600	13.5
		公益施設用地	—	—	18,800	4.1
	計	407,764	87.7	329,800	70.9	
合 計		465,000	100.0	465,000	100.0	

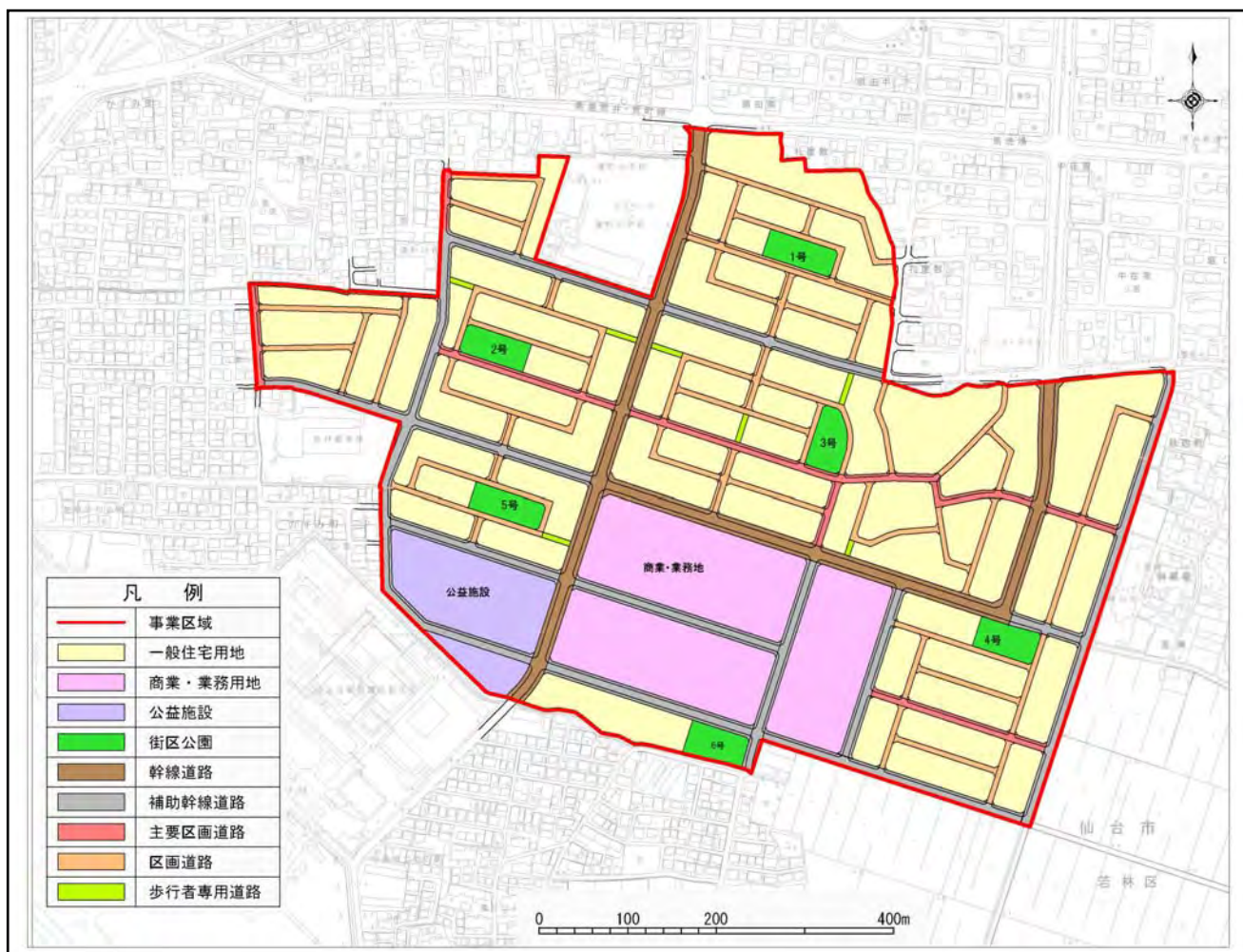


図 2.3-2 土地利用計画図

用途別土地利用のイメージは以下の通りとする。

(1) 住宅地

ゆとりのある良好な住環境を目指すこととし、様々なニーズに応えられるよう 230㎡ (70坪) を標準とした戸建住宅を基本とする。この他、地区内幹線道路の沿線部は一般住宅の他、日常生活の便利施設併用の住宅・アパート等の立地も想定する。住宅戸数は、表 2.3-2 に示すとおり、新規住宅 943 戸に既存住宅地 27 戸をあわせた 970 戸を想定する。

居住環境については、当該地区の南東側に広がる田園風景と調和した宅地内緑化、生活スタイルに応じた自然エネルギーの活用、地域の資材等を利用した環境負荷の少ないエコハウスの推進を進めていく。

なお、田園環境を生かした自然とのふれ合いやゆとりと癒しを求めるライフスタイルから人気のある市民農園については、地区東南側に隣接する農地を提供してもらえるよう計画している。

表 2.3-2 計画人口フレーム

計画人口フレーム

全体宅地面積(㎡)	商・公益(㎡)	既存住宅(㎡)	新規住宅(㎡)	敷地規模(㎡)	新規戸数(戸)	既存戸数(戸)	全戸数(戸)
329,800	81,400	30,700	217,700	230	943	27	970

地区内人口	2,720人	新規住宅：2,640人 既存住宅：80人
1世帯当り人口	2.80人/世帯	
地区内人口密度	59人/ha	地区面積：45.6ha

(2) 商業・業務地

日常生活の利便施設となるショッピングセンターを含む商業・業務地を地区中央部に計画する。これらの施設は広域的な集客を狙ったものでなく、当地区及び周辺の住宅地の利便に供するもので、日常の生鮮食料品のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター、飲食店・書店等の店舗やイベントホール等の立地を想定し、面積は3街区合計で 62,600 ㎡を計画する。

なお、大規模の駐車場は透水性舗装を施すとともに、雨水浸透柵の設置も検討し、環境負荷の低減化を目指すようにする。

(3) 公益施設

今後の高齢化社会を踏まえ、老人ホームやデイサービスセンター等の福祉施設を想定し、地区南西部に 18,800 ㎡を計画する。また、内科・外科等の一般クリニックの医療施設や医療機能併設の高齢者専用住宅の立地も、今後誘導していく予定となっている。

3) 主要施設の配置方針

(1) 道路配置計画

地区内幹線道路として、北側荒井地区の六丁目荒井西線及び、蒲町伊在荒井線を幅員 18m で地区内に延伸させ、中央部の商業・業務地区を通るように結び、地下鉄六丁の目駅へのメインアクセス路とする。

地下鉄六丁の目駅へのアクセスは、徒歩・自転車に対応できるよう歩道を 4.5m 確保するように計画する。

この他、土地利用計画に整合するよう補助幹線道路は、幅員 14m、13m、11m、主要区画道路は幅員 9m、区画道路は 6m を段階構成に留意して配置する。また、歩行者の利便性及び歩行者動線等を考慮し幅員 6m、3m の歩行者専用道路を効率的に配置する。

道路網計画図を図 2.3-3、道路標準断面図を図 2.3-4 に示す。

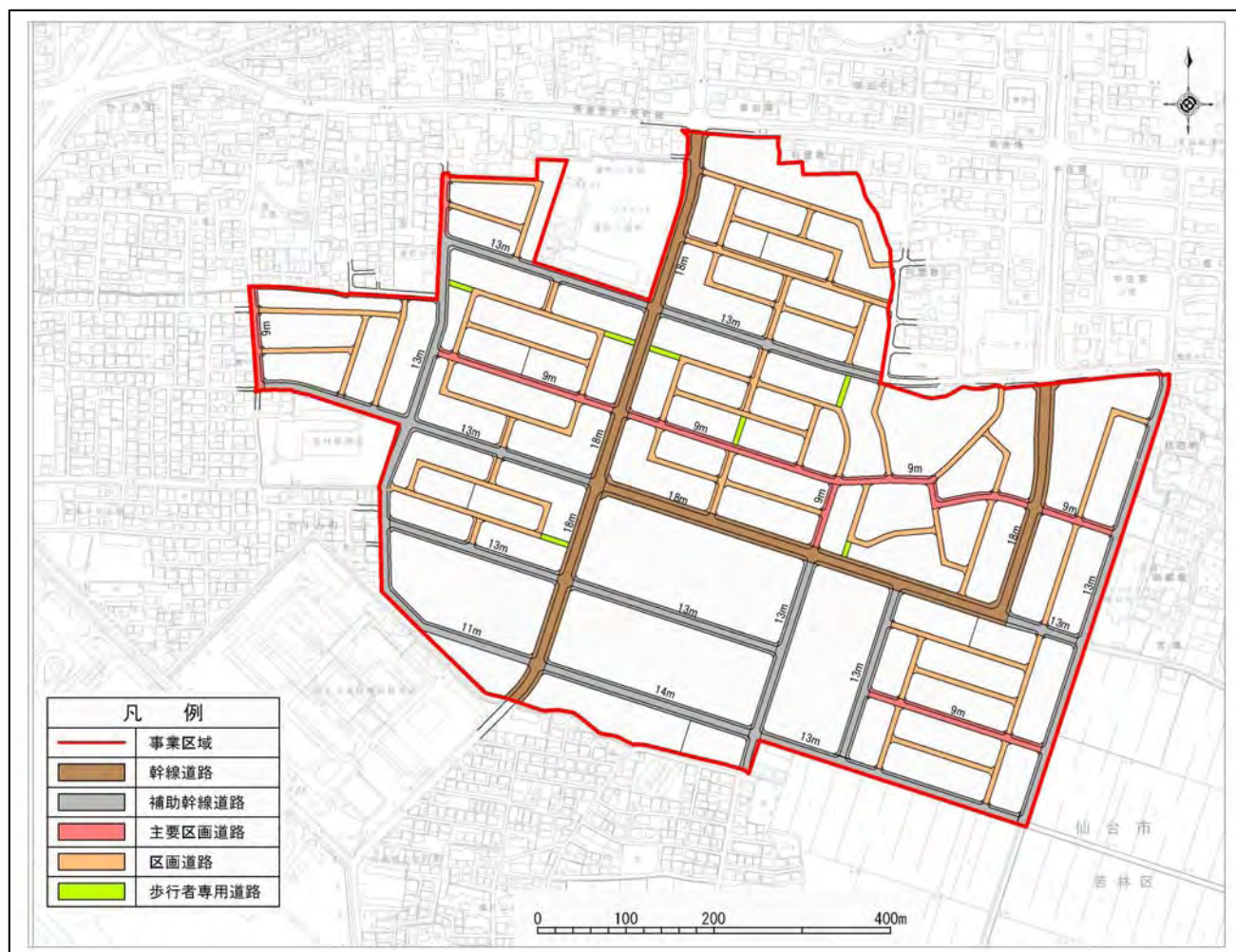


図 2.3-3 道路網計画図

幹線道路 18M

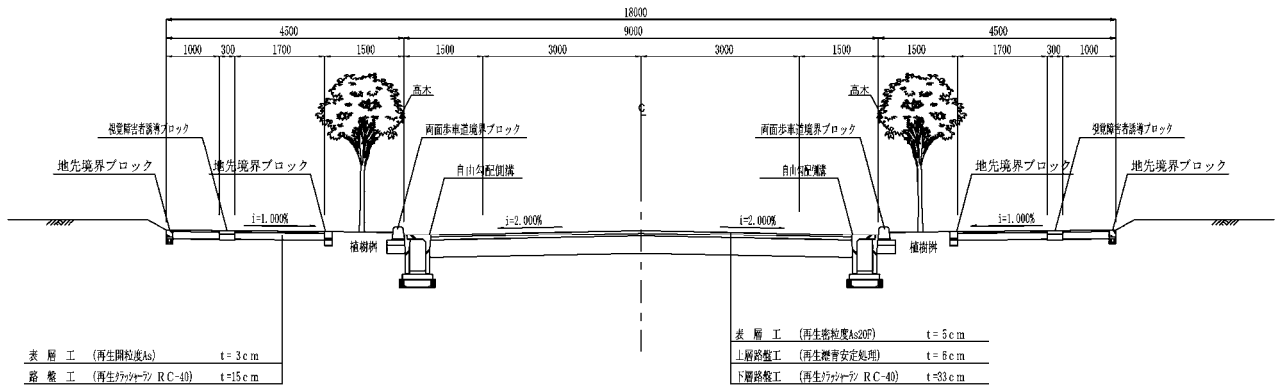


図 2.3-4(1) 道路標準断面図(幹線道路:18m)

補助幹線道路14M

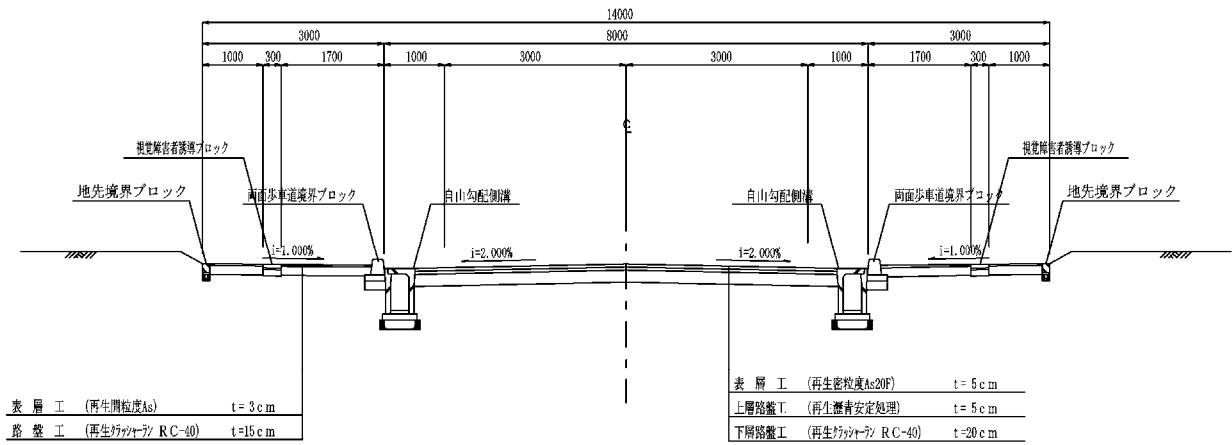


図 2.3-4(2) 道路標準断面図(補助幹線道路:14m)

補助幹線道路13M

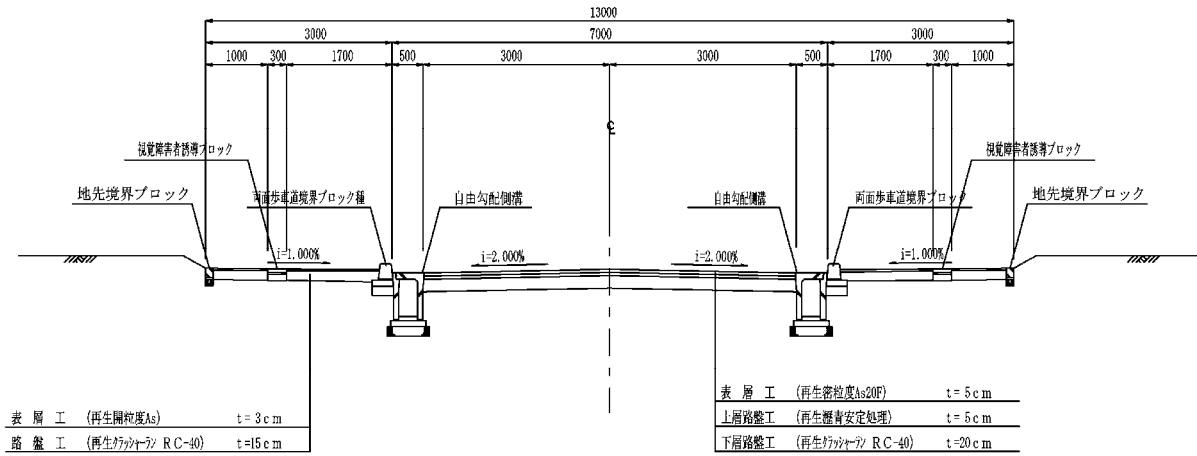


図 2.3-4(3) 道路標準断面図(補助幹線道路:13m)

補助幹線道路11M

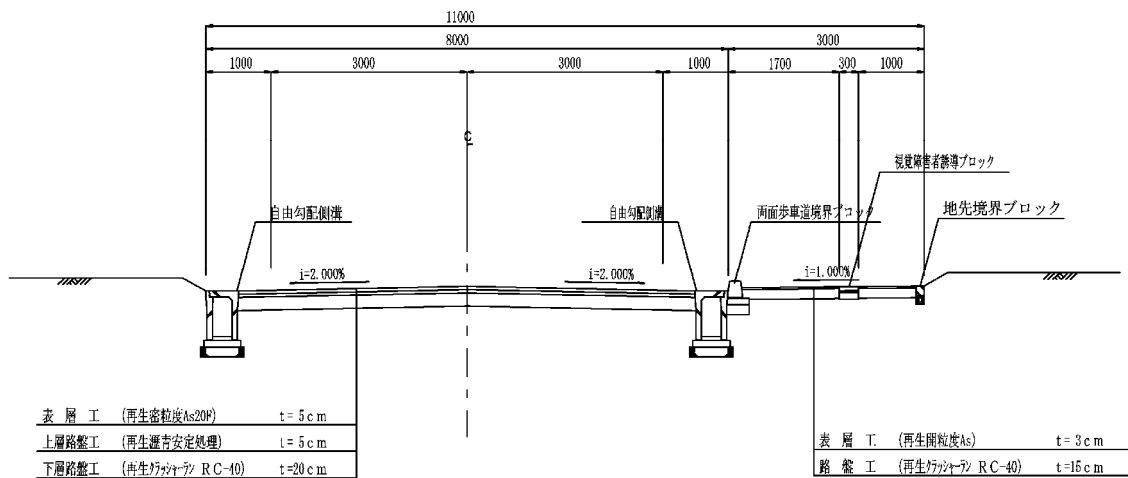


図 2.3-4(4) 道路標準断面図(補助幹線道路:11m)

主要区画道路 9M

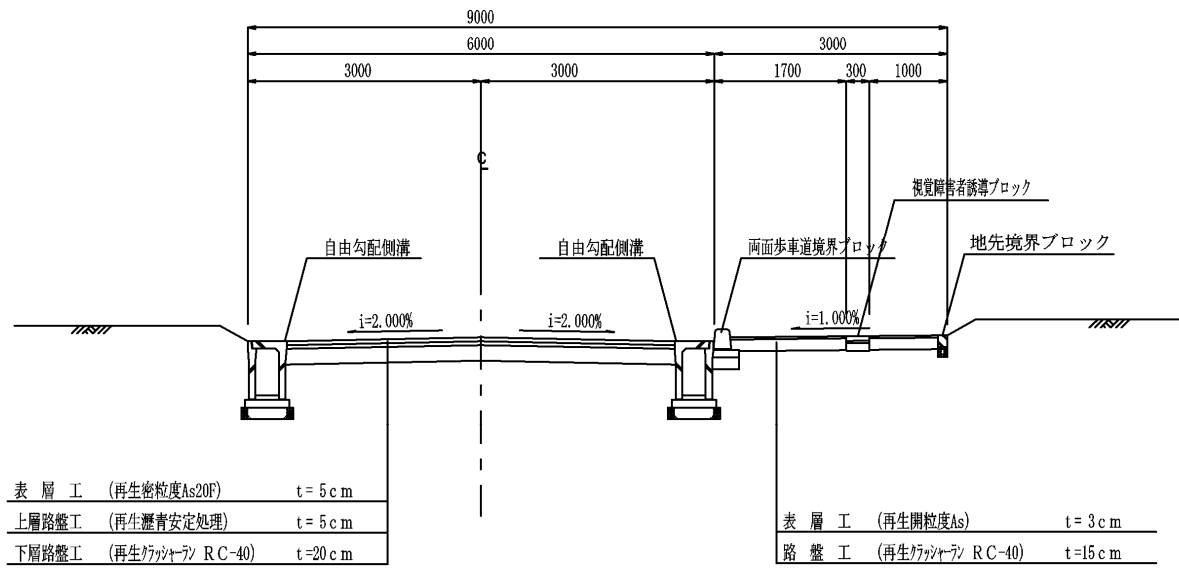


図 2.3-4(5) 道路標準断面図(主要区画道路:9m)

区画道路 6M

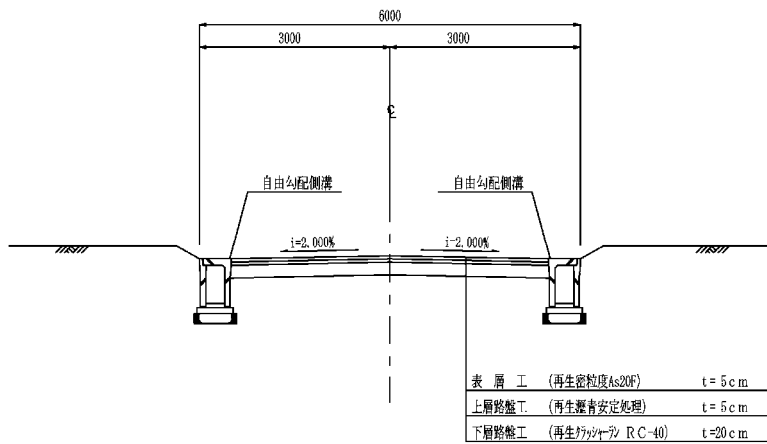


図 2.3-4(6) 道路標準断面図(区画道路:6m)

歩行者専用道路6M

歩行者専用道路3M

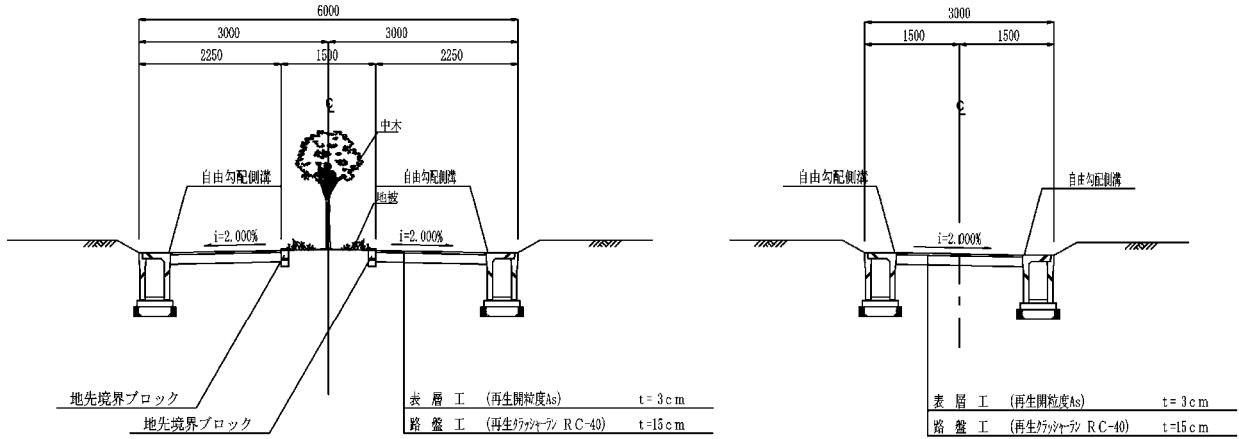


図 2.3-4(7) 道路標準断面図(歩行者専用道路:6m、3m)

(2) 公園計画

土地区画整理法施行規則（昭和 30 年 3 月政令第省令第五号）第 9 条第 6 項に基づき、地区内計画人口 1 人当たり 3 m²以上、かつ開発区域面積の 3 %以上を確保することとし、設置規模については、2,500 m²の街区公園を誘致距離(250m)、歩行者動線等を考慮して 6 箇所配置計画し、公園の合計面積は 15,000 m²を確保する計画である。

なお、埋蔵文化財の調査により、保全すべき遺跡等が確認された場合においては、配置変更するなどして遺跡の保全に配慮する方針とする。また、梅ノ木地区の居久根はみどりの地域資源であるため、居久根に隣接させて公園を配置し、居久根と関わりのある連続性のある整備を行い、市民の憩いの場となるような公園整備を目指す。

表 2.3-3 に必要公園面積算定表、図 2.3-5 に公園配置図を示す。

表 2.3-3 必要公園面積算定表

計画人口から算出	計画人口 2,720 人 × 1 人当たり必要面積 3.0 m ² = 8,160 m ²
開発面積から算出	開発面積 465,000 m ² × 開発面積の 3.0% = 13,950 m ²
よって、当地区において公園の必要面積は 13,950 m ² 以上となる。	

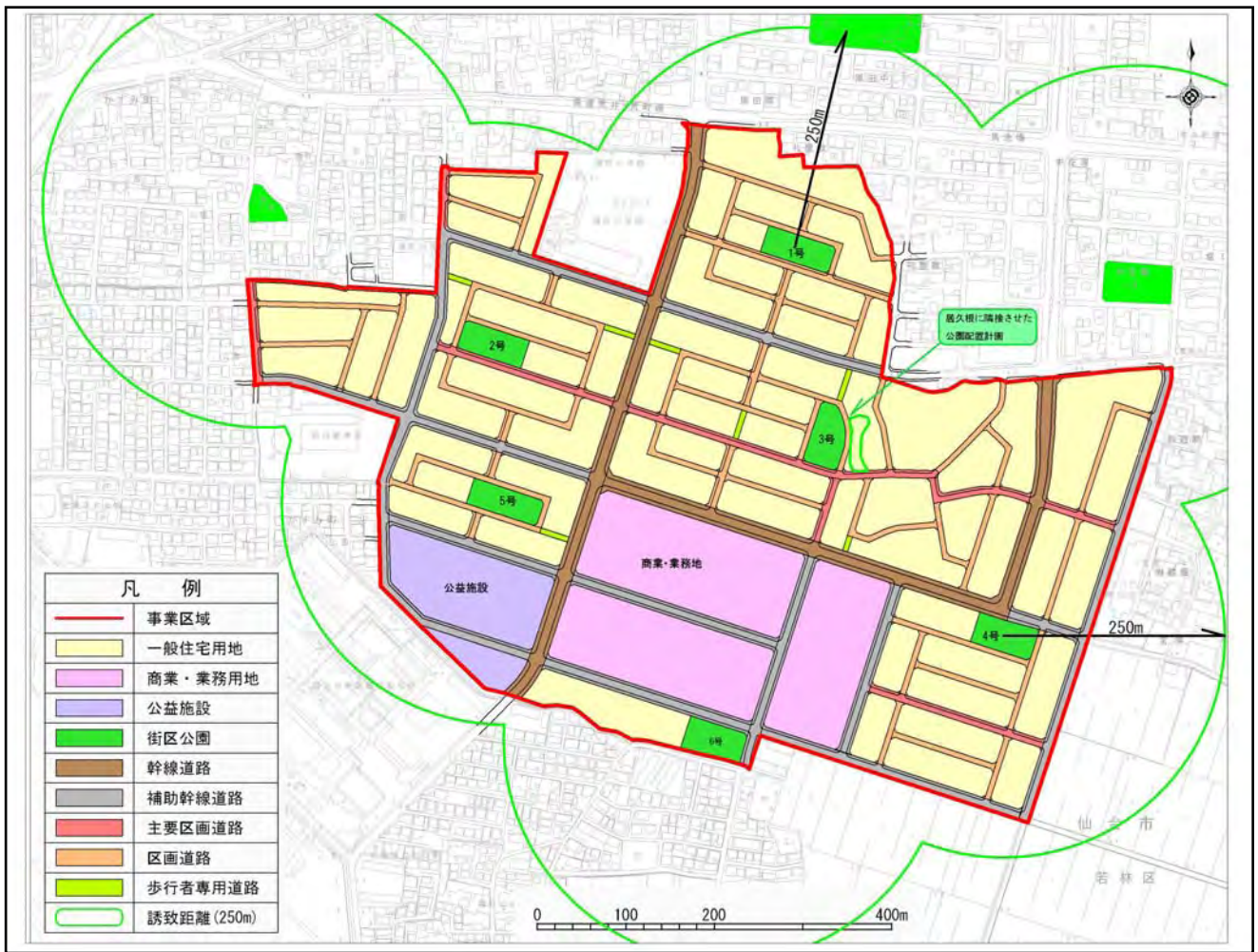
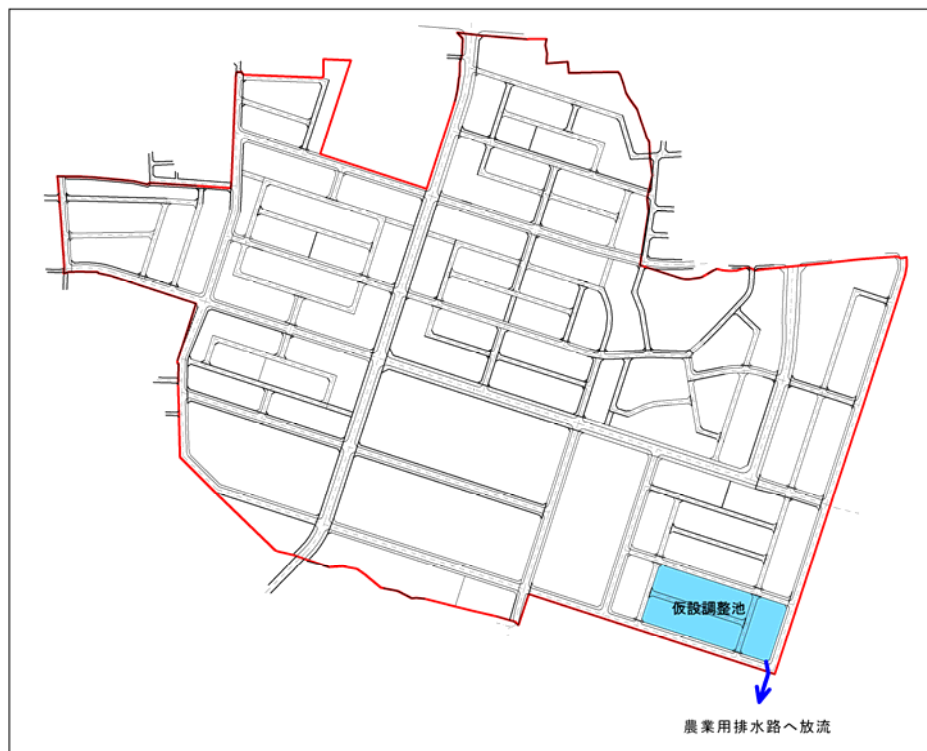


図 2.3-5 公園配置図

(3) 仮設調整池計画

仙台市下水道課との協議を踏まえ、雨水排水は（仮称）東部排水路に接続するものとするが、（仮称）東部排水路が完成するまでの期間は仮設調整池を設置し、洪水調整機能を変化させることなく確保するものとする。仮設調整池の配置位置については南東部の農業用排水路に接した位置に計画する。



仮設調整池容量

標高 (m)	高さ (m)	面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	容量 (m ³)	累計容量 (m ³)	備考
1.30		8,830				池底
2.00	0.70	9,480	9,155	6,409	6,409	
3.00	1.00	10,410	9,945	9,945	16,354	
3.40	0.40	10,790	10,600	4,240	20,594	H. W. L ≥ 20,400m ³
4.00	0.60	11,350	11,070	6,642	27,236	ダム高

・ 仮設調整池水位諸元

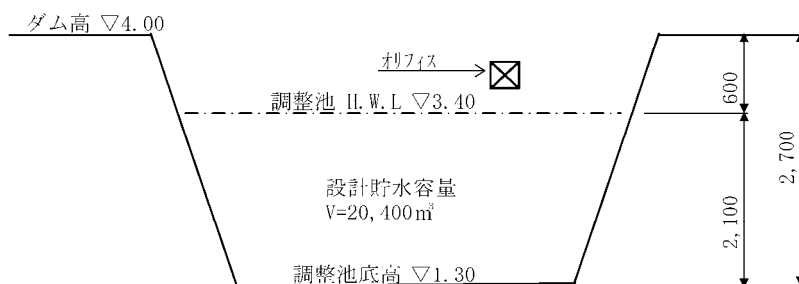


図 2.3-6 仮設調整池計画

(4)用水・排水処理計画

用水・排水（農業用・排水のほか雨水・下水を含む）は、施行地区一帯がほぼ同一の分水
区に属しているため、上流部の取水ゲート閉鎖により地区内の用排水を止めることが可能で
ある。

地区南側隣接農地の地権者の営農継続意向によっては用水の確保が課題となるが、今後の
協議とする。本事業では、地区内の用排水路を廃止することを前提とする。

用水・排水路の現況を図 2.3-7 に、用排水路整備計画を図 2.3-8 に示す。

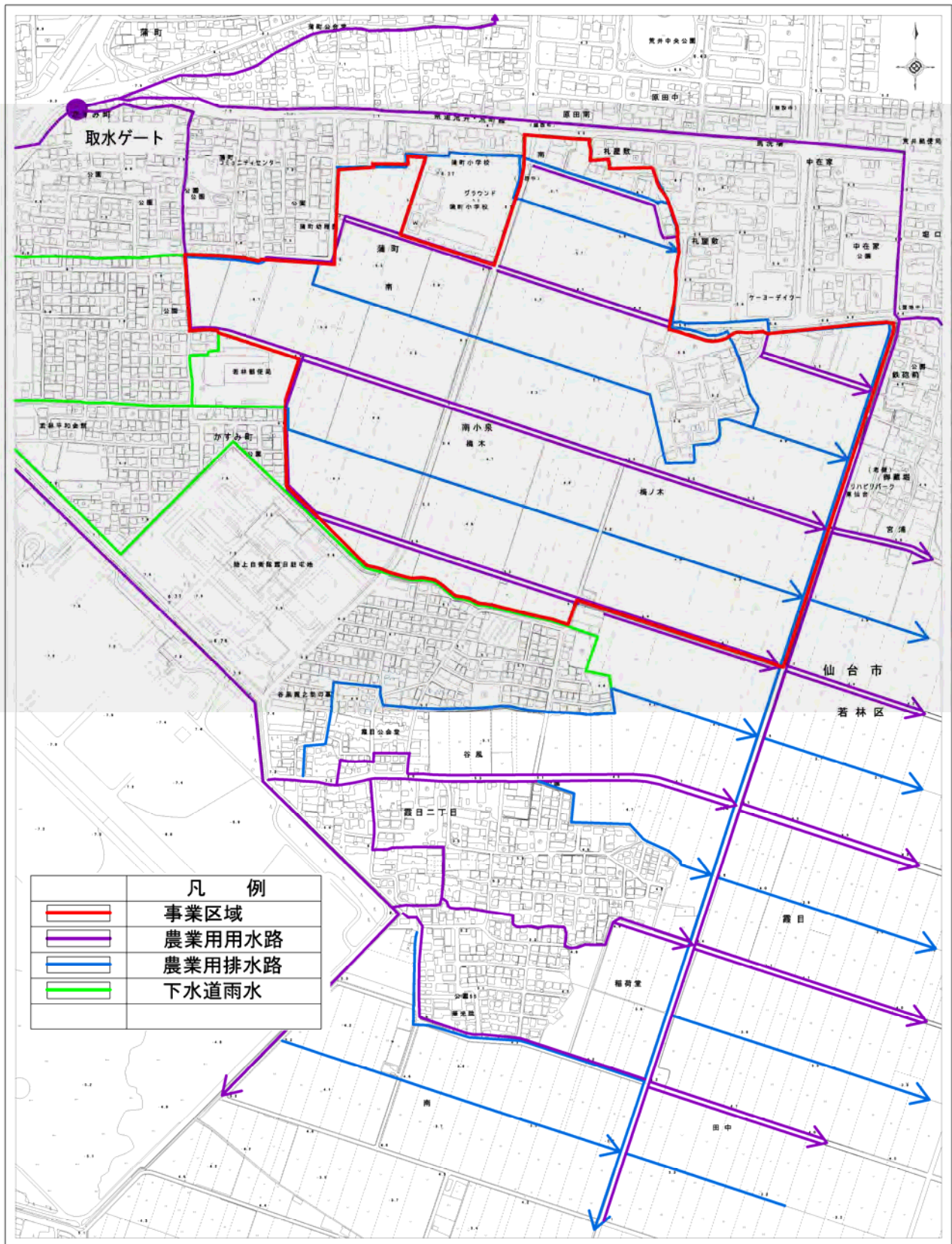


図 2.3-7 用排水路の状況(現況 農業用・排水のほか雨水・下水を含む)

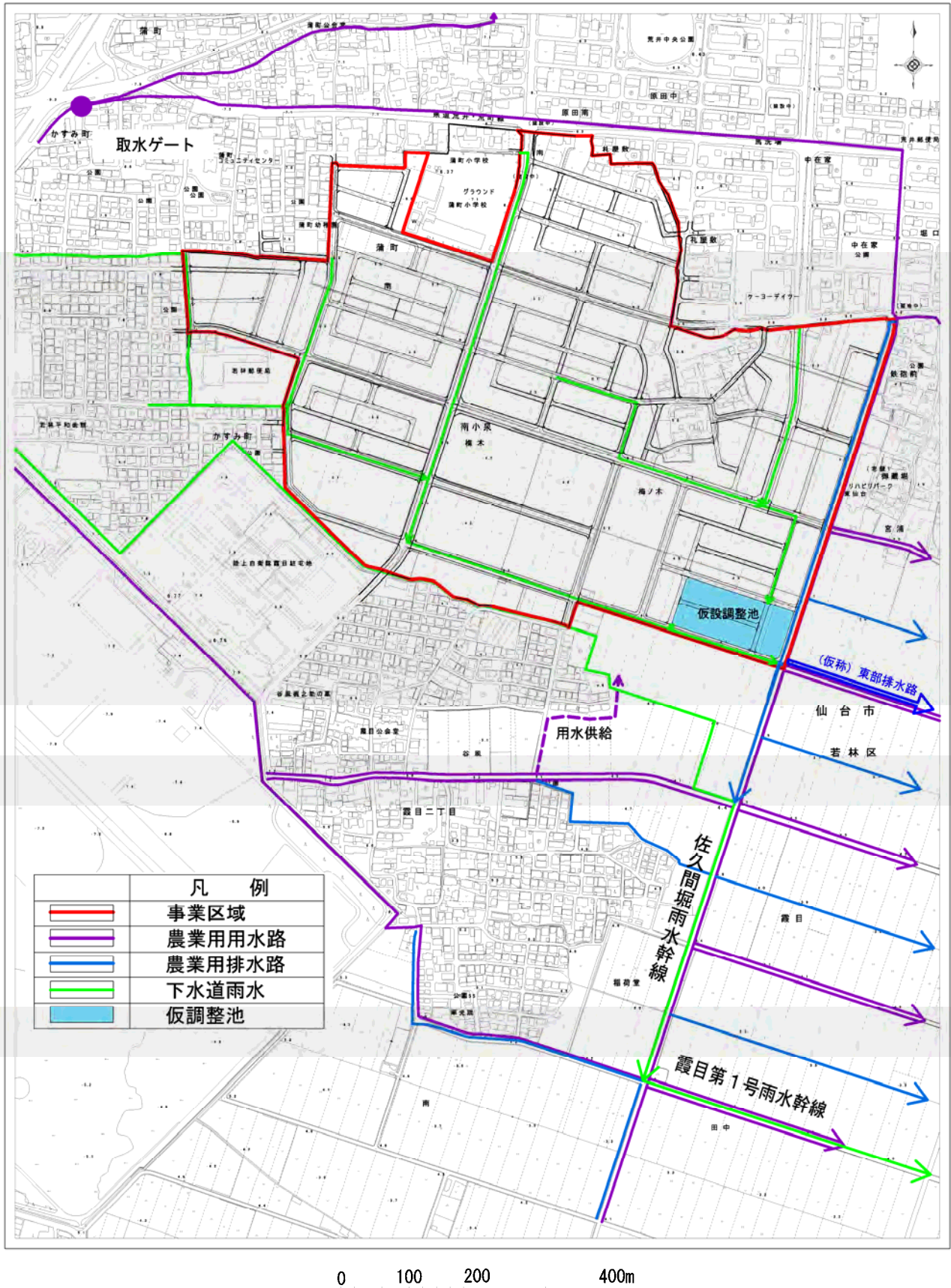


図 2.3-8 用排水路の状況(計画 農業用・排水のほか雨水・下水を含む)

2.3.2 造成計画

本地区は概ね平坦な地形で、標高は約 3.0m～6.0m の範囲で南東に向かって緩やかに傾斜している。宅地整地の方針としては、土地利用計画との調整を図りつつ、現況地形、地区周辺との調和、防災対策を考慮して定めることとする。

設計条件は、宅地の高さを道路端部より 20cm 高を標準とし、既設道路及び既存住宅地に摺り付ける箇所については、現況高さを重視する。

また、宅盤のブロックごとの計画高は、最高部から約 0.5～1.0% 程度の勾配により隅の高さを設定し、これらの平均を宅盤の平均計画高とする。

宅地造成における盛土量は、既存宅地部分を除き現況地盤と計画地盤との比高差は、平均約 0.7m であるが、圧密沈下を平均約 30cm、復興支援の一環として東部地域の圃場整備事業に表土を約 30cm 提供する予定のため、計画盛土高は平均約 1.3m となり、土量は約 45 万 m³ と想定する。これらは全て購入土とする方針である。

土量計画は表 2.3-4 に、土工計画図を図 2.3-9、盛土計画図を図 2.3-10 示す。

表 2.3-4 土量計画

種別	土量	備考
盛土量	約 450,000 m ³	購入土 (平均 1.3m)
切土量	約 136,000 m ³	表土及び仮設調整池

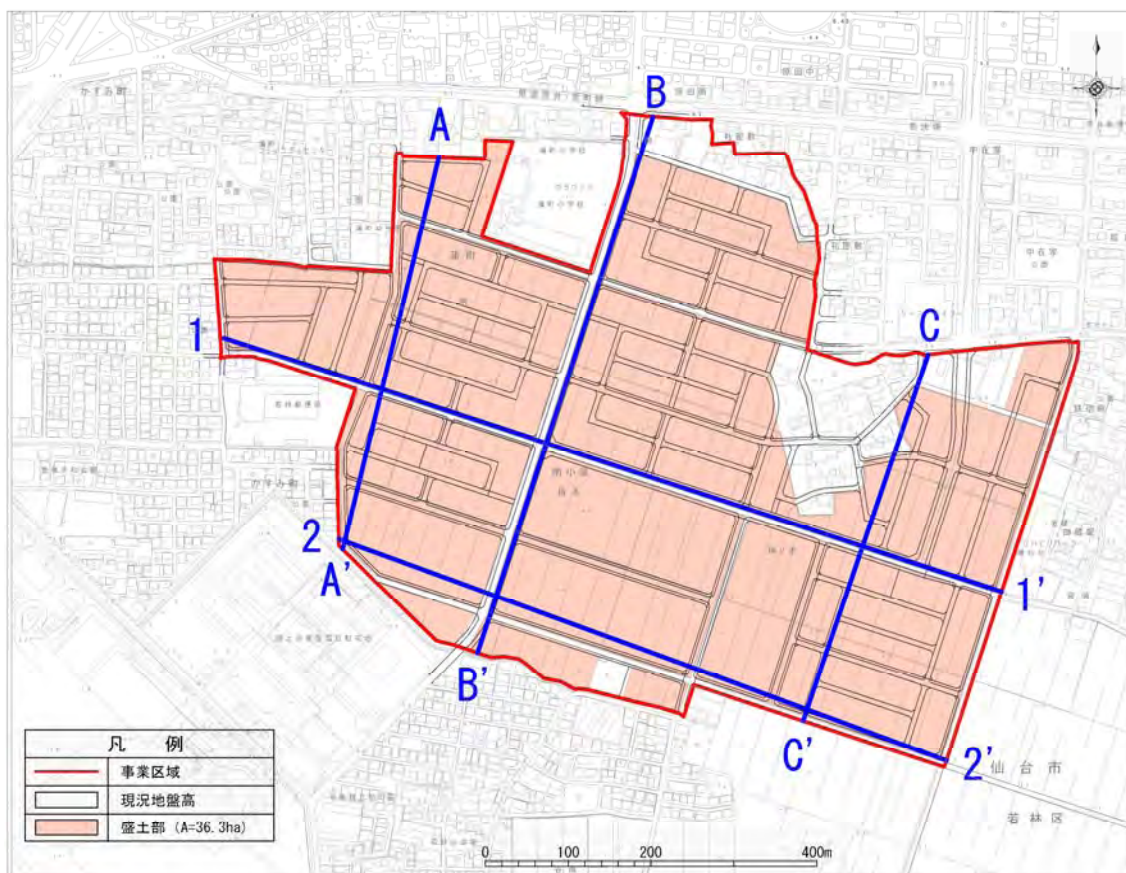


図 2.3-9 土工計画図

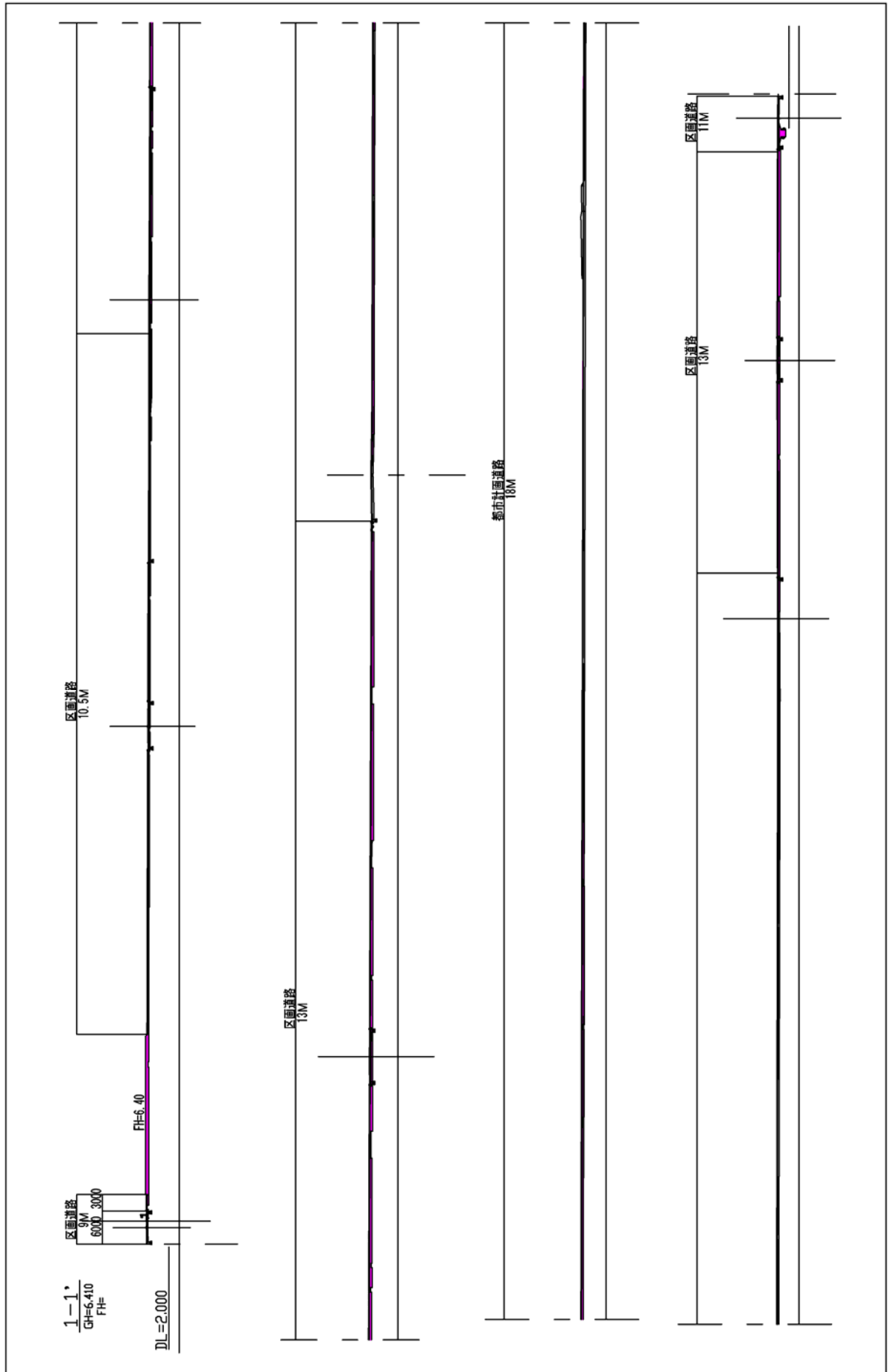


图 2.3-10(1) 盛土計画図(1-1'断面)

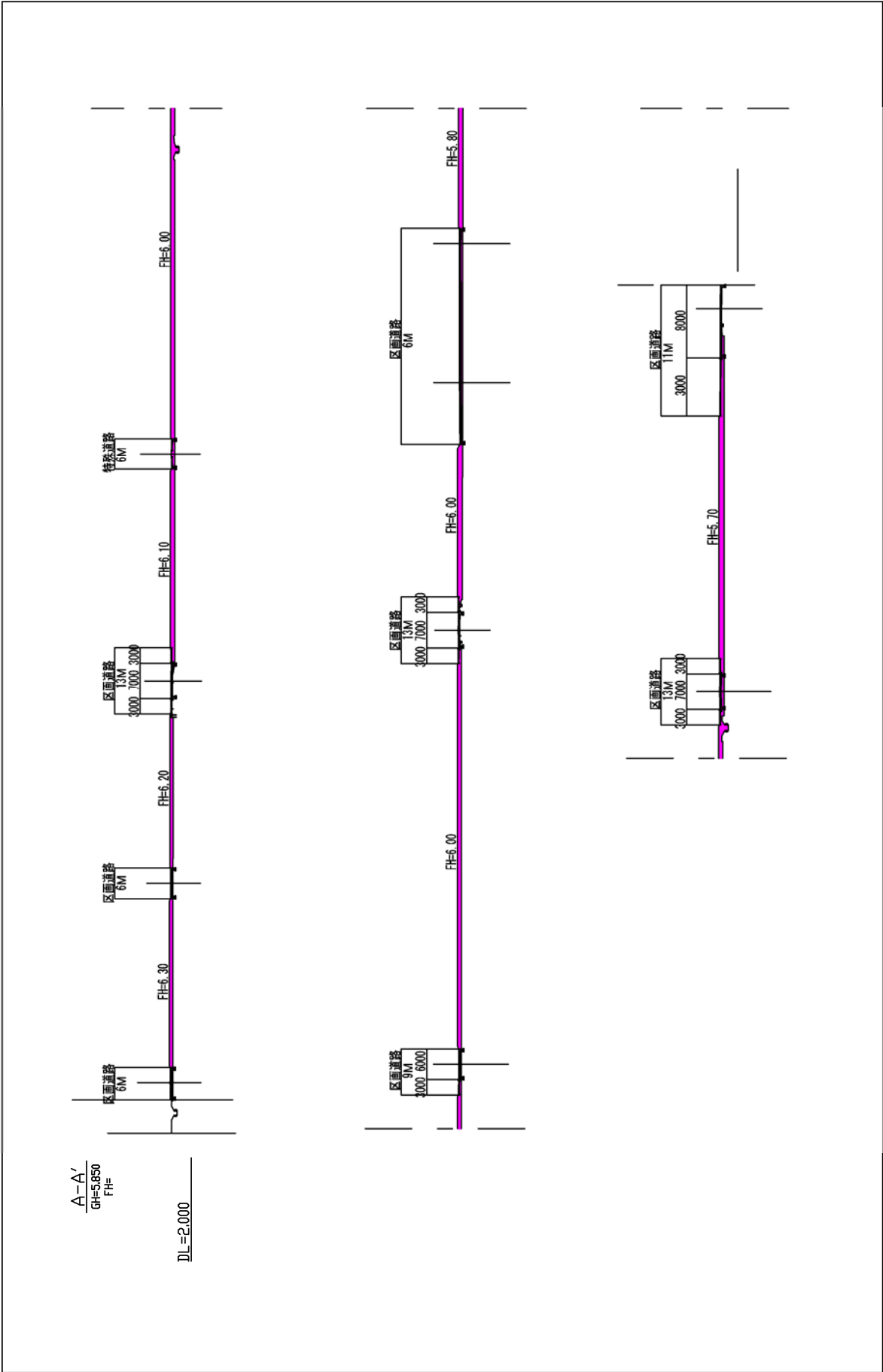


图 2.3-10(3) 盛土計画図(A-A'断面)

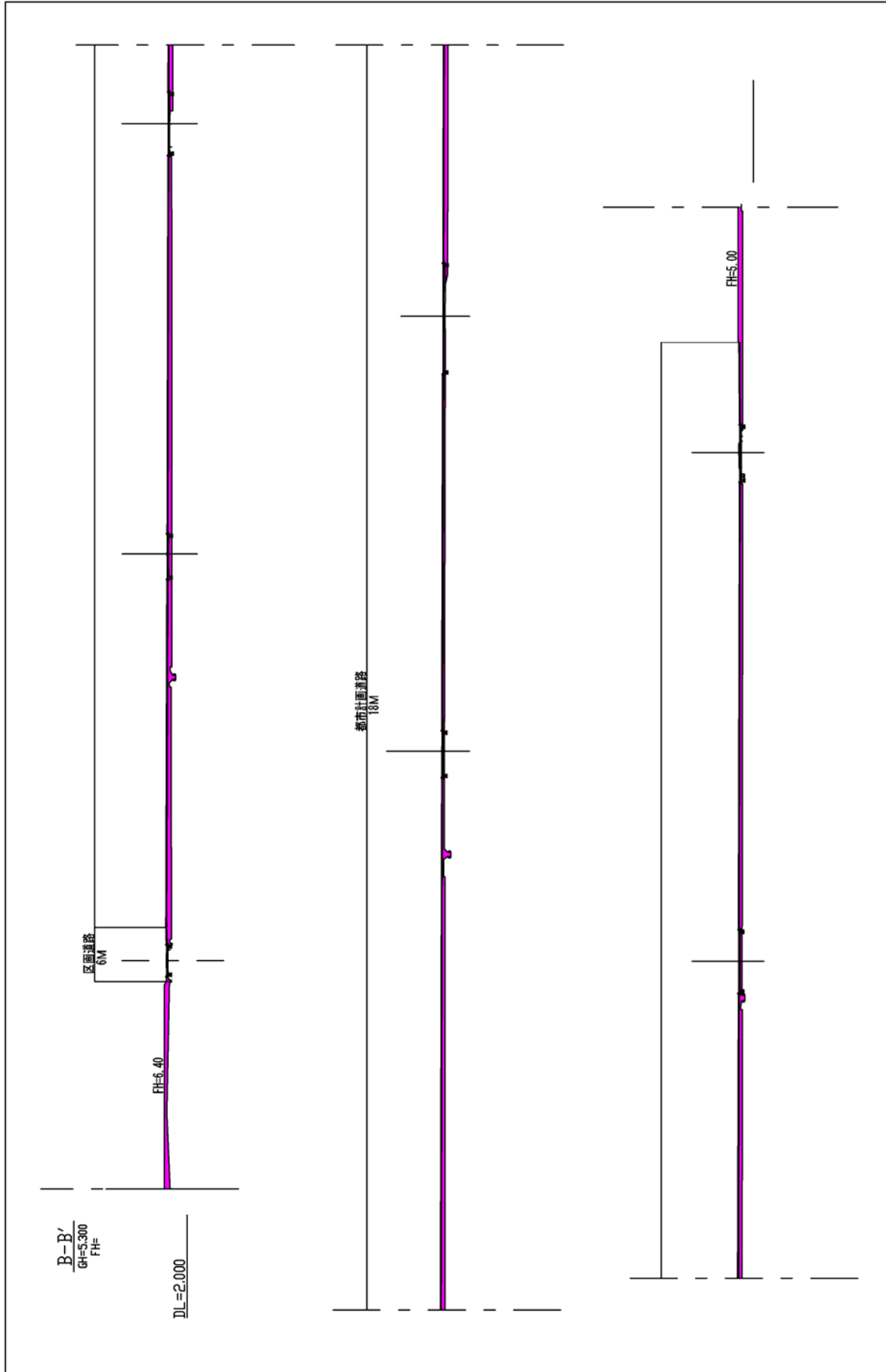


図 2.3-10(4) 盛土計画図 (B-B' 断面)

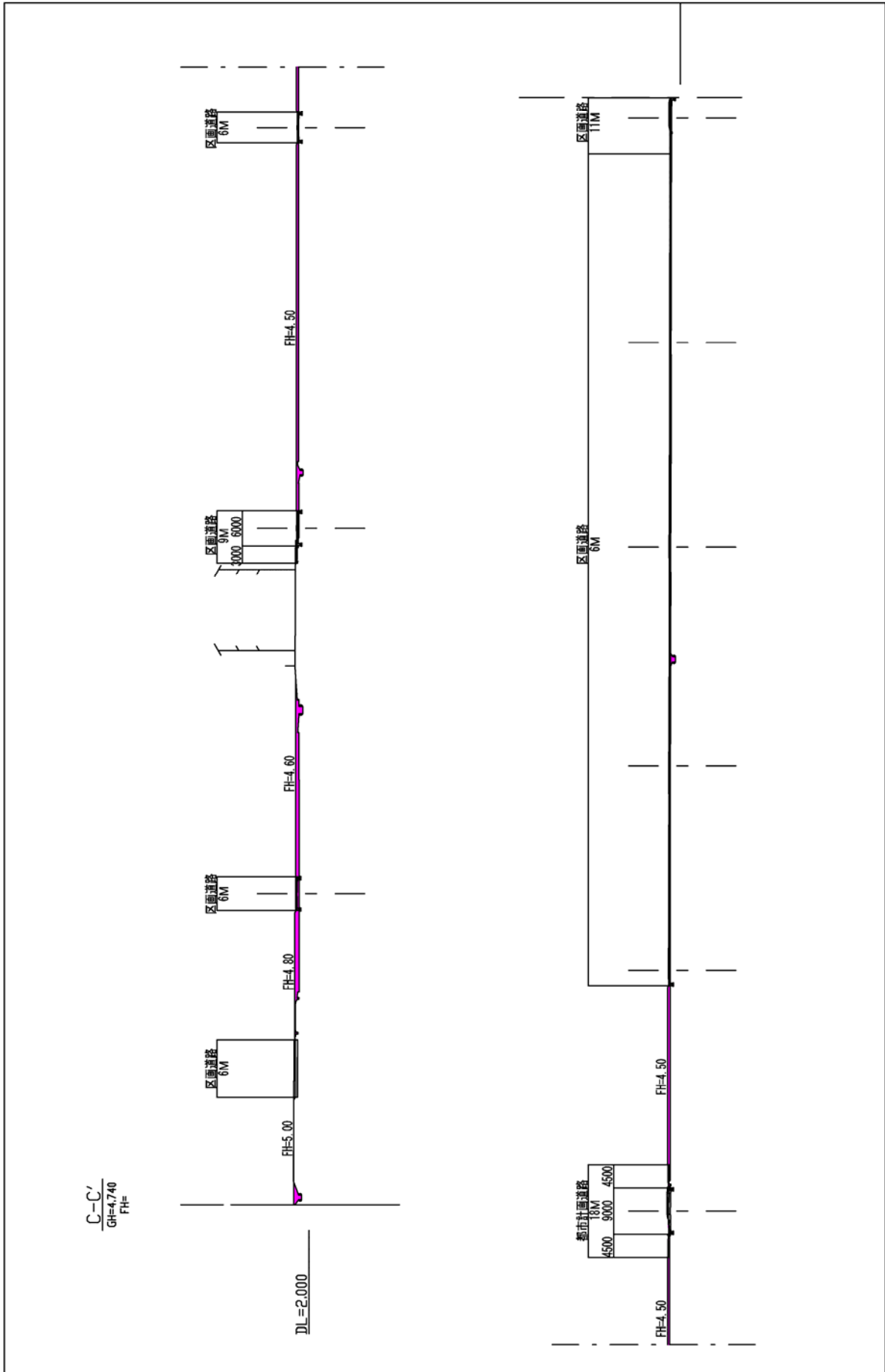
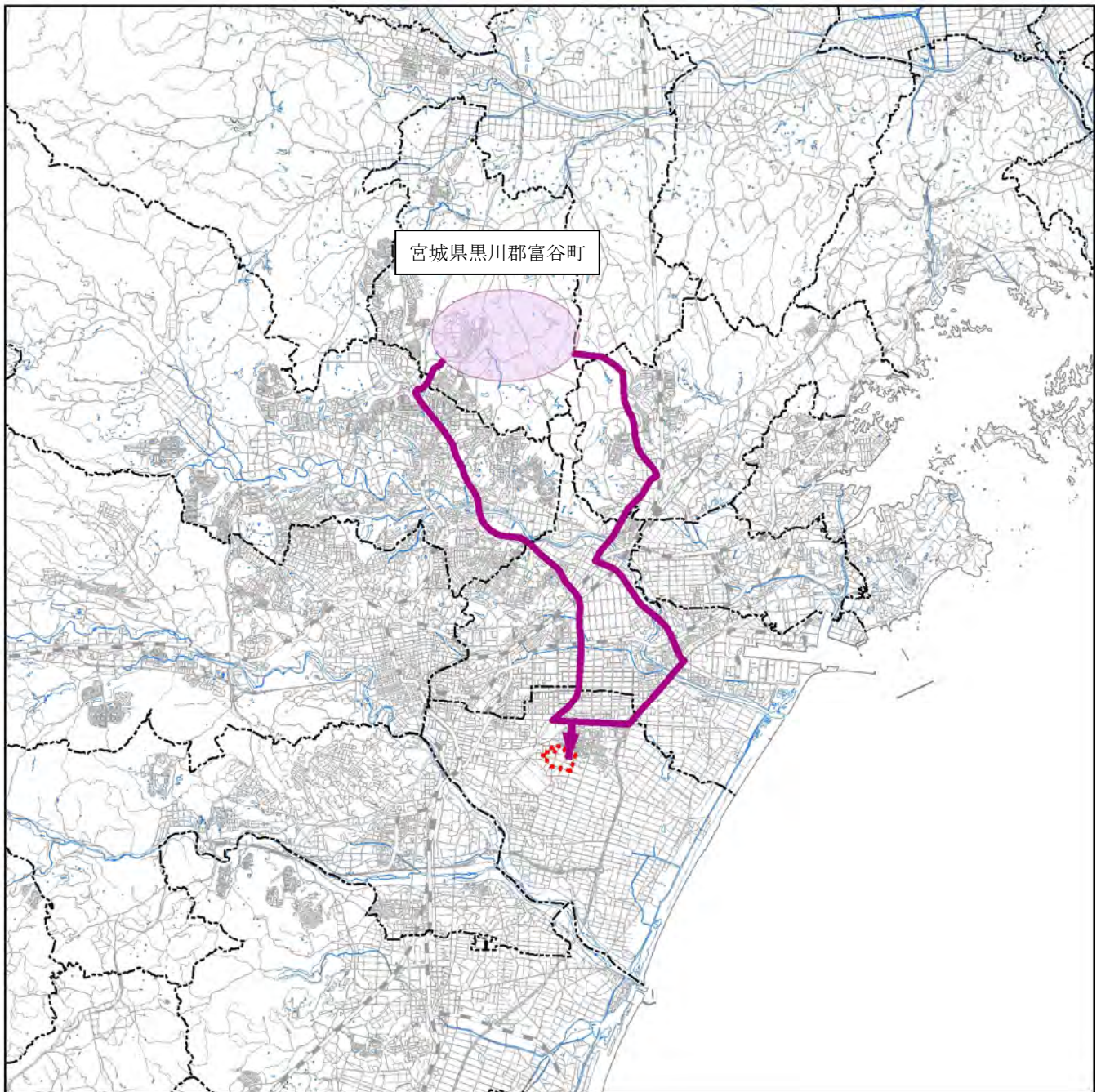


图 2.3-10(5) 盛士計画図 (C-C' 断面)

購入土の土取場を選定する際には、必要な補給土量に応じていくつかの土取場を候補地とし、それぞれについて地形、土質、運搬距離、運搬経路、周辺環境、地元関係、条例の規制等の諸条件を調査してその工事に最も有利で経済的な土取場を選定するが、現時点では図 2.3-11 に示す場所・ルートを想定する。



凡例




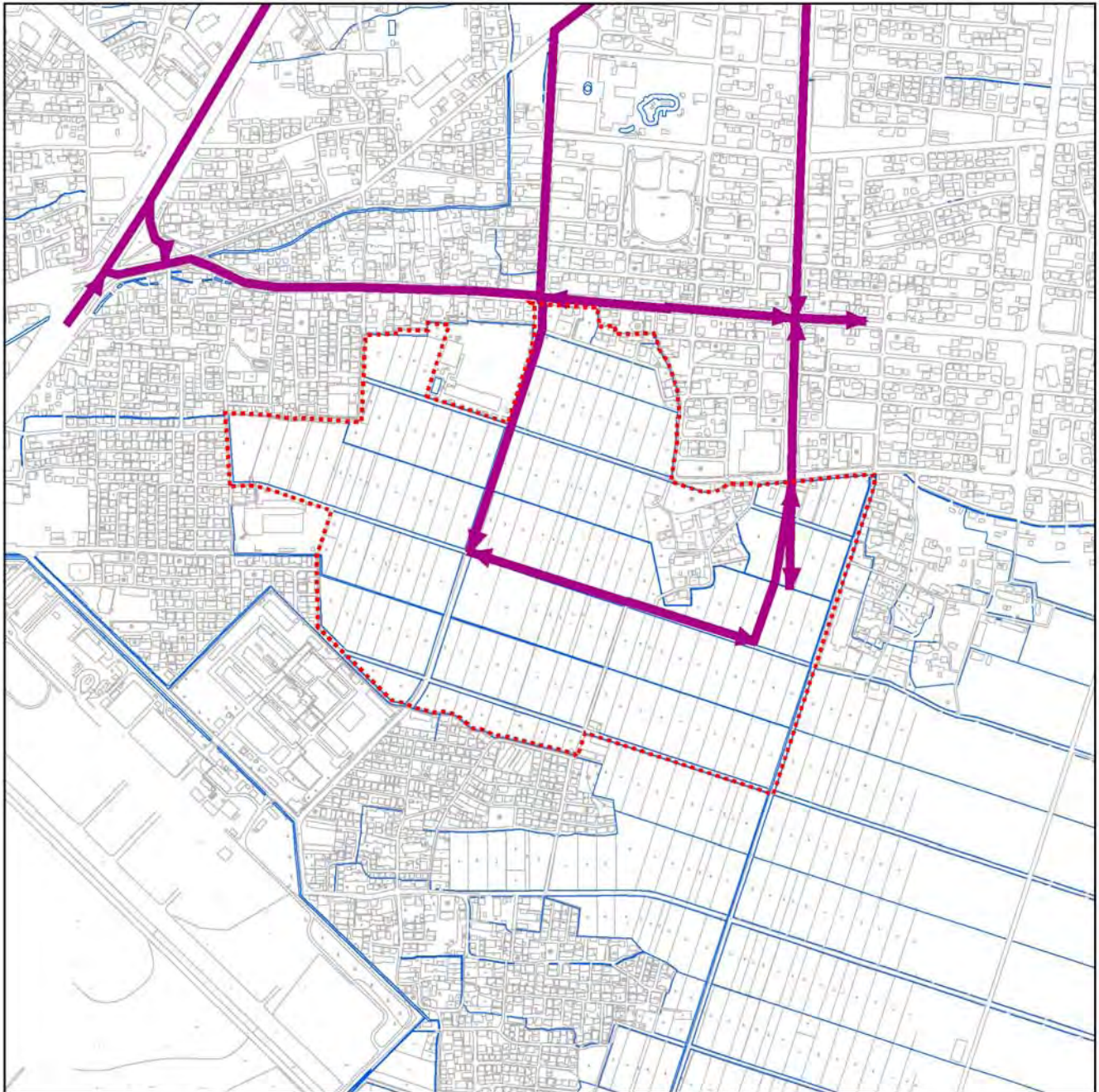
-  事業区域
-  土取場位置(想定)
-  車両ルート(想定)

図2.3-11(1) 盛土材搬入経路(想定・広域)



0 2,000 4,000 8,000 12,000 m

1:200,000



凡例

- 事業区域
- ➔ 車両ルート(想定)

図2.3-11(2) 盛土材搬入経路(想定・事業区域付近)



1:10,000



2.3.3 埋蔵文化財の調査・保全計画

当地区は、仙台東郊条理跡及び中在家南遺跡の隣接地に当たるため、文化財保護法の趣旨及び適用措置を尊重して事業を進めることとし、造成工事に先立ち試掘・確認調査を行い、遺構、遺物等が確認された場合は本発掘調査を実施する。

保全すべき遺跡等が確認された場合は、公園を配置して遺跡の保全に配慮する。

2.3.4 工事工程計画

工事期間は、平成24年12月～平成29年9月の4年10ヶ月とし、このうち、仮設調整池の宅地化を除いた部分は平成28年12月に竣工する計画である。

工種別工事工程計画を図2.3-12に、重機ユニット及び工事用車両台数を表2.3-5に示す。

工事項目	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度															
	10	12	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
準備工事																																				
仮設防災工事 ・表土掘削																																				
整地工事																																				
下水道工事																																				
道路工事																																				
上水道・ガス工事																																				
公園緑地工事																																				
撤去作業																																				

図 2.3-12 工事工程計画

表 2.3-5 重機ユニット及び工事用車両台数

年月	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度				H29年度															
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
準備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮設防災工事(掘削)・表土掘削	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
整地工事	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮設防災工事(法面整形)	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
整地工事(表土)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮設工事(路床安定処理)	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下水道工事(管渠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道工事(アスファルト舗装)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上水道・ガス工事(管渠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公園緑地工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
撤去作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ユニット	2	2	2	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
車両(タンクトラック)	58	58	58	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
車両計(台/日)	58	58	58	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144

2.4 環境保全措置の方針

1) 屋敷林（居久根）に関する環境保全措置の方針

荒井西地区内の梅ノ木集落にある屋敷林は、事業区域に隣接する市の代表的な居久根である長喜城集落の屋敷林とともに、仙台市が進める「百年の杜づくり」の重点取り組み施策において、杜の都の原風景が感じられる屋敷林としてその保全を検討している荒井・長喜城地区に含まれている。

屋敷林の機能は、仙台平野を代表する景観資源であるとともに、動植物の生態系を育む場所など多様な機能を有している。また、平成23年3月の大震災において、津波に対する消波機能を有することも新たに認識され、防災性の観点からもその重要性について再認識されている。

梅ノ木地区の居久根についてはその保存の意味合いから、本事業計画において換地設計は現状の土地利用を考慮し、減歩等の緩和を行い、区画道路の整備等必要最小限の改変（概ね5%程度と想定される）にとどめ現状を維持する方針とした。従って、当該居久根の存続については現状と同様に所有者の土地利用計画への意向にゆだねられる。居久根本来の機能、すなわち快適な住環境（防風・気象緩和）形成や燃料・用材・食料供給源としての、人の営みと密接した機能を保持した保全の可能性を残すことを選択した。

なお、当該居久根が将来永続的に保全される保証は必ずしもないが、例えば杜の都の環境をつくる条例に規定された保存緑地制度等を活用するなどの手法を関係機関に働きかけ、所有者を支援していくことで当該居久根の永続的な保全をより確実なものにしていくとともに、当該居久根に隣接した場所に公園や緑道を配置し、居久根と一体的に整備するよう関係機関と協議していく。

2) 航空機騒音に関する環境保全措置の方針

本地区南側に陸上自衛隊霞目飛行場があり、本地区は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型に当てはめる地域内に位置している。類型指定地域周辺では、毎年6地点で市が航空機の騒音測定を行っている。

騒音測定結果は、すべて環境基準を超過していないが、陸上自衛隊霞目飛行場に近接する地域特性を考慮し、土地利用計画では飛行場に面する南側に商業（食品・衣料スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、飲食店等）・業務用地や公益施設（クリニックモール・金融機関等）（必要に応じ騒音対策を講じて騒音の影響を低減させたもの）を配置し、一般住宅を北側に寄せることにより影響の軽減に努める。

なお、環境影響評価においては航空機騒音の影響を加味するものとし、①航空機騒音、②一般環境騒音、③道路環境騒音について平成23年10月23日～19日に調査を実施し現況を把握した。調査結果の概要を以下に示す。調査方法等の詳細については、p.VII-2-3に示す。

現地調査日の設定について、航空機騒音が大きくなる時期については、航空自衛隊からのフライト情報の提供が十分得られないため特定が困難であったことから、経時変化等については市の測定結果を参照して整理する。

(1) 航空機騒音

WECPNL^{注1)} (単位なし) に加え、 L_{den} ^{注2)} (単位: dB) についても集計した。その結果、WECPNL (53)、 L_{den} (42dB) 共にI類型の環境基準を下回る結果であった。また、市の測定結果と比較しても、最も低いレベルの地点とほぼ同等の結果であった。

注1) WECPNL: 加重等価平均感覚騒音レベル。航空機騒音に係る現行の指標。

注2) L_{den} : 時間帯補正等価騒音レベル。平成25年4月より航空機騒音の評価指標となる。

(2) 一般環境騒音

特定の音源を対象としない一般環境について、航空機騒音を加味した場合と異常音として除外した場合の2ケースの L_{Aeq} ^{注3)} (単位: dB) を集計したところ、航空機の飛行がある昼間の時間帯の平均値で1dB程度の差が認められた。

注3) L_{Aeq} : 等価騒音レベル。一般環境騒音や道路交通騒音の評価指標。

(3) 道路環境騒音

一般環境騒音と同様に、航空機騒音を加味した場合と異常音として除外した場合の2ケース L_{Aeq} を集計したところ、ほとんどの地点で同等の値となり、自動車による騒音の方が卓越しているものと考えられる。ただし、飛行場に最も近い1地点ではやはり1dB程度の差が認められた。

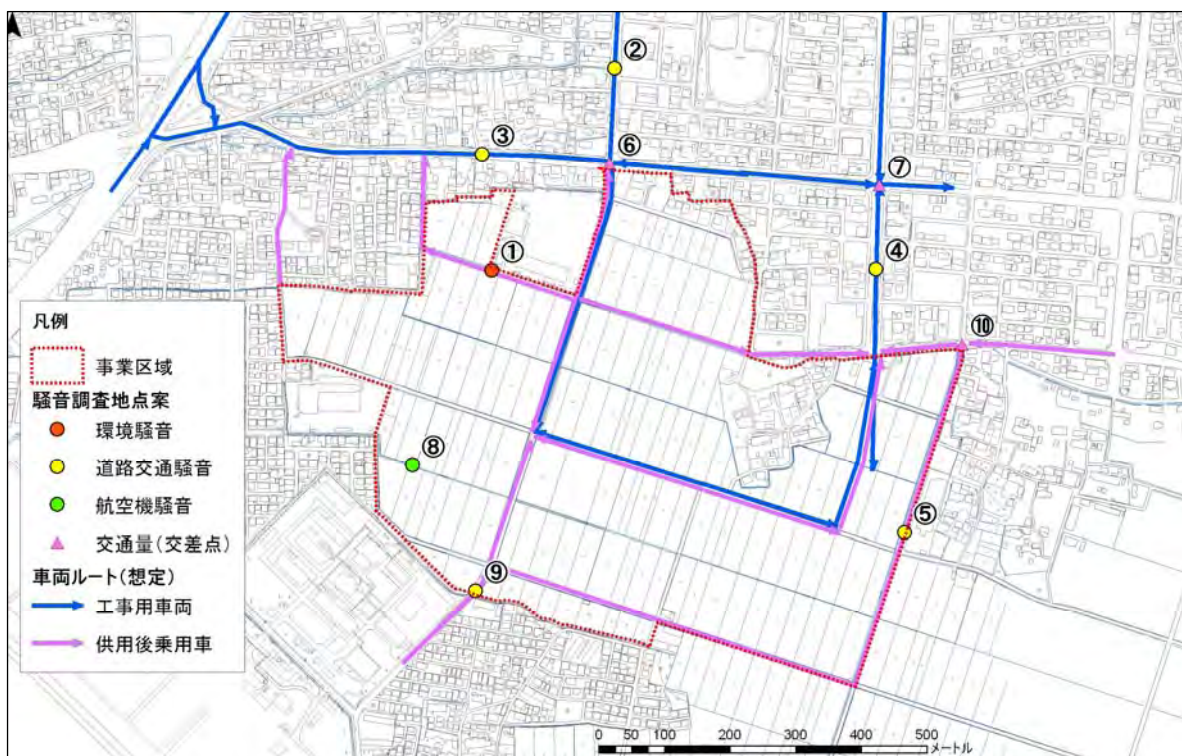


図 2.4-1 騒音調査地点

<航空機騒音>

○総括表

項目	測定期間内 1日平均飛行回数	測定期間内 平均	評価	環境基準 (I 類型：将来)	環境基準 (II 類型：現況)
WECPNL	23	53	○	70	75
L_{den} (dB)		42	○	57	62

○週間測定記録表

測定日		10月 23日	10月 24日	10月 25日	10月 26日	10月 27日	10月 28日	10月 29日
項目	飛行回数	12	25	17	31	61	9	6
	WECPNL	46.3	54.4	50.4	56.4	55.2	48.5	51.1
時間帯ごとの 機数※1	N1					1		
	N2	12	25	17	31	60	9	6
	N3							
	N4							
	L_{den} (dB)	37.0	44.3	40.4	44.2	45.0	36.9	37.4
時間帯ごとの L_{den} ※2 (dB)	$L_{den,d}$	37.0	44.3	40.4	44.2	44.3	36.9	37.4
	$L_{den,e}$							
	$L_{den,n}$					36.8		

※1 「WECPNL」の時間帯
 N1 : 0時～7時
 N2 : 7時～19時
 N3 : 19時～22時
 N4 : 22時～24時

※2 「 L_{den} 」の時間帯
 $L_{den,d}$: 7時～19時
 $L_{den,e}$: 19時～22時
 $L_{den,n}$: 0時～7時 / 22時～24時

○参考 仙台市航空機騒音測定結果

地点	調査地点	地域 類型	調査実施期間	調査 日数	測定期間内 1日平均飛行 回数	測定期間内 平均 WECPNL	環境基準 (WECPNL)
1	若林区沖野7丁目(1)	I	H22.11.5～11.11	7日	132	68	70
2	若林区遠見塚東	II	H22.9.9～9.15	7日	63	66	75
3	若林区古城3丁目	II	H22.11.13～11.19	7日	8	53	75
4	若林区霞目2丁目	II	H22.9.1～9.7	7日	6	55	75
5	若林区沖野字高野南	II	H22.4.20～12.7	231日	29	58	75
6	若林区沖野7丁目(2)	I	H22.10.13～10.19	7日	72	59	70

出典：「公害関係資料集」(仙台市)

<一般騒音>

項目： L_{Aeq} （等価騒音レベル） 単位：dB

測定種別	一般環境騒音		道路交通騒音										
	①		②		③		④		⑤		⑨		
地点 No.													
対象道路・施設	市立蒲町小学校付近		市道七郷伊在改良8号線（市立蒲町保育所付近）		県道235号荒井荒町線（佐藤内科クリニック付近）		県道137号荒浜原町線（桑島医院付近）		市道宮浦線（リハビリパーク仙台東及びくつろぎ保養館仙台東付近）		市道蒲の町南梅の木線（南側住宅地付近）		
航空機音除外の有無	除外無	除外有	除外無	除外有	除外無	除外有	除外無	除外有	除外無	除外有	除外無	除外有	
平日	昼間	56	55	63	63	69	69	59	59	60	60	63	62
10/26	夜間	47	47	55	55	62	62	49	49	50	50	52	52

休日	昼間	53	52	61	61	68	68	56	56	56	56	60	60
10/23	夜間	45	45	53	53	61	61	47	47	47	47	50	50

環境基準	昼間	55	65	70	70	65	65
	夜間	45	60	65	65	60	60
	用途指定	無指定（市街化調整区域）	第一種住居	第一種住居	第二種住居	無指定（市街化調整区域）	無指定（市街化調整区域）
	車線数	—	2	2	4	2	2
	類型	— ※Bを準用	B	B 幹線交通を担う道路に近接する空間	B 幹線交通を担う道路に近接する空間	— ※Bを準用	— ※Bを準用

※網掛けは環境基準超過を示す。

注1) 航空機音除外有無について

除外無：航空機騒音以外の、通常は発生しない音（暴走音、サイレン音等）のみを除外した騒音レベル

除外有：調査時に目視及び聞き取りにより航空機の飛行状況を記録し、飛行が確認されている間に明らかに瞬時値の波形が上昇している期間について全て除外した騒音レベル。

注2) 航空機騒音の除外について

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環告64）においては、航空機騒音には「騒音にかかる環境基準」を適用しないものとしており、別に「航空機騒音に係る環境基準」が定められている。

基本的には、航空機騒音が「騒音に係る環境基準」の評価において測定値に影響を与える場合は、航空機の騒音は測定・評価の対象から除外するが、当該地域においては日常的・継続的に航空機（ヘリコプター）の飛行があるため、除外しない騒音の状態も把握した。

なお、昼間・夜間の時間帯別の道路交通騒音レベルをみると、“除外無”と“除外有”ではほぼ同等の測定結果となった。

2.5 事業工程

事業期間は平成 24 年度から平成 30 年度を予定する。

表 2.5-1 全体事業工程

		年 度									
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
組合設立前	基本計画作成	■									
	測量調査		■								
	地質調査		■								
	環境影響評価		■								
	調査・設計		■								
市街化区域編入				●							
組合設立認可				●							
組合設立後	埋蔵文化財調査			■							
	測量・調査・設計		■								
	造成工事			■					■		
	環境影響評価事後調査			■							
	換地処分								■		
	保留地販売							■			
組合解散											●

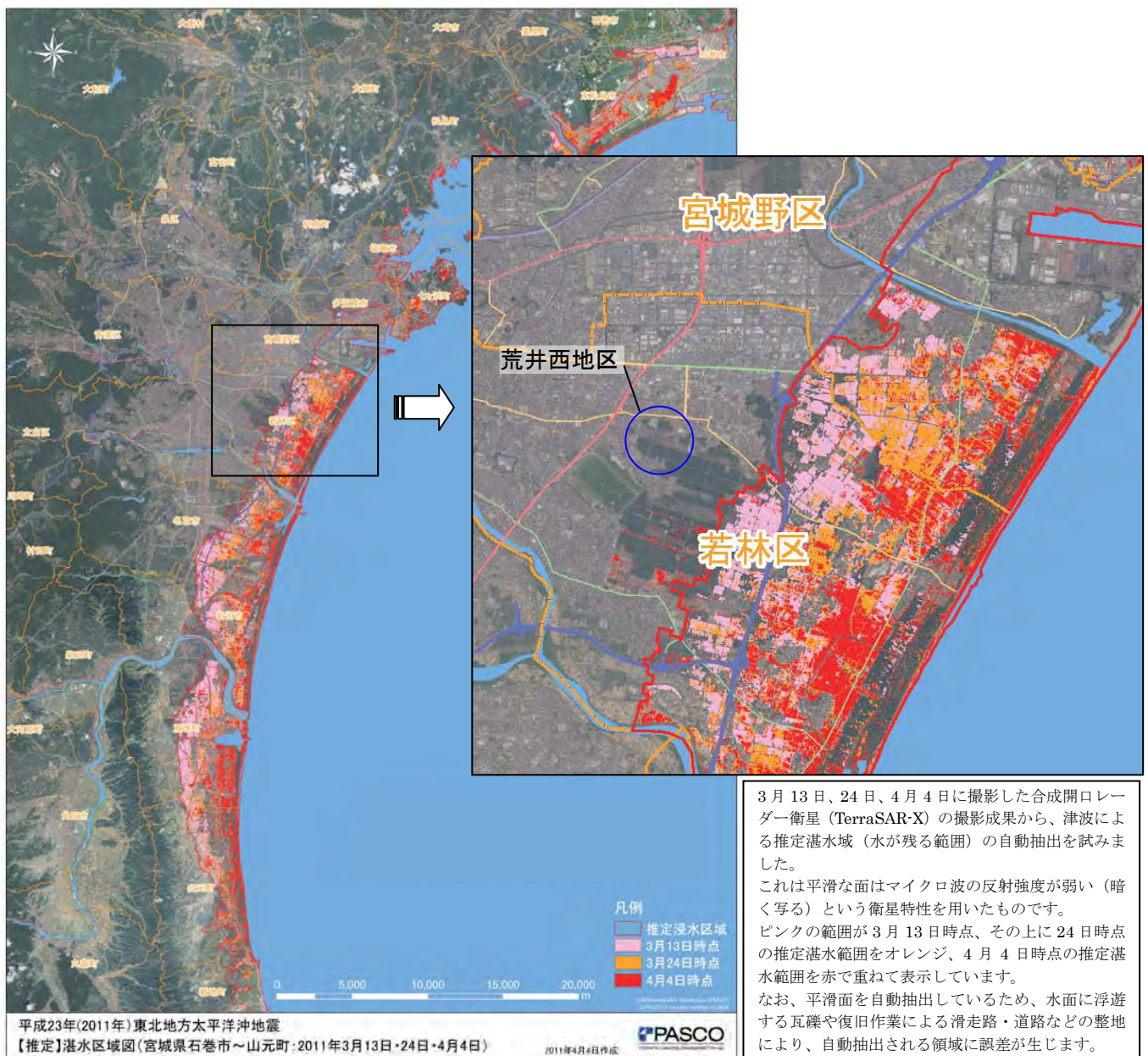
2.6 調査地区の東北地方太平洋沖地震の状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台市においてさまざまな被害が生じた。事業区域及び周辺における影響について以下に整理する。

1) 津波による被災範囲

事業区域周辺の主な浸水範囲は仙台東部道路より東側であり、事業区域及び周辺地域には概ね影響はなかった。事業区域に最も近い一般大気測定局である七郷測定局も浸水区域ではなく、正常に稼動している。

しかし、名取川や七北田川、貞山運河にある、海岸に近い公共用水域の測定地点は浸水により大きな影響を受けた地域となっている。



出典：(株)パスコ作成資料

図 2.6-1 合成開口レーダー衛星(TerraSAR-X)画像による東北地方太平洋沖地震の津波浸水域解析結果

2) 構造物等への影響

事業区域及び周辺は被害の程度は少ないものの、道路の陥没や、事業区域西側に隣接する郵便局の壁や近隣住宅の壁の崩落等の被害が見られた。

特に事業区域北側の蒲町小学校は増築した校舎の接合部分でずれが生じ利用できない状況となっている。

3) 震災前後の交通量の変化

県道 235 号荒井荒町線（蒲町）における平日の昼 12 時間交通量について、国土交通省の平成 22 年度の道路交通センサス結果（推計値）と平成 23 年 10 月に実施した交通量調査を比較したところ、交通量、大型車混入率とも、平成 23 年のほうが大幅に増加しており、復旧・復興作業に伴うものと推察された。

なお、平日の交通量調査の際、「災害復旧車両」を示すプレートをつけた車両の台数を計数したところ、大型車については増加量の半数以上にあたる 276 台が確認されたが、小型車については 1,849 台の増加量に対して、わずか 8 台しか確認されなかった。これは、震災から 8 ヶ月を経過し復旧・復興関連分野も多岐にわたっているうえ、「災害復旧車両」のプレートを明示していない車両が小型車を中心に増加しているためと考えられる。また事業区域は仙台東部有料道路と国道 4 号に挟まれた地域にあり、県外を含めた復旧・復興作業の車両の往来が多くなっていることも考えられる。

表 2.6-1 震災前後の交通量の変化

				単位：台			
				小型車	大型車	合計	大型車混入率
平成22年度道路交通センサス	区間番号6021	昼 1 2 時間	上下合計	8,076	461	8,537	5.4%
平成23年10月26日（水） 交差点交通量実測値 No. 7	昼 1 2 時間	流出		5,106	469	5,575	8.4%
		流入		4,819	497	5,316	9.3%
		上下合計		9,925	966	10,891	8.9%
増加量				1,849	505	2,354	3.5 point
震災関連車両 平成23年10月26日（水） 交差点交通量実測値 No. 7	昼 1 2 時間	流出		7	114	121	
		流入		1	162	163	
		合計		8	276	284	
その他の増加交通量				1,841	229	2,070	

*平成22年度道路交通センサスデータは、平成17年度実測結果を基に代表区間の伸び率を乗じて推計された値。

出典：国土交通省 HP「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 集計表」
(<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/index.html>)

4) 震災前後の大気質の変化

事業区域近傍の七郷測定局における二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（宮城県保健環境センター「大気常時監視速報」）について震災前の5年間（平成18～22年度）と震災後の平成23年度の月平均値を比較した。あわせて、内陸部に位置し比較的震災の影響が小さいと考えられる榴岡測定局、中山測定局及び宮城測定局の値とも比較した。

これによると、二酸化窒素については、いずれの地点でも18～22年度と同等かやや低い値で推移している。

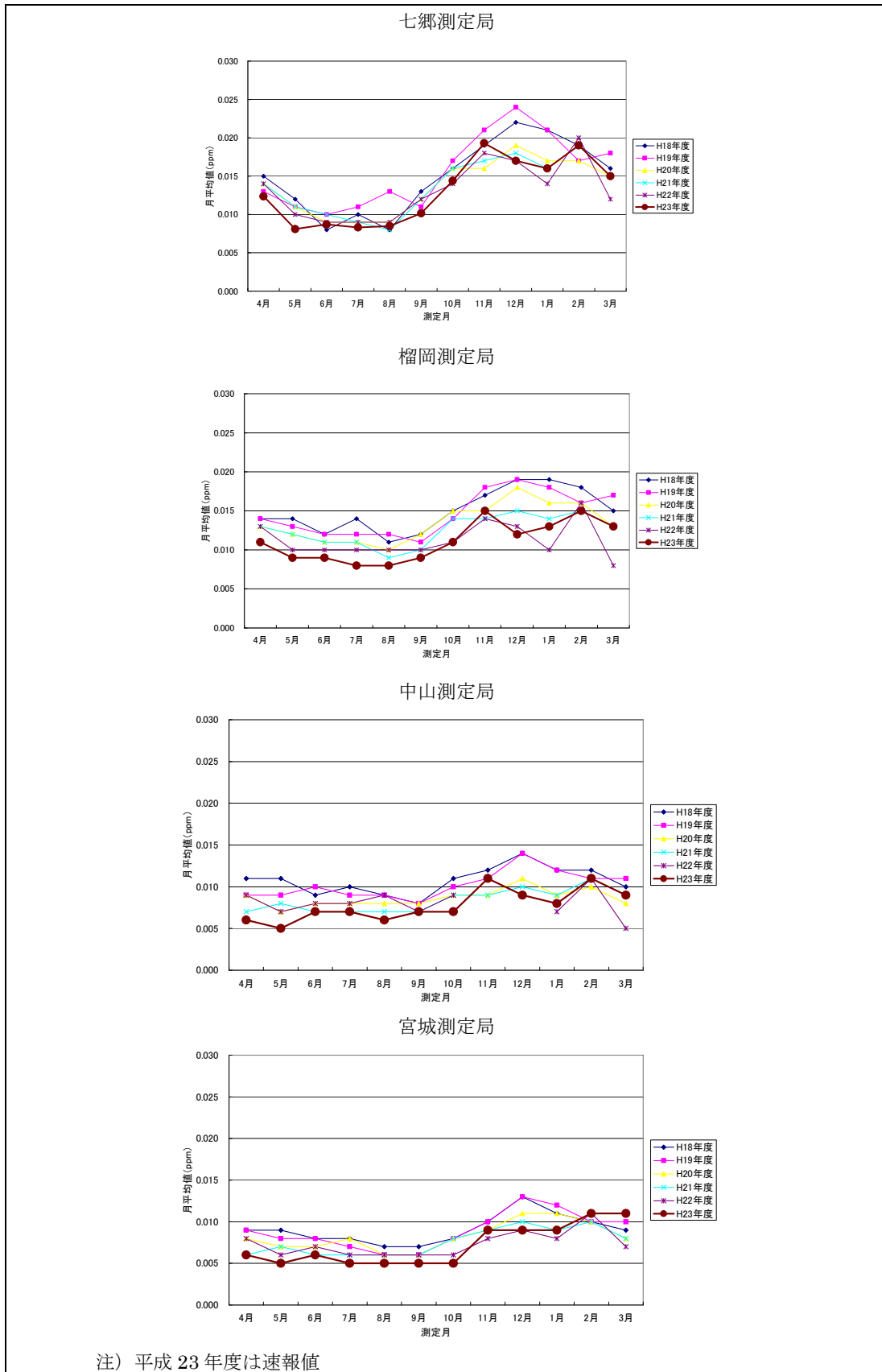
浮遊粒子状物質については、榴岡測定局と中山測定局では18～22年度と同等かやや低い値であり、例年8月頃に現れるピークが見られなかった。一方、七郷測定局と宮城測定局は4月～11月は18～22年度の平均的な値で推移し、榴岡・中山両測定局よりやや高い傾向が見られるが、例年8月頃に現れるピークは不明瞭で、12月以降は低い値で推移する。

以上から、七郷測定局と内陸部の各測定局で傾向に大きな相違は見られず、震災後の平成23年度は震災前よりも概ね低い水準で推移しており、震災による事業場活動の停止の影響を受けていた可能性が考えられる。



出典：「公害関係資料集」（仙台市）

図 2.6-2 大気汚染監視地点

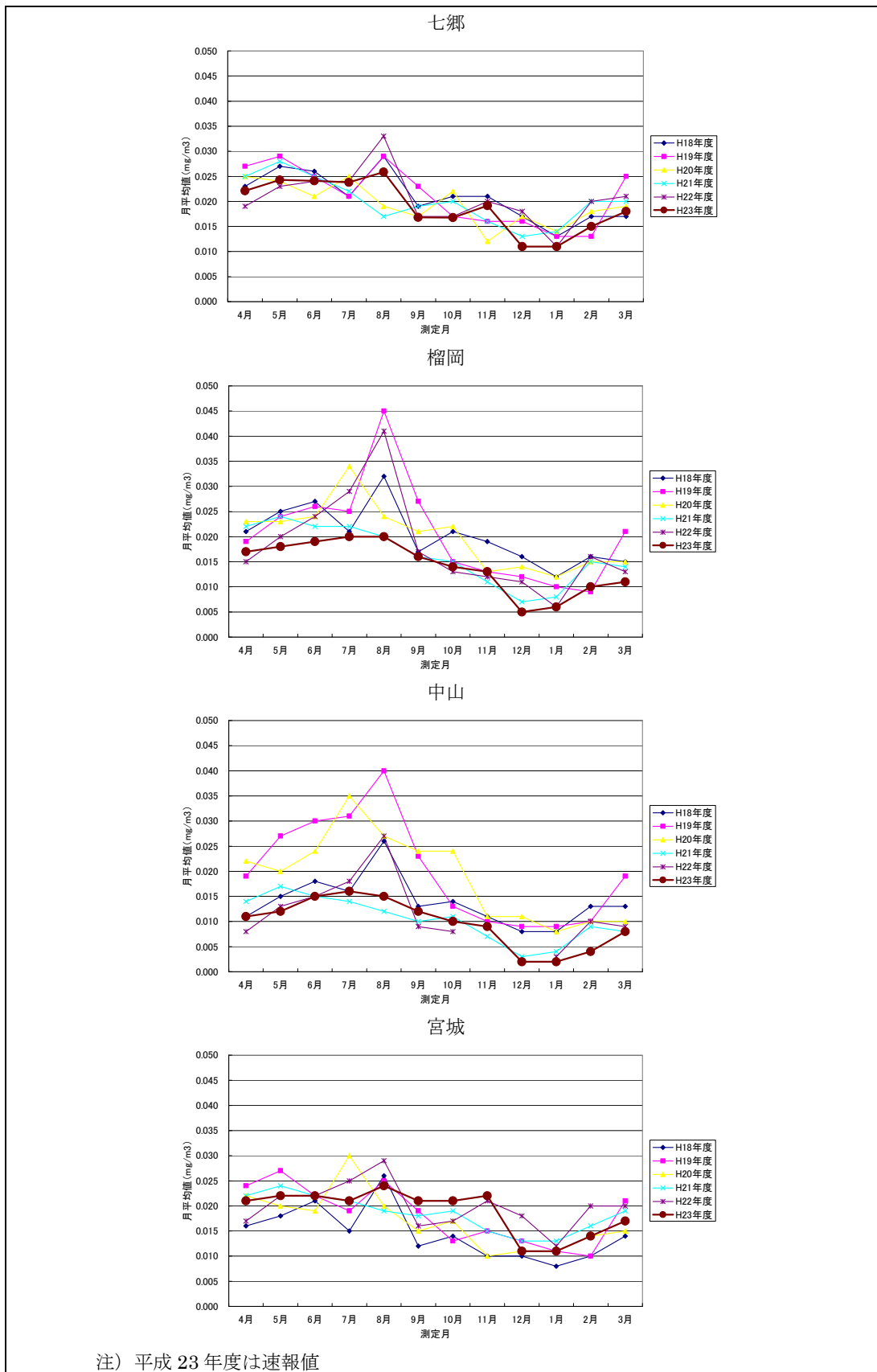


出典：平成 18～22 年度・・・「公害関係資料集」（平成 19 年～平成 23 年 仙台市）

平成 23 年度・・・宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」（宮城県）

(<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

図 2.6-3(1) 震災前後の大気質の状況(二酸化窒素(NO₂)月平均 平成 18 年度～平成 23 年度)



出典：平成 18～22 年度・・・「公害関係資料集」（平成 19 年～平成 23 年 仙台市）

平成 23 年度・・・宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」（宮城県）

(<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

図 2.6-3(2) 震災前後の大気質の状況(浮遊粒子状物質(SPM)月平均値 平成 18 年度～平成 23 年度)

4) 地盤沈下の状況

地盤沈下調査結果一覧表を、表 2.6-2 に示す。地震に伴う地殻変動により、宮城県の沿岸部では広範な地盤沈下が発生している。国土地理院の発表による基準点の地盤沈下量は、東松島市で-38～-47cm、岩沼市及び亶理町で-20～-47cm の変動が見られる。

表 2.6-2 地盤沈下調査結果一覧(宮城県)

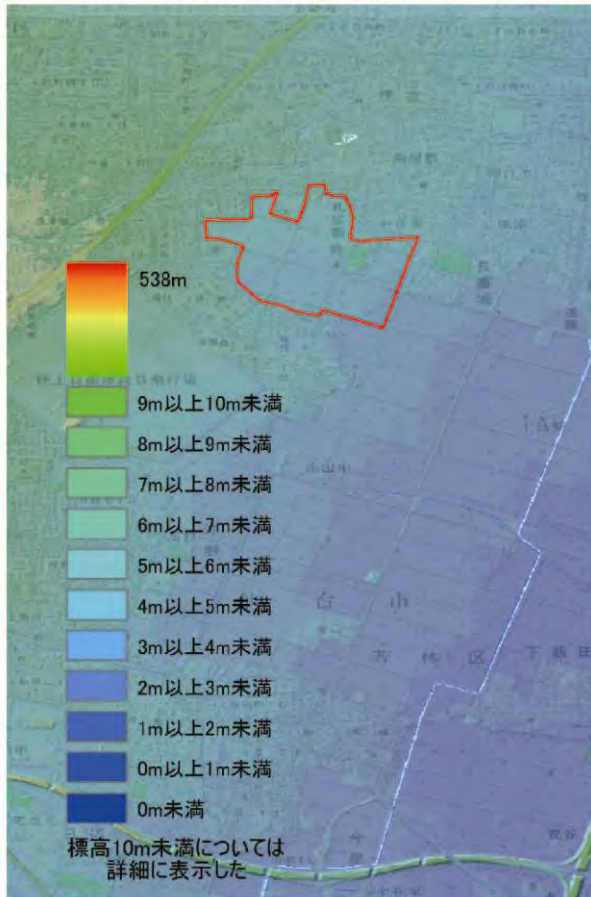
所在地	変動量 (cm)	点名	基準点種別
気仙沼市長磯鳥子沢	-68	6768	一等水準点
気仙沼市唐桑町中井	-74	唐桑	四等三角点
気仙沼市笹が陣	-65	気仙沼	電子基準点
本吉郡南三陸町志津川字黒崎	-60	5694	一等水準点
本吉郡南三陸町志津川字林	-61	林	四等三角点
本吉郡南三陸町志津川字深田	-69	平磯	四等三角点
石巻市渡波字神明	-78	5631	一等水準点
石巻市渡波字貉坂山	-67	根岸堤	四等三角点
東松島市矢本字穴尻	-43	5667	一等水準点
東松島市矢本字上館下	-38	寺山	二等三角点
東松島市矢本字大溜	-47	矢本	電子基準点
宮城郡利府町神谷沢字後沢	-28	利府	電子基準点
亶理郡亶理町逢隈中泉字水塚	-20	5560	一等水準点
亶理郡亶理町字沼頭	-21	亶理	電子基準点
岩沼市押分字新田	-47	玉浦	三等三角点

注) 精度は約 10cm。電子基準点については約 1cm。

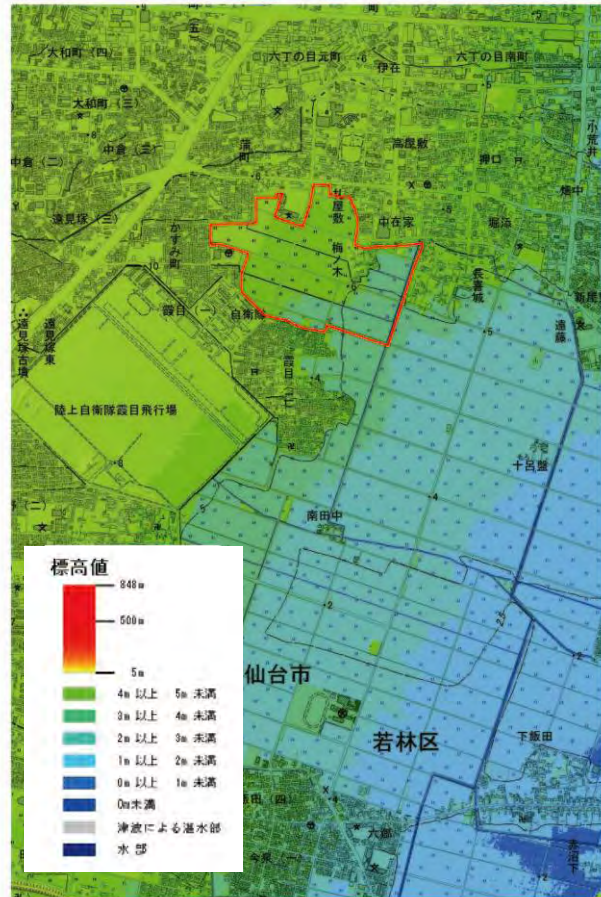
出典：国土地理院 HP「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下調査」
(<http://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/sokuchikijun40003.html>)

また、図 2.6-4 に国土地理院デジタル標高地形図による震災前後の事業区域周辺の標高分布を示す。これらを比較すると、標高分布はいずれも 3～5m 以上であるものの、震災後は全体的にやや低くなっている傾向が見られる。

震災前 (H17・18年)



震災後 (H23年3月～6月)



出典：国土地理院 HP「平成 23 年（2011 年）東日本大震災に関する情報提供」
(http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html)

図 2.6-4 デジタル標高地形図

▶ 第3章 方法書に対する意見

3.1 方法書に対する市民意見の概要

仙台市環境影響評価条例（平成10年12月 条例第44号）附則7号により方法書を省略したため、市民意見はない。

3.2 方法書に対する市長意見の概要

仙台市環境影響評価条例（平成10年12月 条例第44号）附則7号により方法書を省略したため、市長意見はない。

3.3 方法書に対する市民意見及び市長意見に対する事業者の見解

仙台市環境影響評価条例（平成10年12月 条例第44号）附則7号により方法書を省略したため、市民意見及び市長意見に対する見解はない。

3.4 影響評価項目の選定に当たって市長より受けた助言の内容

仙台市環境影響評価条例（平成10年12月 条例第44号）附則7号により方法書を省略したため、市長からの意見はない。

第4章 関係地域の範囲

4.1 関係地域の範囲

関係地域（都市計画対象事業が実施されるべき区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域）の範囲は、以下に示すとおりとする。

過去の調査等に基づく知見から、大気汚染、騒音、振動の影響範囲は一般的に改変区域から100～200m程度の範囲とされ、生物（植物、小動物）への影響範囲も同程度の範囲に含まれるものと判断される。また、現況調査範囲は、上記の範囲に、行動圏の比較的広い動物や景観等への影響に関する安全を見込んで、改変区域から500m前後までの範囲とされることが一般的であった。

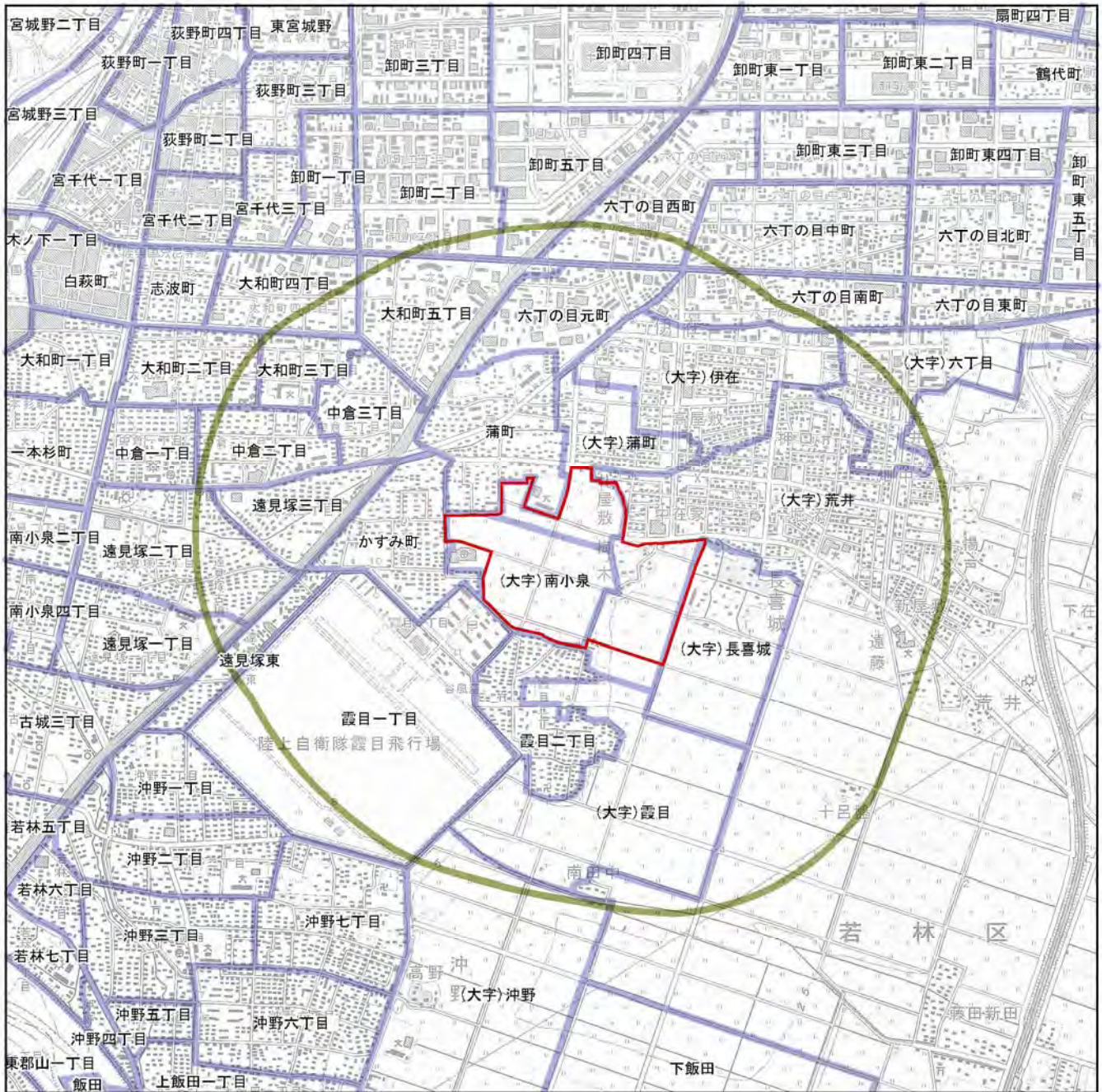
本事業に係る関係地域は、これらの一般的な調査範囲より安全側を見込んで、図4.1-1、表4.1-1に示すとおり、事業区域境界から約1kmの範囲とする。

また、地域の概況調査の範囲（以下、概況調査範囲とする。）については、上記の関係地域を包含する範囲について把握するものとし、図4.1-2に示すとおり、原則として5万分の1地形図を用い、概ね8.5km四方の範囲とした。人口、産業等、統計資料により整理する項目については、概況調査区域に含まれる若林区を対象とした。

なお、図4.1-2には東日本大震災における津波浸水範囲をあわせて示した。「第5章 地域の概況」で既存資料に基づき整理する内容のうち、津波浸水範囲における水環境・土壌環境・生物環境等については状況が変化している可能性があるが、本事業の関係地域については概ね影響を免れた地域である。

表 4.1-1 関係地域

No	住 所		No	住 所	
	区	町丁字名		区	町丁字名
1	若林区	(大字) 荒井	15	若林区	遠見塚三丁目
2		(大字) 伊佐	16		遠見塚東
3		(大字) 沖野	17		中倉二丁目
4		卸町二丁目	18		中倉三丁目
5		卸町五丁目	19		(大字) 南小泉
6		(大字) 霞目	20		大和町二丁目
7		霞目一丁目	21		大和町三丁目
8		霞目二丁目	22		大和町四丁目
9		(大字) 蒲町	23		大和町五丁目
10		蒲町	24		(大字) 六丁目
11		かすみ町	25		六丁の目西町
12		(大字) 長喜城	26		六丁の目元町
13		遠見塚一丁目	27		六丁の目中町
14		遠見塚二丁目	28		六丁の目南町

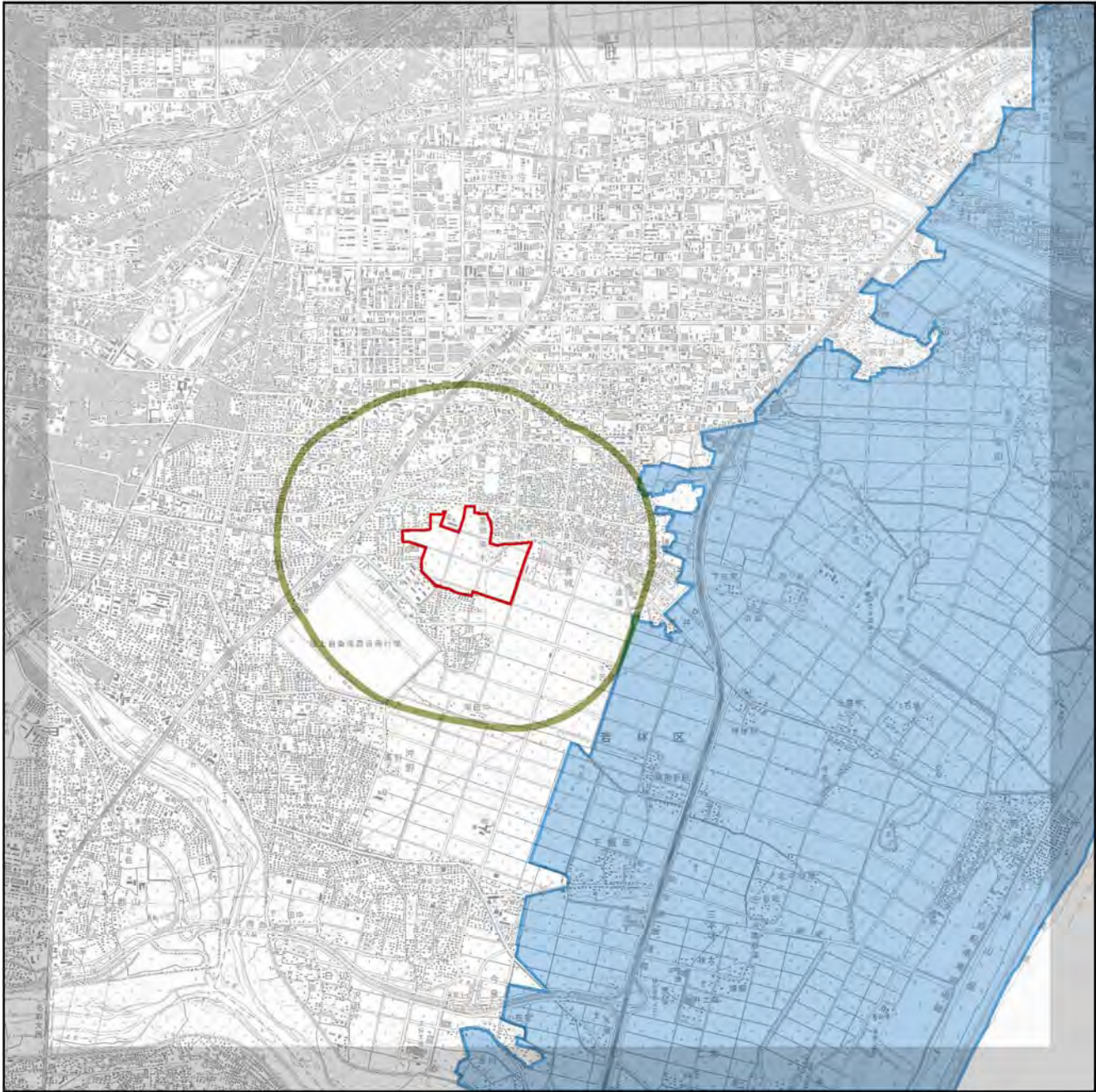


凡例

- 事業区域
- 関係地域の範囲（事業区域境界から1km）
- 町丁目界

図4.1-1 関係地域の範囲





凡 例

- 事業区域
- 概況調査区域
- 東北地方太平洋沖地震による津波の浸水範囲
- 関係地域の範囲 (事業区域境界から1km)

図4.1-2 概況調査区域

出典：(株)パスコ 作成データ



第5章 地域の概況

地域の概況は、「第4章 関係地域の範囲」に示した図 4.1-2 概況調査範囲に示す範囲を対象として、基本的に発行日が平成 23 年までの既存文献等を基に情報整理を行った。また、東北地方太平洋沖地震が概況調査範囲に与えた影響については、津波の浸水範囲を図 4.1-2 に示すとともに、既存文献等により可能な限り情報整理を行った。

なお、事業区域の東側約 1km の本事業の概況調査範囲内で（仮称）仙台市荒井東土地区画整理事業が実施されており、「（仮称）仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」（平成 21 年 8 月）は、地域概況資料として有効であることから、必要に応じてこれらの現地調査結果を参照した。

5.1 自然的状況等

5.1.1 大気環境

1) 気象

気象庁「気象統計情報」によると、仙台管区気象台の最近 10 年間（平成 13 年から平成 22 年）の平均値は、日平均気温が 12.7℃、平均湿度が 72%、平均風速が 3.1m/sec、合計降水量が 1,291.3mm となっている。

平成 22 年の月別の気象の状況をみると、年平均気温 13.2℃、月最高気温は 9 月の 35.5℃、月最低気温は 2 月の -6.1℃である。降水量は、年降水量が 1,444.0mm、月最多降水量は 248.0mm（9 月）、月最少降水量は 4.0mm（1 月）である。年平均風速は 3.0m/sec であり、最大風速は 17.1m/sec（1 月）、その際の風向は西北西となっている。また、宮城県保健環境センター「大気常時監視速報」によると、一般大気測定局である七郷測定局の平均風速は 1.9 m/sec であり、最多風向は北となっている。

表 5.1-1 過去 10 年間の気象の状況(平成 13~22 年)

年度	仙台管区気象台							七郷測定局		
	気温(℃)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/sec)	最大風速(m/sec)		合計降水量 (mm)	平均風速 (m/sec)	最多風向
	平均	最高	最低			風速	風向			
平成 13	12.2	35.6	-7.3	70	3.1	18.2	西北西	1,092.5	1.8	北北西
平成 14	12.7	36.1	-4.8	69	3.2	17.2	西	1,240.5	1.9	北
平成 15	12.1	34.0	-5.5	72	3.1	17.1	西	1,279.0	1.8	北北西
平成 16	13.1	34.0	-4.9	71	3.1	18.8	西北西	1,233.0	1.9	北北西
平成 17	12.2	34.2	-5.6	72	3.2	19.4	西北西	1,028.5	2.1	北
平成 18	12.3	33.9	-7.5	74	3.2	18.6	西北西	1,599.5	2.1	北
平成 19	13.1	37.2	-3.0	72	3.0	17.7	南南東	1,343.5	2.0	北
平成 20	12.7	33.6	-4.9	73	3.0	18.1	西北西	1,349.0	2.0	北
平成 21	12.9	32.8	-3.8	71	3.1	19.3	西北西	1,303.5	1.9	北
平成 22	13.2	35.5	-6.1	72	3.0	17.1	西北西	1,444.0	1.9	北
平均	12.7	34.7	-5.3	72	3.1	18.2	—	1,291.3	1.9	—

出典：気象庁 HP「気象統計情報」(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)

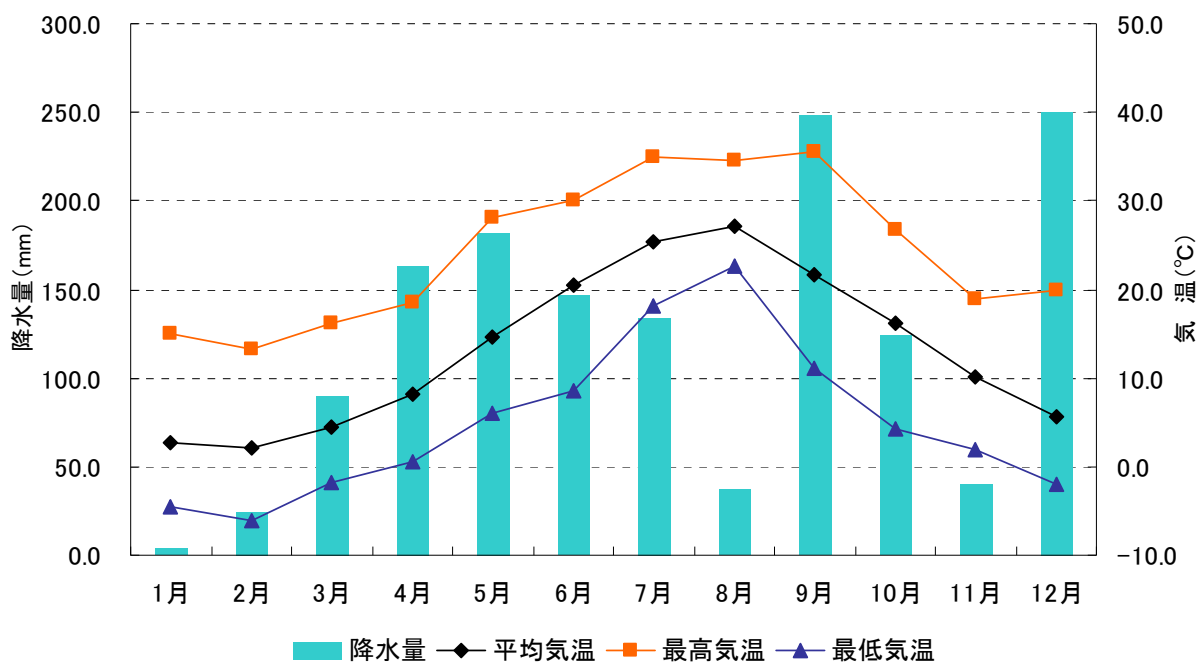
宮城県保健環境センター HP「大気常時監視速報」(宮城県)

(<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

表 5.1-2 月別の気象の状況(平成 22 年)

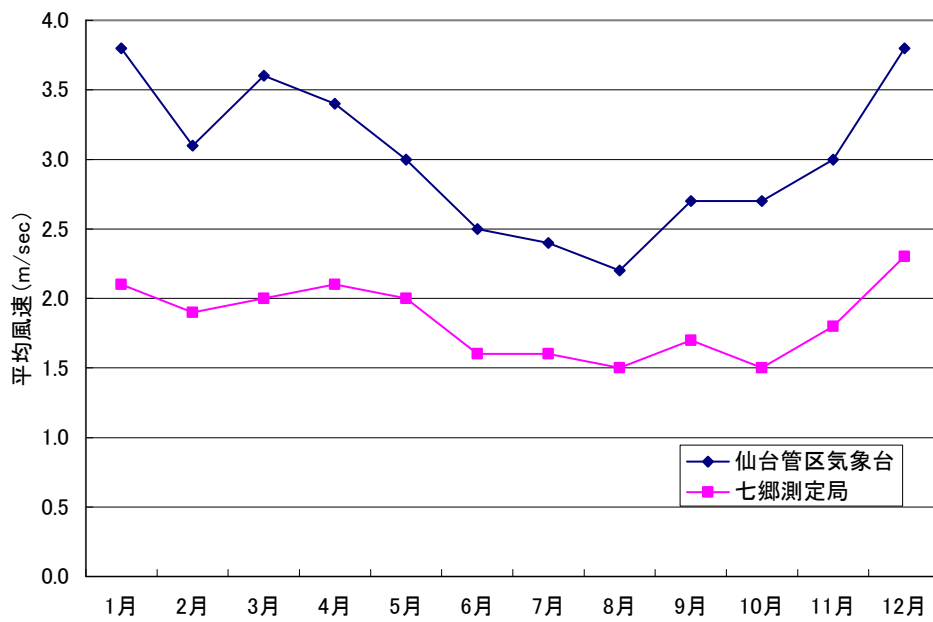
月	仙台管区気象台								七郷測定局	
	気温(°C)			平均湿度(%)	平均風速(m/sec)	最大風速(m/sec)		合計降水量(mm)	平均風速(m/sec)	最多風向
	平均	最高	最低			風速	風向			
1月	2.8	15.1	-4.6	64	3.8	17.1	西北西	4.0	2.1	西
2月	2.1	13.3	-6.1	70	3.1	17.0	北西	24.5	1.9	北
3月	4.4	16.1	-1.8	66	3.6	15.1	西	89.5	2.0	西
4月	8.2	18.5	0.5	68	3.4	12.9	西北西	163.5	2.1	北
5月	14.7	28.1	6.1	70	3.0	12.2	西北西	182.0	2.0	北
6月	20.4	30.1	8.6	79	2.5	11.5	西	146.5	1.6	南
7月	25.3	35.0	18.2	79	2.4	10.2	南	134.0	1.6	南
8月	27.2	34.5	22.6	77	2.2	9.3	南	37.5	1.5	南
9月	21.7	35.5	11.1	77	2.7	9.4	北	248.0	1.7	北
10月	16.2	26.7	4.2	75	2.7	12.1	北西	124.5	1.5	北北西
11月	10.1	18.9	1.9	67	3.0	15.6	西	40.0	1.8	北北西
12月	5.7	19.9	-2.0	68	3.8	16.2	西北西	250.0	2.3	北
全年	13.2	35.5	-6.1	72	3.0	17.1	西北西	1,444.0	1.9	北

出典：気象庁 HP「気象統計情報」(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)
 宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」(宮城県)
 (<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)



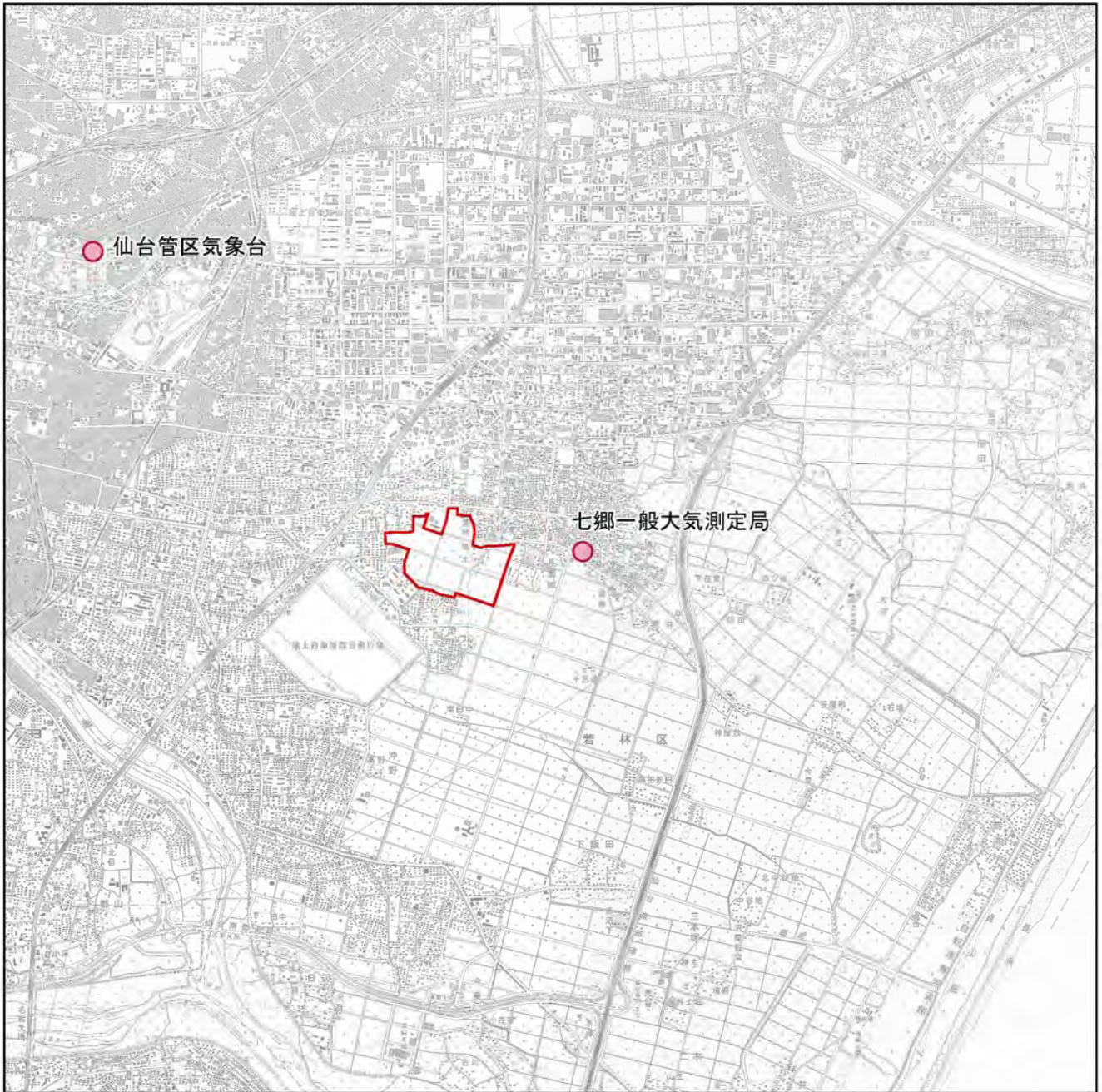
出典：気象庁 HP「気象統計情報」(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)

図 5.1-1 気象の状況(平成 22 年:仙台管区気象台)



出典：気象庁 HP「気象統計情報」(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)
 宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」(宮城県)
 (<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

図 5.1-2 月別平均風速の状況(平成 22 年度)

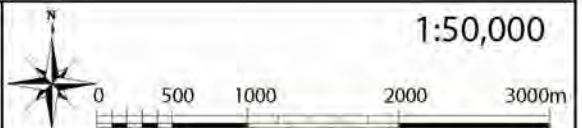


凡 例

- 事業区域
- 気象・大気質測定地点

図 5.1-3 気象・大気質測定地点

出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）



2)大気質

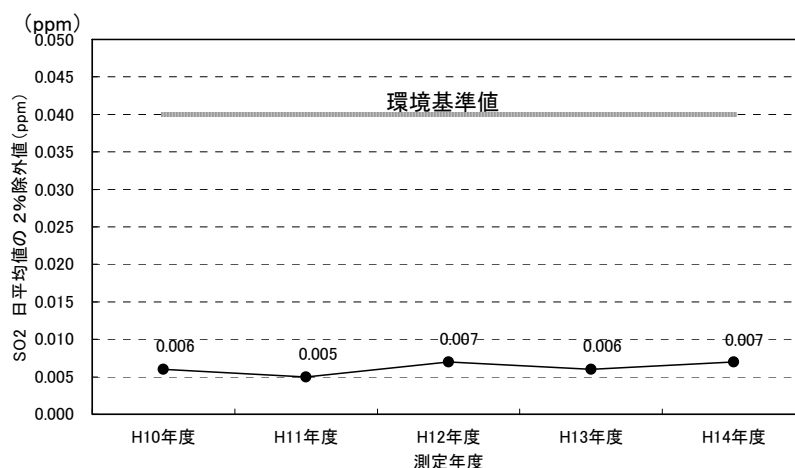
(1)大気汚染の状況

概況調査範囲における大気汚染常時監視測定局として、事業区域の東側約 450m に位置している一般環境大気測定局の七郷測定局（七郷小学校敷地内）の測定データ（仙台市「公害関係資料集」及び宮城県保健環境センター「大気常時監視速報」）について整理する。

① 二酸化硫黄(SO₂)

七郷測定局においては、平成 15 年度より二酸化硫黄は測定項目から除外されている。

平成 14 年度までの過去 5 年間における二酸化硫黄の日平均値の 2 % 除外値は環境基準 (0.04ppm 以下) を満足し、ほぼ横ばいである。

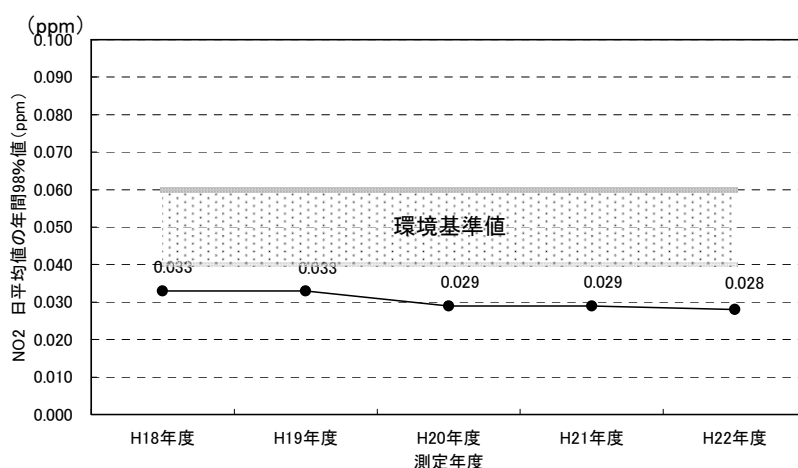


出典：公害関係資料集 平成 23 年版（平成 23 年 10 月 仙台市環境局）

図 5.1-4 二酸化硫黄(日平均値の2%除外値)の経年変化

② 二酸化窒素(NO₂)

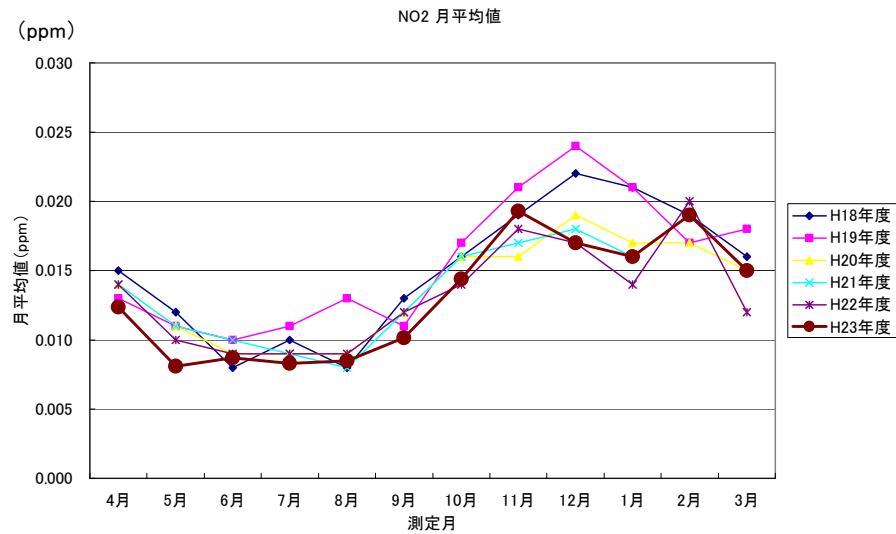
平成 22 年度までの過去 5 年間における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足し、ほぼ横ばいである。



出典：公害関係資料集 平成 23 年版（平成 23 年 10 月 仙台市環境局）

図 5.1-5 二酸化窒素(日平均値の年間 98% 値)の経年変化

また、二酸化窒素の月平均値の状況を見ると、おおむね12月が高くなっている。
平成23年度（速報値）も、例年とほぼ同様の傾向を示している。

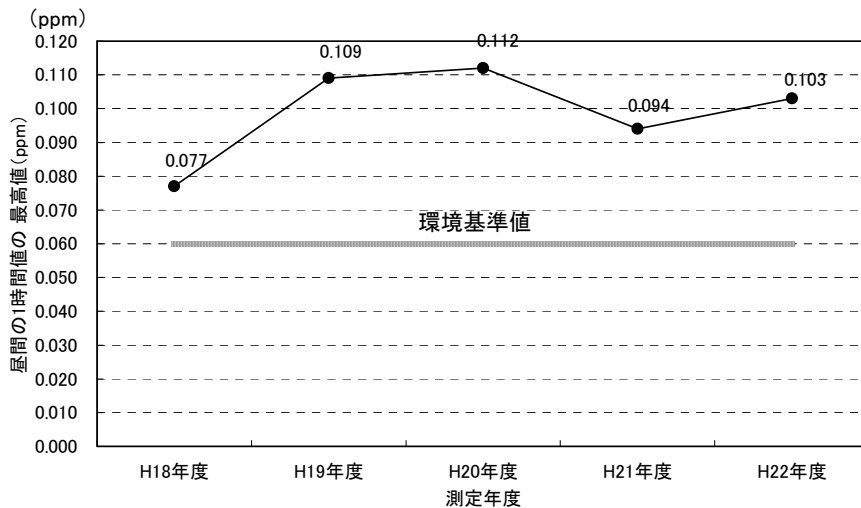


出典：平成18～22年度・・・「公害関係資料集」（平成19年～平成23年 仙台市）
平成23年度・・・宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」（宮城県）
(<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

図 5.1-6 二酸化窒素の月平均値の状況

③ 光化学オキシダント(Ox)

平成22年度までの過去5年間における光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の経年変化をみると、毎年環境基準（0.06ppm以下）を超過し、ほぼ横ばいである。

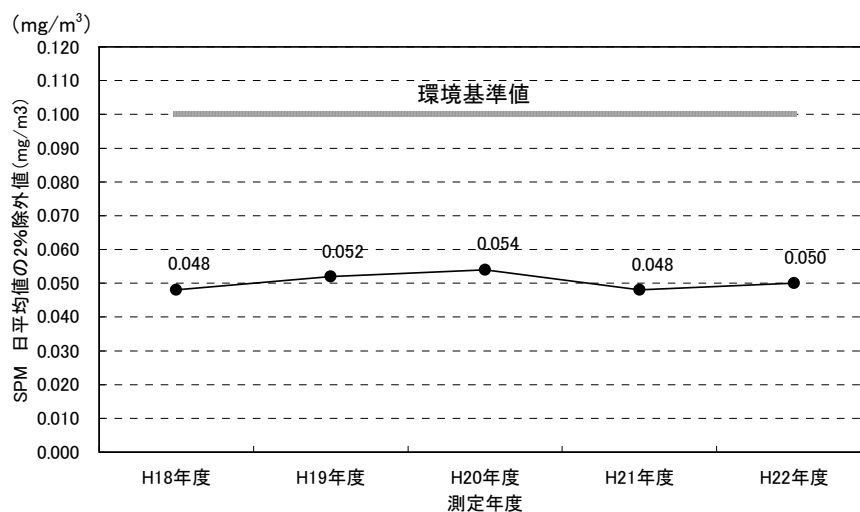


出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）

図 5.1-7 光化学オキシダント(昼間の1時間値の最高値)の経年変化

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 22 年度までの過去 5 年間における浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は環境基準 (0.10mg/m³ 以下) を満足し、ほぼ横ばいである。

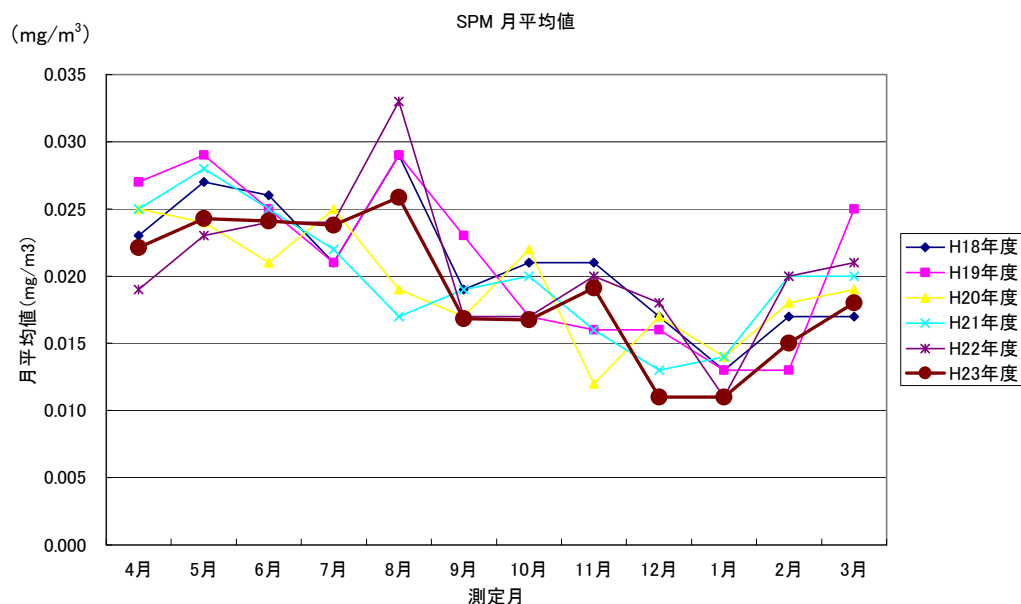


出典：公害関係資料集 平成 23 年版 (平成 23 年 10 月 仙台市環境局)

図 5.1-8 浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)の経年変化

また、浮遊粒子状物質の月平均値の状況を見ると、おおむね 5 月を中心に高くなっているほか、年によっては 8 月にもピークが見られる。

平成 23 年度 (速報値) も例年と同様の傾向を示している。



出典：平成 18～22 年度・・・「公害関係資料集」(平成 19 年～平成 23 年 仙台市)

平成 23 年度・・・宮城県保健環境センターHP「大気常時監視速報」(宮城県)

(<http://www.ihe.pref.miyagi.jp/telem/index.html>)

図 5.1-9 浮遊粒子状物質の月平均値の状況

(2) 発生源の状況

大気汚染物質の発生源としては、工場・事業場等の固定発生源や、自動車等の移動発生源等が挙げられる。これらの発生源に対しては、大気汚染防止法、宮城県公害防止条例において、ばい煙及び粉じんの排出等の規制が行われている。

仙台市における大気汚染防止法に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-3 に示すとおりであり、ばい煙発生施設の届出数は、施設数が 1,623 件、事業所数が 747 件、粉じん発生施設の届出数は、施設数が 91 件、事業所数が 10 件となっている。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-4 に示すとおり、施設数が 33 件、事業所数が 28 件となっている。

表 5.1-3 大気汚染防止法に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種類	届出数	
	施設数	事業所数
ばい煙発生施設	1,623	747
粉じん発生施設	91	10
計	1,714	757

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

表 5.1-4 宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種類		届出数	
		施設数	事業所数
特定施設	ばい煙	1	1
	粉じん	20	19
	悪臭	12	8
計		33	28

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

(3) 影響を受ける施設等の状況

事業区域周辺において、大気質の変化が生じた場合に影響を受ける施設等は、七郷小学校などの教育施設や福祉施設などが挙げられる。

3) 騒音・振動

(1) 一般騒音・振動の状況

概況調査範囲での騒音・振動の状況として、「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」(平成 21 年 8 月)において 4 地点で調査が実施されており、本事業区域の至近に位置する調査資料として有効なデータである。

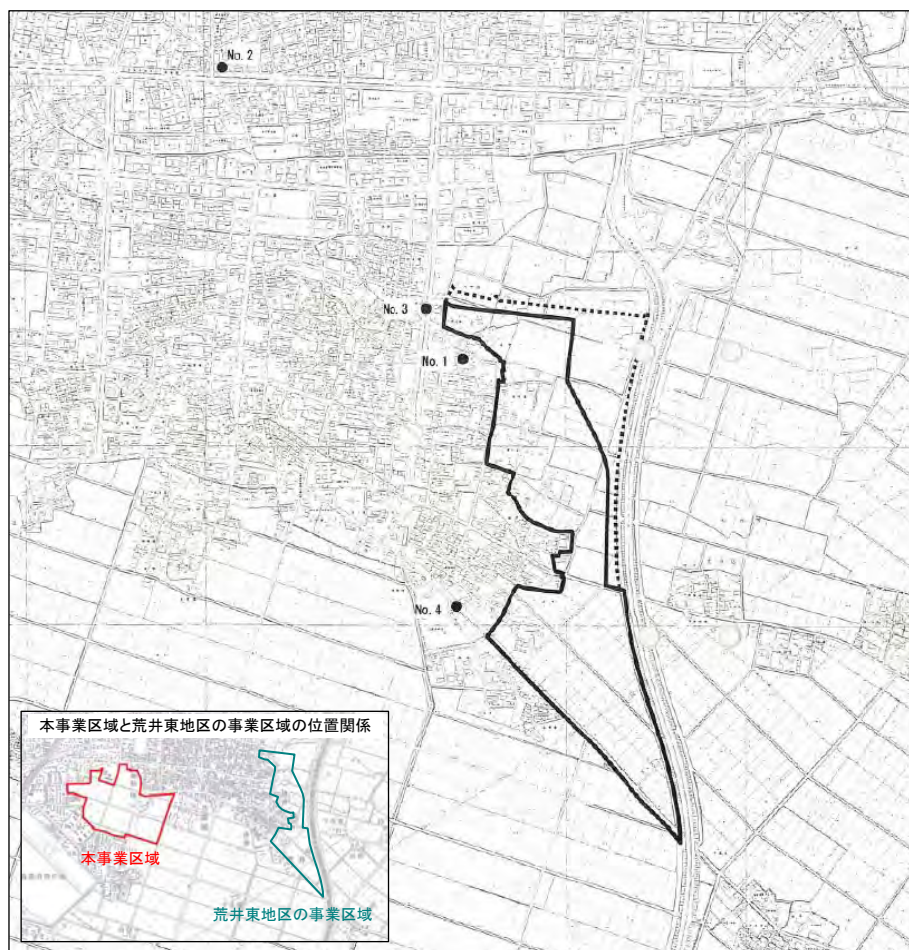
これによると、測定値を環境基準等と比較すると、騒音は No.2 で平日・休日ともに昼夜で環境基準を超過し、その他の 3 地点は全ての調査日・時間帯で環境基準値を下回った。振動は全地点において全ての調査日・時間帯で要請限度を下回っていた。

表 5.1-5 騒音・振動調査地点

地点番号	調査地点名	調査項目	用途地域(現況)	車線数	備考
No.1	荒井地区	環境騒音	第二種住居地域	-	
No.2	仙台塩釜線	道路交通騒音	準工業地域	6	
No.3	六丁目荒井東線	道路交通騒音	第二種住居地域	4	
No.4	荒浜原町線	道路交通騒音	第二種住居地域	2	七郷中学校前

出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」

(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)



出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」

(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

図 5.1-10 荒井東地区 騒音・振動調査地点

表 5.1-6 騒音測定結果

単位：dB(A)

測定種別			一般環境騒音		道路交通騒音	
地点 No.			No.1	No.2	No.3	No.4
騒音	平日	昼間	50	74	67	68
		夜間	45	69	61	62
	休日	昼間	50	74	67	68
		夜間	44	69	61	61
	環境基準	昼間	55	70	70	70
		夜間	45	65	65	65
交通 量	平日	日当り交通量	-	47322	12942	8640
		大型車混入率	-	12.6	14.9	14.8
	休日	日当り交通量	-	48150	11424	7674
		大型車混入率	-	10.7	11.4	14.2

注) 網掛けは環境基準超過を示す。

出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」

(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

表 5.1-7 振動測定結果

単位：dB

測定種別			一般環境振動		道路交通振動	
地点 No.			No.1	No.2	No.3	No.4
振動	平日	昼間	33	44	45	44
		夜間	<30	36	39	38
	休日	昼間	31	43	43	43
		夜間	<30	35	37	36
	要請 限度	昼間	60	65	65	65
		夜間	55	60	60	60
交通 量	平日	日当り交通量	-	47322	12942	8640
		大型車混入率	-	12.6	14.9	14.8
	休日	日当り交通量	-	48150	11424	7674
		大型車混入率	-	10.7	11.4	14.2

出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」

(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

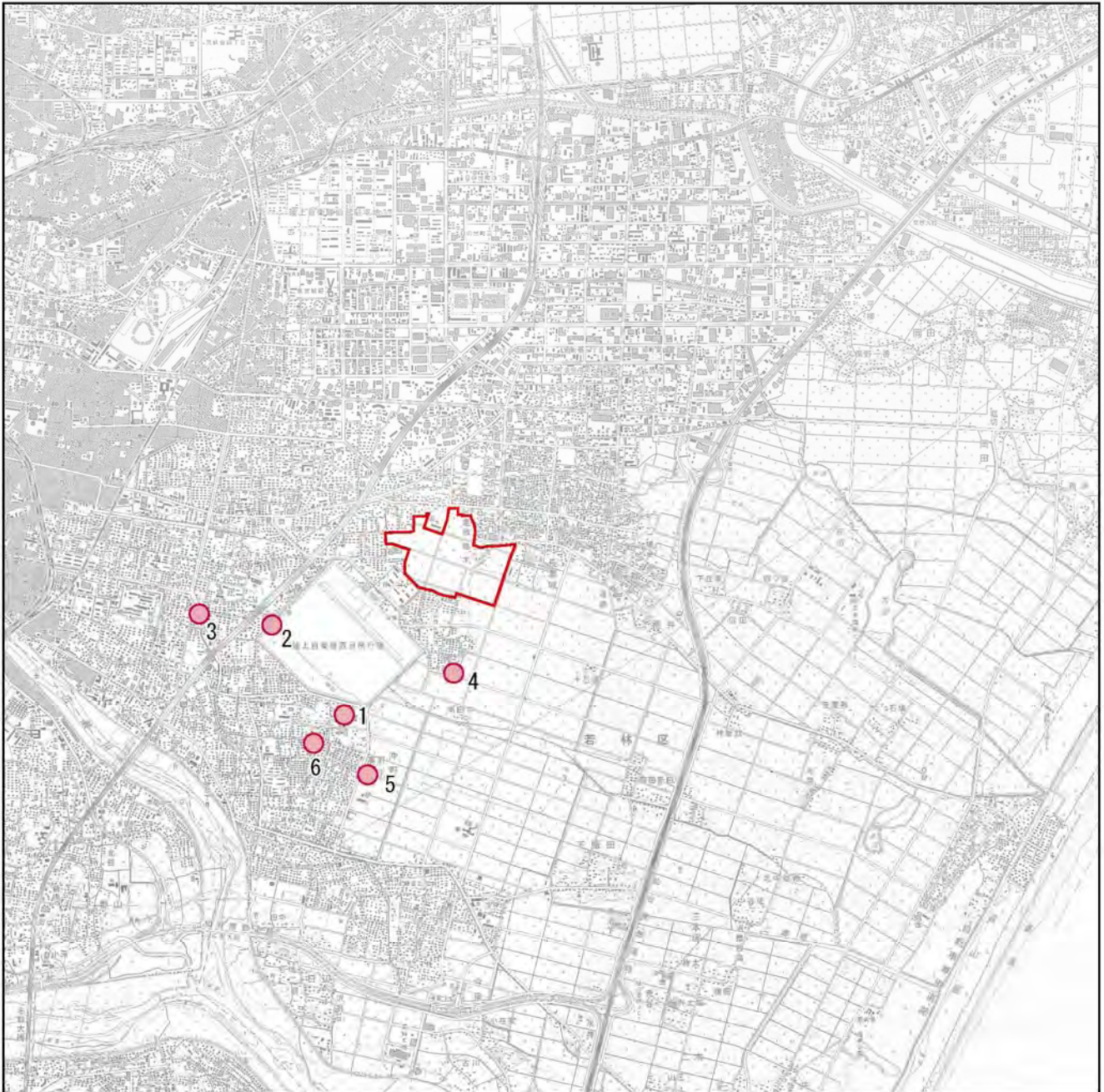
(2) 航空機騒音の状況

航空機騒音については、仙台市により、図 5.1-11 に示す、事業区域の南西側約 300m に位置する陸上自衛隊霞目飛行場周辺地域 6 地点において測定が行われている。仙台市「公害関係資料集」によると、平成 22 年度測定結果によると、全地点で環境基準を満足している。

表 5.1-8 航空機騒音測定結果

地点	調査地点	地域 類型	調査実施期間	調査 日数	測定期間内 1 日平均飛行 回数	測定期間内 平均 WECPNL	環境基準 (WECPNL)
1	若林区沖野 7 丁目(1)	I	H22.11.5~11.11	7 日	132	68	70
2	若林区遠見塚東	II	H22.9.9~9.15	7 日	63	66	75
3	若林区古城 3 丁目	II	H22.11.13~11.19	7 日	8	53	75
4	若林区霞目 2 丁目	II	H22.9.1~9.7	7 日	6	55	75
5	若林区沖野字高野南	II	H22.4.20~12.7	231 日	29	58	75
6	若林区沖野 7 丁目(2)	I	H22.10.13~10.19	7 日	72	59	70

出典：公害関係資料集 平成 23 年版 (平成 23 年 10 月 仙台市環境局)



凡 例

- 事業区域
- 航空機騒音調査地点

図 5.1-11 航空機騒音調査地点

出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）



(3) 発生源の状況

① 騒音

騒音の主な発生源としては、工場、事業場、建設作業、各種交通機関、飲食店等のほか、事業区域周辺では、陸上自衛隊霞目飛行場における航空機の飛行が挙げられる。これらの発生源に対しては、騒音規制法及び宮城県公害防止条例等において規制が行われている。

仙台市における騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-9 に示すとおり、特定工場等の実数が 978 件、特定施設の総数が 5,804 件となっており、施設の種別では、「空気圧縮機及び送風機」の届出が最も多くなっている。

また、仙台市における宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-10 に示すとおり、特定工場等の実数が 738 件、特定施設の総数が 1,738 件となっている。

表 5.1-9 騒音規制法に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種別	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	50	270
空気圧縮機及び送風機	725	4,795
土石用または鉱物用破砕機	16	109
織機	1	10
建設用資材製造機械	10	19
穀物用製粉機	2	7
木材加工機械	40	121
抄紙機	—	—
印刷機械	132	452
合成樹脂用射出成型機	2	21
鋳造型機	—	—
合 計	978	5,804

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

表 5.1-10 宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種別	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	3	4
空気圧縮機及び送風機	13	99
土石用又は鉱物用破砕機	4	13
織機	—	—
建設用資材製造機械	1	1
穀物用製粉機	1	1
木材加工機械	3	4
抄紙機	—	—
印刷機械	—	—
合成樹脂用射出成型機	—	—
鋳造型機	—	—
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	11	41
クリーニングタワー	368	557
バーナー	280	831
繊維工業用機械	20	58
コンクリート管等製造機	1	9
金属製品製造機械	1	5
土石等加工機械	33	115
合 計	738	1,738

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

② 振 動

振動の主な発生源としては、工場、事業場、建設作業、各種交通機関等があり、これらの発生源に対しては、振動規制法及び宮城県公害防止条例等において規制が行われている。

仙台市における振動規制法に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-11 に示すとおりであり、特定工場等の総数が 245 件、特定施設の総数が 1,042 件となっている。施設の種別では、特定工場等では圧縮機が、特定施設では金属加工機械及び圧縮機の届出が多くなっている。

また、仙台市における宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-12 に示すとおりであり、特定工場等の総数が 904 件、特定施設の総数が 6,054 件となっている。

表 5.1-11 振動規制法に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種別	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	51	360
圧縮機	136	380
土石用又は鉱物用破砕機等	12	113
織機	1	10
コンクリート製品製造機械	4	7
木材加工機械	7	20
印刷機械	31	75
ゴム・合成樹脂練用ロール機	1	41
合成樹脂用射出成型機	1	26
鋳造型機	1	10
合 計	245	1,042

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

表 5.1-12 宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

施設の種別	特定工場等総数	特定施設総数
金属加工機械	4	5
圧縮機	4	30
土石用又は鉱物用破砕機等	2	5
織機	—	—
コンクリート製品製造機械	2	2
ドラムバーカー又はチッパー	2	3
印刷機械	—	—
ゴム・合成樹脂練用ロール機	—	—
合成樹脂用射出成型機	—	—
鋳造型機	—	—
ディーゼルエンジン	—	—
冷凍機	14	45
合 計	904	6,054

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

(4) 影響を受ける施設等の状況

事業区域周辺において、騒音・振動が生じた場合に影響を受ける施設等は、七郷小学校などの教育施設や福祉施設などが挙げられる。

4) 低周波音

(1) 低周波音の状況

概況調査範囲においては、国又は地方公共団体等による定期的な低周波音調査は行われていない。

(2) 発生源の状況

低周波音の主な発生源としては、雷や噴火、風等の自然現象や、工場、事業場、建設作業、鉄道、道路、発破等が挙げられる。

(3) 影響を受ける施設等の状況

事業区域周辺において、低周波音が生じた場合に影響を受ける施設等は、七郷小学校などの教育施設や福祉施設などが挙げられる。

5) 悪臭

(1) 悪臭の状況

仙台市における過去5年間の悪臭に係る苦情件数の推移は、表 5.1-13 に示すとおりである。年度毎に増減が見られるものの、平成 22 年度には 19 件の苦情が発生している。

表 5.1-13 悪臭に係る苦情件数の経年推移

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
悪臭苦情件数	25	15	13	24	19

出典：「公害関係資料集平成 22 年度測定結果」

(仙台市環境局HP：<http://www.city.sendai.jp/kankyoku/taisaku/kogai/22nendo/mokuzi.html>)

(2) 発生源の状況

悪臭の発生源としては、各種製造業や畜産農業、廃棄物処理施設等が挙げられる。これらの発生源に対しては、悪臭防止法において、特定悪臭物質 22 物質の排出について規制が行われているほか、仙台市悪臭対策指導要綱においても工場・事業場等への指導が行われている。

(3) 影響を受ける施設等の状況

事業区域周辺において、悪臭が生じた場合に影響を受ける施設等は、七郷小学校などの教育施設や福祉施設などが挙げられる。

5.1.2 水循環

1) 水質

概況調査範囲において類型指定を受けている河川は、名取川（名取川河口より広瀬川分岐点まではB類型、広瀬川分岐点より上流はA類型）、旧笹川（C類型）、広瀬川（B類型）、七北田川（七北田川河口より梅田川分岐点まではC類型、梅田川分岐点より上流はB類型）、梅田川（C類型）である。

高野川、南貞山運河、北貞山運河は類型指定を受けていない河川であり、霞目雨水幹線は下水道施設である。また、大沼は類型指定を受けていない。

概況調査範囲の河川における公共用水域調査地点を図 5.1-14 に、平成 18 年度から平成 22 年度の生活環境項目の測定結果を表 5.1-14 に示す。

仙台市「公害関係資料集」によると、環境基準の設定された測定地点では、pH、DO、BOD、浮遊物質（SS）とも環境基準を達成しているが、大腸菌群数については、広瀬川の三橋において5年間とも環境基準を超過しており、七北田川の福田大橋においては、平成 18 年度に環境基準を超過している。

生活環境項目のうちSSについては、平成 18 年度から平成 22 年度の経年変化を図 5.1-12 に、平成 18 年度から 22 年度の月ごとの測定結果を図 5.1-13 に示す。

経年的には環境基準を下回りほぼ横ばいである。また、月別の値を見ると、5 月に比較的高い浮遊物質濃度が高くなる傾向が見られる。

表 5.1-14(1) 水質測定結果(生活環境項目)(1)

各項目とも平均値。ただし BOD 及び COD は 75% 値

年度	水域名	調査地点名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)
H18	広瀬川	三橋	B	7.6	11.0	0.9	—	4	3.0E+04	0.56	0.023
	七北田川	福田大橋	B	7.6	9.8	1.5	—	6	8.2E+03	1.1	0.069
	B類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—
	旧笹川	旧笹川最下流	C	—	—	—	—	—	—	—	—
	七北田川	高砂橋	C	7.6	9.2	1.2	—	6	1.1E+04	1.1	0.071
	梅田川	大田見橋	C	8.2	12.0	1.2	—	3	7.5E+04	0.76	0.056
		福田橋	C	7.4	8.6	1.9	—	12	1.2E+05	1.6	0.096
	C類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
	高野川	高野川最下流	—	7.5	9.9	2.9	—	19	2.3E+04	1.7	0.095
	貞山運河	深沼橋	—	7.3	7.8	1.5	—	10	2.7E+04	0.88	0.087
大沼	大沼池出口	—	7.7	9.9	—	6.1	14	3.0E+04	1.0	0.11	
H19	広瀬川	三橋	B	7.5	11.0	0.8	—	4	3.3E+04	0.47	0.026
	七北田川	福田大橋	B	7.5	10.0	1.4	—	5	4.2E+03	1.3	0.075
	B類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—
	旧笹川	旧笹川最下流	C	—	—	—	—	—	—	—	—
	七北田川	高砂橋	C	7.7	9.3	1.8	—	6	6.2E+03	1.0	0.070
	梅田川	大田見橋	C	8.1	12.0	1.1	—	2	2.0E+04	0.68	0.054
		福田橋	C	7.5	8.8	2.4	—	12	3.0E+04	1.4	0.094
	C類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
	高野川	高野川最下流	—	7.7	9.7	1.5	—	8	8.9E+03	2.7	0.076
	貞山運河	深沼橋	—	7.3	8.0	1.1	—	10	5.7E+03	0.79	0.10
大沼	大沼池出口	—	7.7	10.0	—	6.3	11	6.1E+02	1.1	0.14	

注) 網掛けは環境基準を満足していないものを示す。

出典：仙台市 HP「公害関係資料集」(<http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kankyo/keikaku/0384.html>)

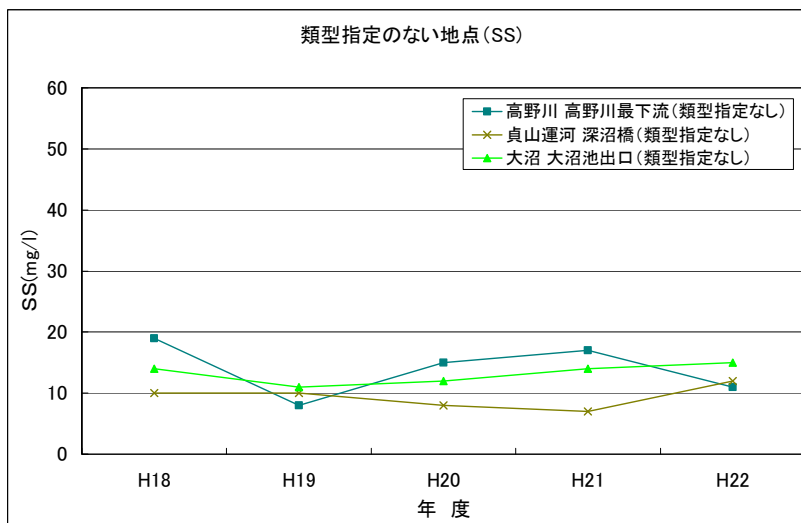
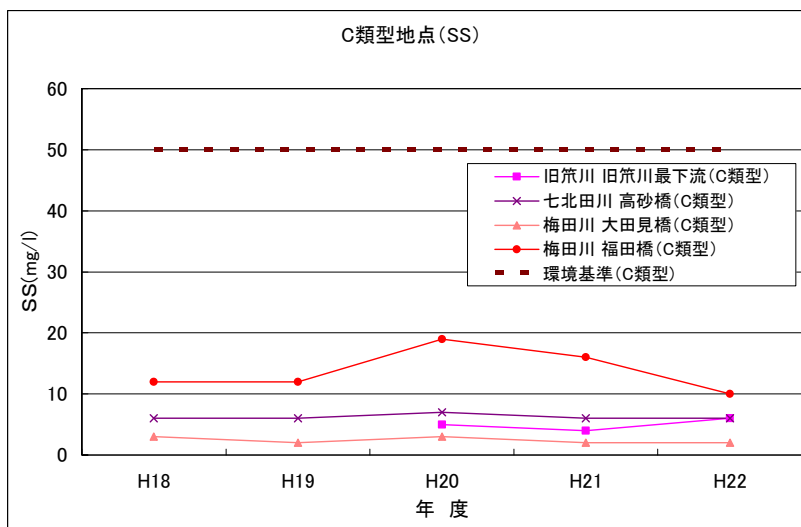
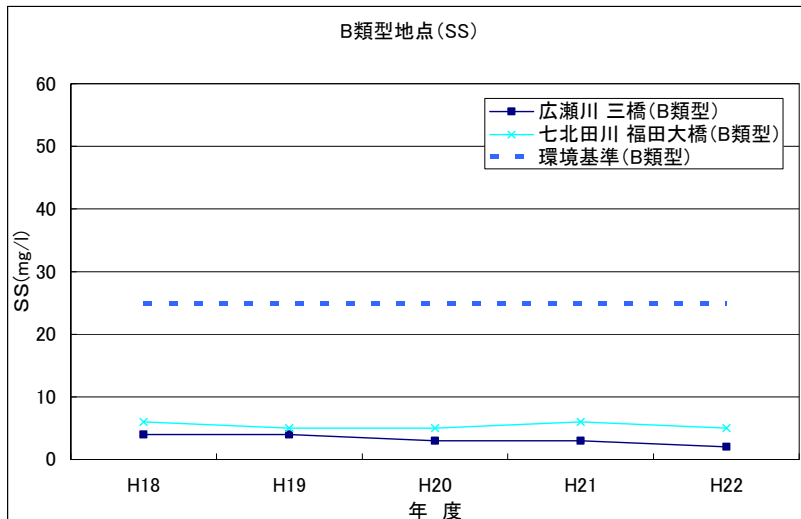
表 5.1-14(2) 水質測定結果(生活環境項目)(2)

各項目とも平均値。ただし BOD 及び COD は 75% 値

年度	水域名	調査地点名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)
H20	広瀬川	三橋	B	7.5	11.0	0.8	—	3	1.2E+04	0.72	0.034
	七北田川	福田大橋	B	7.5	9.9	1.4	—	5	3.6E+03	1.1	0.074
	B類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—
	旧笹川	旧笹川最下流	C	7.2	10.0	1.1	—	5	1.6E+04	1.8	0.044
	七北田川	高砂橋	C	7.6	9.1	1.3	—	7	6.5E+03	0.99	0.075
	梅田川	大田見橋	C	8.1	12.0	1.2	—	3	2.5E+04	0.73	0.048
		福田橋	C	7.5	9.2	2.1	—	19	2.5E+04	1.7	0.11
	C類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
	高野川	高野川最下流	—	7.5	9.3	1.4	—	15	1.0E+04	2.2	0.096
	貞山運河	深沼橋	—	7.5	8.5	1.2	—	8	1.4E+04	0.89	0.086
大沼	大沼池出口	—	7.7	10.0	—	11.0	12	1.3E+04	1.3	0.14	
H21	広瀬川	三橋	B	7.7	12.0	0.8	—	3	1.8E+04	0.58	0.053
	七北田川	福田大橋	B	7.7	10.0	2.0	—	6	2.6E+03	0.82	0.076
	B類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—
	旧笹川	旧笹川最下流	C	7.6	12.0	1.1	—	4	3.1E+04	1.1	0.040
	七北田川	高砂橋	C	7.8	9.4	2.5	—	6	2.4E+03	0.79	0.073
	梅田川	大田見橋	C	8.2	12.0	1.1	—	2	1.2E+04	0.53	0.043
		福田橋	C	7.5	9.2	2.6	—	16	1.5E+04	2.2	0.030
	C類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
	高野川	高野川最下流	—	7.5	9.0	2.0	—	17	8.9E+03	1.0	0.079
	貞山運河	深沼橋	—	7.5	7.7	1.5	—	7	1.4E+04	0.72	0.093
大沼	大沼池出口	—	8.0	11.0	—	10.0	14	8.9E+03	1.5	0.096	
H22	広瀬川	三橋	B	7.5	11.0	0.9	—	2	1.7E+04	0.74	0.040
	七北田川	福田大橋	B	7.8	10.0	1.5	—	5	2.3E+03	0.79	0.084
	B類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	5,000以下	—	—
	旧笹川	旧笹川最下流	C	7.5	12.0	1.0	—	6	1.2E+04	1.3	0.037
	七北田川	高砂橋	C	7.7	9.3	1.4	—	6	4.0E+03	0.79	0.078
	梅田川	大田見橋	C	8.1	12.0	0.8	—	2	9.8E+03	0.52	0.034
		福田橋	C	7.6	9.8	1.5	—	10	1.1E+04	0.96	0.081
	C類型の環境基準			6.5~8.5	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
	高野川	高野川最下流	—	7.5	9.1	1.2	—	11	7.7E+03	1.1	0.064
	貞山運河	深沼橋	—	7.4	7.9	1.7	—	12	1.9E+04	0.90	0.10
大沼	大沼池出口	—	8.0	11.0	—	13.0	15	1.4E+04	1.4	0.098	

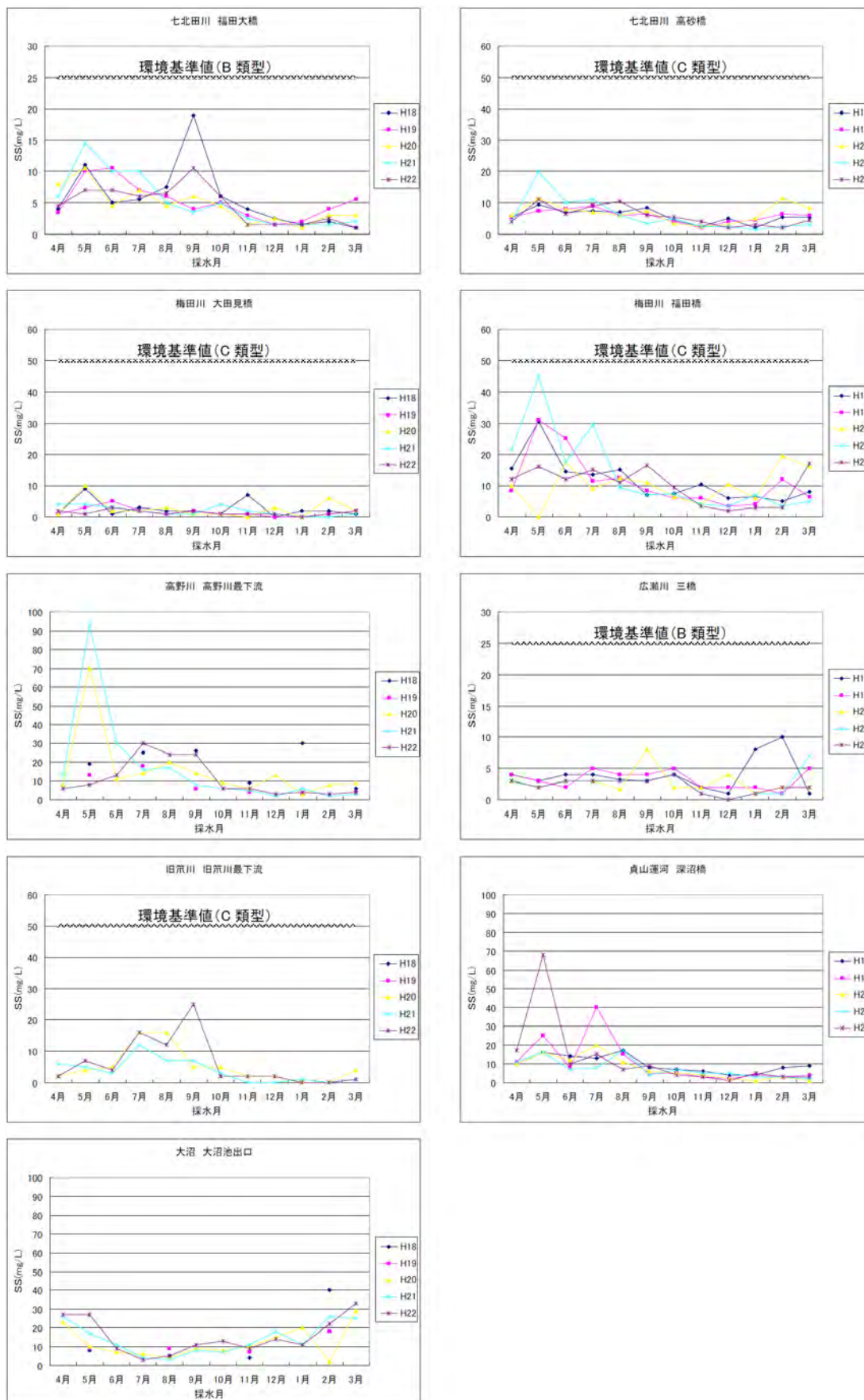
注) 網掛けは環境基準を満足していないものを示す。

出典：公害関係資料集 平成 23 年版 (平成 23 年 10 月 仙台市環境局)



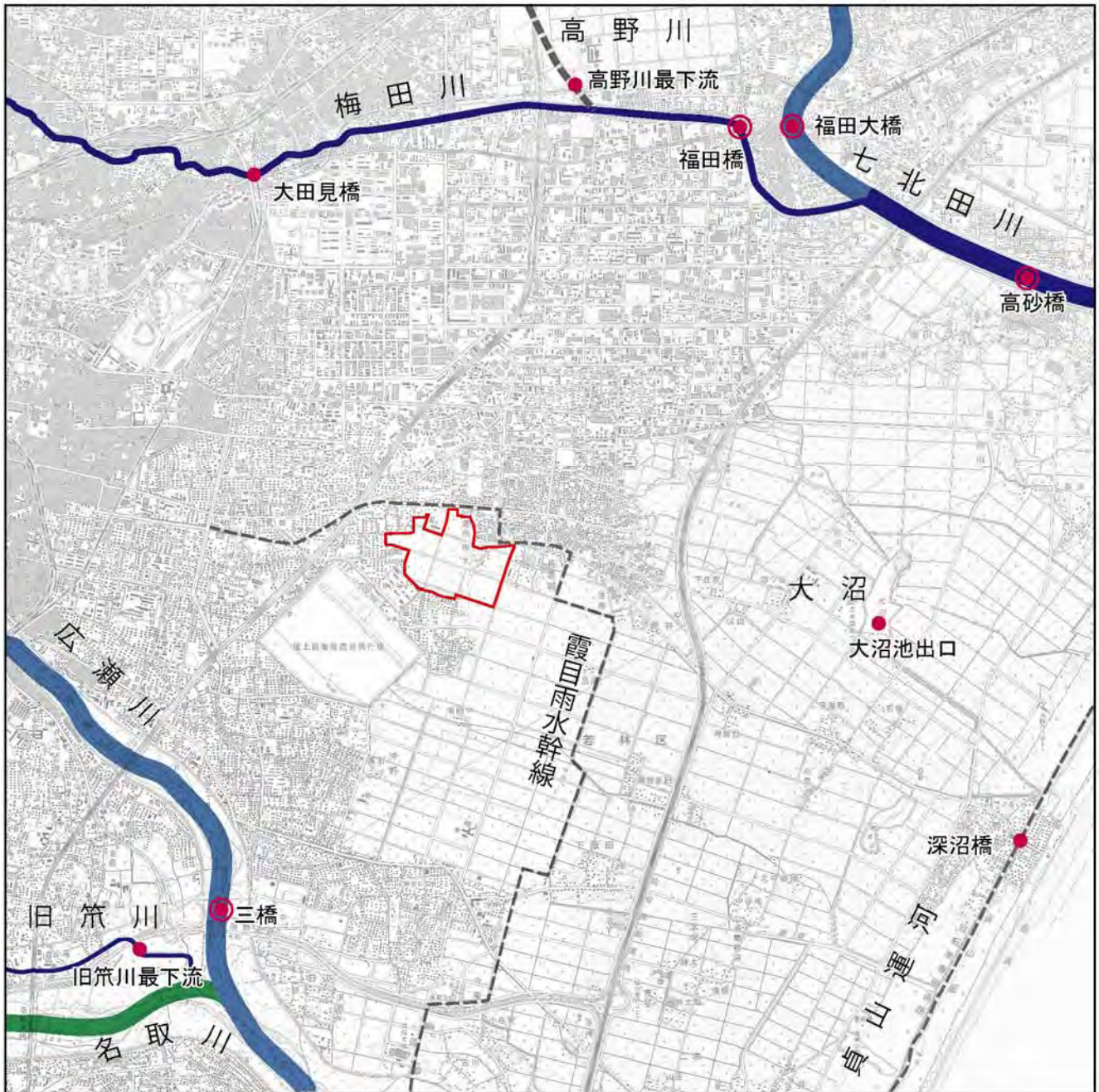
出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）

図 5.1-12 公共用水域の浮遊物質年平均値の経年変化（平成18～22年度）



出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）

図 5.1-13 公共用水域の浮遊物質の測定結果（月別測定値 平成18～22年度）

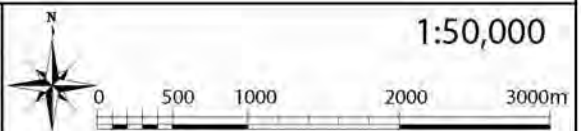


凡例

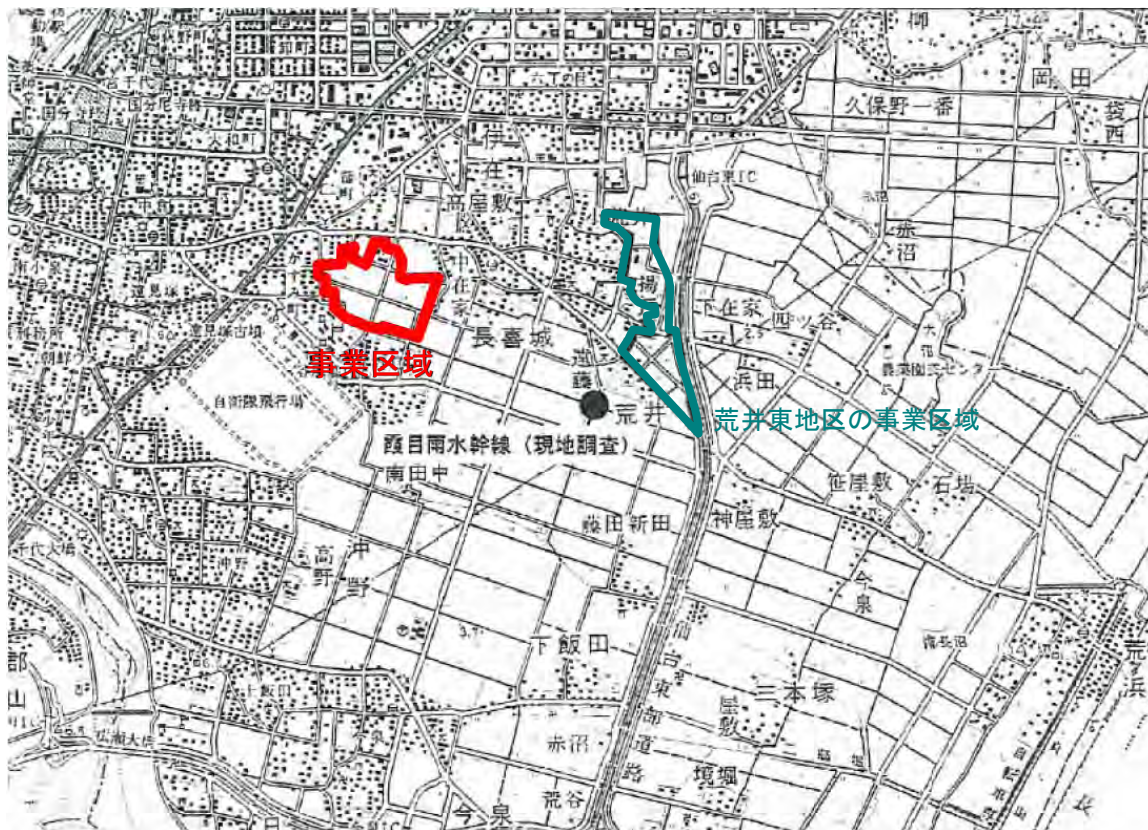
- 事業区域
- 水質測定地点
- ◎ 環境基準点
- A類型
- B類型
- C類型
- 環境基準のない河川・水路

図5.1-14 水質測定地点

出典：公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）



また、事業区域周辺では「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」(平成 21 年 8 月)において霞目雨水幹線で浮遊物質量の調査が実施されており、表 5.1-15 に示すとおり、平水時は夏季～秋季の浮遊物質濃度が高くなっている。



出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」
(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

図 5.1-15 水質調査地点

表 5.1-15 水質測定結果

	調査季	浮遊物質量 (mg/l)	流量 (m ³ /s)
平水時	春季	9	0.24
	夏季	25	0.17
	秋季	25	0.17
	冬季	13	0.12
増水時	H17.7.26	52	2.28
	H17.8.26	83	0.76
	H18.2.2	68	0.28

出典：「(仮称) 仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」
(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

(2)発生源の状況

水質汚濁の主な発生源としては、公共用水域に排出される工場、事業場等の排水等が挙げられ、これらの発生源対策として水質汚濁防止法及び宮城県公害防止条例等による規制が行われている。

仙台市における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況は、表 5.1-16 に示すとおりである。総数は 914 件であり、種類別では「自動式車両洗浄施設」が 350 件と、最も多くなっている。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は、表 5.1-17 に示すとおりであり、特定施設の総数は 234 件となっている。

表 5.1-16 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)(1)

番号	業種または施設区分	事業場数				(C) 分流式下水道 へ全ての汚水 を排出してい る事業場	(D) 合計 (A)+(B)+(C)
		(A) 1日当たりの 平均排水量 50m ³ 以上の 事業場	(a) (A)のうち有 害物質を排出 する恐れのある 事業場	(B) 1日当たりの 平均排水量 50m ³ 未満の 事業場	(b) (B)のうち有 害物質を排出 する恐れのある 事業場		
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設			21		1	22
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1				6	7
3	水産食料品製造業の用に供する施設			1		6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設			7		3	10
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設			1		1	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あんの業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1		1		1	3
10	飲料製造業の用に供する施設	2				4	6
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設			3		2	5
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設					3	3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設			8		19	27
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設					4	4
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設			1		42	43
27	25・26 ¹⁾ 以外の無機化学工業製品製造業					2	2
47	医療品製造業の用に供する施設					1	1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設	1	1				1
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	1	1			1	2
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設			1		3	4
54	セメント製品製造業の用に供する施設			4		1	5
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	3		10		4	17
59	砕石業の用に供する施設	1					1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設			4			4
61	鉄鋼業の用に供する施設	2	1				2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設					2	2
64の2	水道施設のうち浄水施設(能力1万m ³ /日以上)	6					6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1			15	16
66	電気めっき施設			1	1	2	3
66の2	旅館業の用に供する施設	22		50		12	84
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設(学校給食法第5条の2に規定する施設)					5	5
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設					6	6
66の5	飲食店(第66号の6及び第66号の7を除く)に設置されるちゅう房施設	1		4		15	20
66の6	通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設					2	2
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4	1	4		59	67
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設					43	43
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	1			4	5
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設					1	1
69の2	中央卸売市場に設置されている施設で水産物に係るもの					1	1
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設					14	14
71	自動式車両洗浄施設	1		62		287	350

表 5.1-16(2) 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)(2)

番号	業種または施設区分	事業場数					合計 (A)+(B)+(C)
		(A) 1日当たりの 平均排水量 50m ³ 以上の 事業場	(a) (A)のうち有 害物質を排出 する恐れのある 事業場	(B) 1日当たりの 平均排水量 50m ³ 未満の 事業場	(b) (B)のうち有 害物質を排出 する恐れのある 事業場	(C) 分流式下水道 へ全ての汚水 を排出してい る事業場	
71の2	科学技術に関する研究・試験・検査等の用に供する施設					71	71
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設					3	3
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	6		6	13
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設					1	1
72	し尿処理施設(501人槽以上)	16					16
73	下水道終末処理施設	5	4				5
74	特定事業場から排出される水の処理施設					2	2
合 計		70	11	189	1	655	914

注) 番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設番号

25; 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設

26; 無機顔料製造業の用に供する施設

出典: 公害関係資料集 平成 23 年版 (平成 23 年 10 月 仙台市環境局)

表 5.1-17 宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出状況(平成 22 年度)

番号	施設の種類	規模又は能力	事業場数
1	水産物卸売市場の洗浄施設(陸揚げ地に開設されたものに限る)		0
2	集団給食施設(ただし学校給食法第5条の2に規定する施設のうち総床面積500㎡以上を除く)	給食能力が継続的に1回100食以上又は1日250食以上	36
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設		179
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設		1
5	公衆浴場業の用に供する洗場施設		15
6	ごみ処理施設	処理能力が1時間当たり200kg以上	1
7	動物園	成畜の飼養能力が30頭以上	1
8	病院の廃液の処理施設(有害物質又はフェノール含有物を取り扱うものに限る)		1
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設(灯油その他の油類を使用するものに限る)		0
合 計			234

出典: 公害関係資料集 平成 23 年版 (平成 23 年 10 月 仙台市環境局)

(3) 影響を受ける施設等の状況

本事業においては、工事中の雑排水やトイレ排水は公共下水道に接続する計画である。また、供用後の汚水は、事業区域北側に隣接する公共下水道に接続するため、影響を受ける施設等は想定されない。

しかし、工事中の降雨による濁水の影響が想定され、この場合影響を受ける施設等として霞目雨水幹線や沿線の農地及び集落等が考えられる。

2)水象

(1)河川の状況

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 仙台市)によると、事業区域は、北から東にかけて梅田川や七北田川、西から南にかけては広瀬川や名取川に挟まれた水田地帯に位置している。

事業区域には河川は存在しないが、農業用排水路や下水道施設がある。

なお、事業区域内の用排水路は、佐久間堀雨水幹線を経て霞目雨水幹線に排水されている。霞目雨水幹線は、名取川放流地点より事業区域の東側に位置する七郷中学校近傍まで開渠、七郷中学校近傍より上流側は暗渠となっている。霞目雨水幹線の開渠部分及び農業用排水路はコンクリートの三面張り水路などとなっている。

(2)湖沼・ため池

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 仙台市)によると、概況調査範囲の代表的な池として大沼、赤沼、南長沼がある。

なお、事業区域には湖沼・ため池は存在しない。

(3)水源地、湧水、温泉の状況

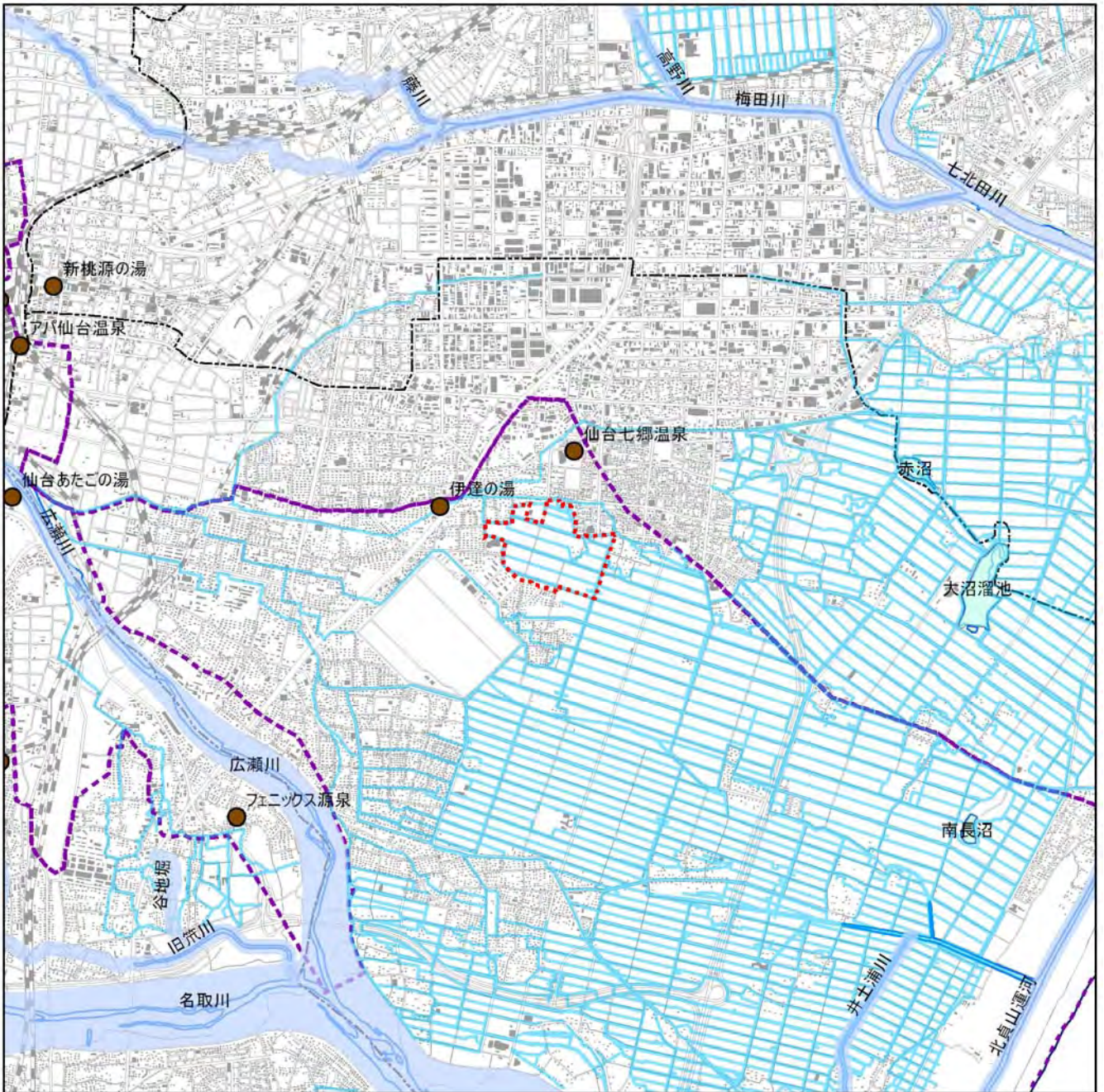
「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 仙台市)によると、概況調査範囲には水源地や湧水は存在しないが、温泉(源泉)として仙台七郷温泉及び伊達の湯などが存在する。

なお、事業区域には温泉(源泉)は存在しない。

(4)自然性の高い水辺地の状況

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 22 年 仙台市)」によると、概況調査範囲には、自然性の高い水辺地として名取川、広瀬川、七北田川、大沼があり、河岸の植生にはヨシクラス群落やヤナギ高木林が見られる(図 5.1-26 現存植生図参照)。

なお、事業区域内の農業用排水路はコンクリートの三面張り水路などで、自然性は高くないと推察される。



凡例

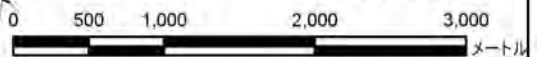
- 事業区域
- 源泉
- 河川
- その他水路
- 湖沼・溜池等
- 流域界

図5.1-16 水象の状況

出典:平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成22年 仙台市)



1:50,000



5.1.3 土壤環境

1) 地形・地質・土壤

(1) 地形

概況調査範囲における地形分類は、図 5.1-17 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」によると、事業区域は谷底低地に位置しており、この一帯は霞ノ目低地に区分されている。概況調査範囲西側は台地、東側は太平洋に臨む海岸平野となっている。事業区域及び周辺は、谷底平野が優占するほか自然堤防及び砂堆・浜堤が散在している。

(2) 地質

概況調査範囲における表層地質は、図 5.1-18 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」によると、概況調査範囲は七北田川及び名取川や広瀬川に挟まれていることから、後背湿地堆積物が広く分布し、事業区域には未固結堆積物である砂・礫・泥が分布している。事業区域の周辺は、水田地帯の大部分が泥・泥炭、隣接する陸上自衛隊霞目飛行場などに中粒砂が分布している。

(3) 土壤

概況調査範囲における土壤分布は、図 5.1-19 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」によると、概況調査範囲は海岸や河川に広く黄褐色土壤が分布し、水田部は泥炭及び泥炭質土壤、黒泥土壤、灰色土壤が分布している。事業区域及び周辺は、西側の水田は黒泥土壤の泉崎統、東側の水田は泥炭及び泥炭質土壤の井川統が分布し、隣接する陸上自衛隊霞目飛行場などに灰褐色土壤の多多良統が分布している。

(4) 災害履歴

概況調査範囲における近年の災害としては、平成 6 年 9 月の大雨による浸水被害があり、仙台東部道路東側の一帯、仙台東部道路の西側で霞目飛行場の東側一帯の広い地域が浸水した。

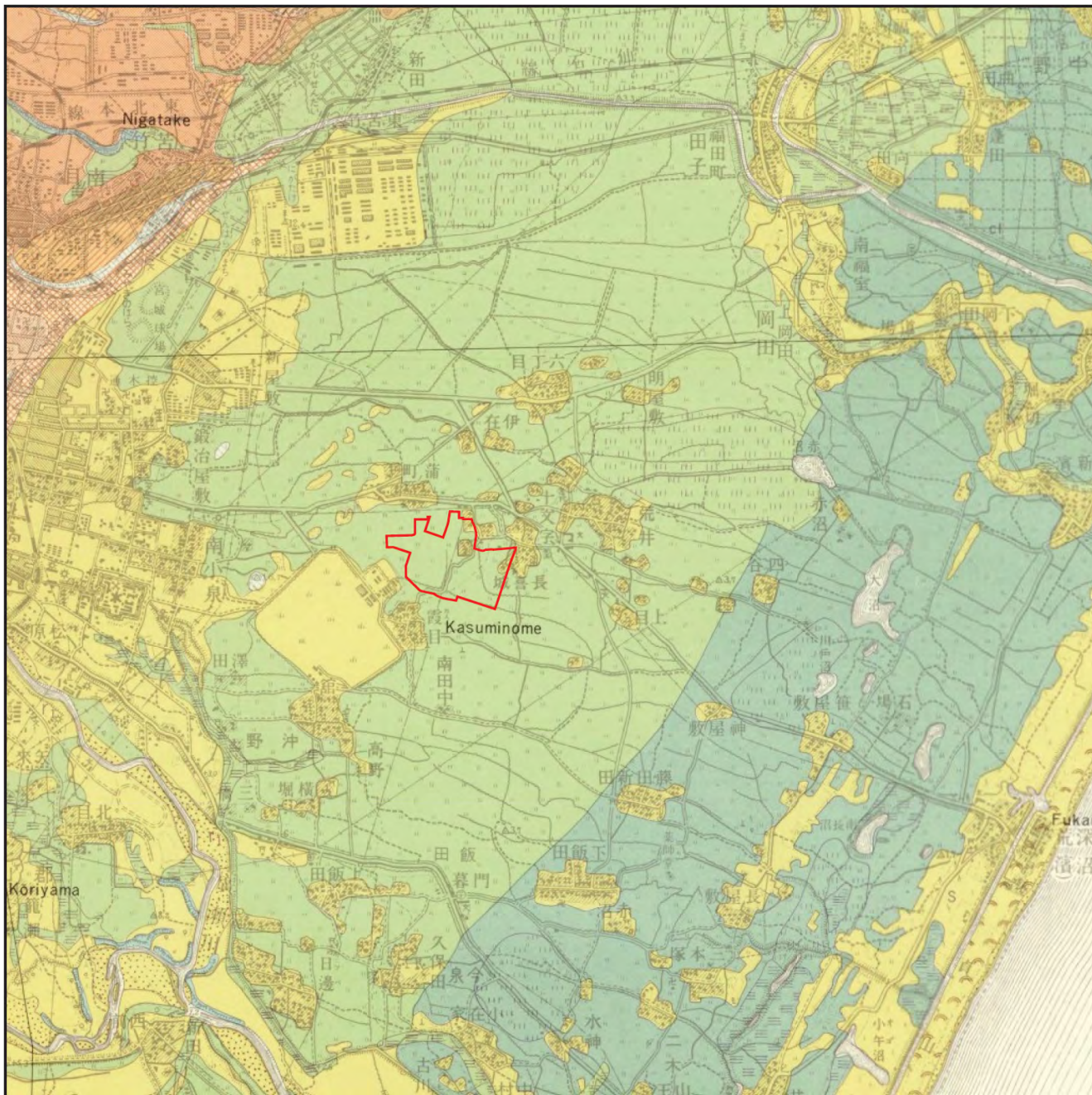
事業区域における近年の災害としては、昭和 53 年の宮城県沖地震による地盤の液状化、昭和 61 年の台風 10 号、平成 6 年の大雨による浸水被害を受けている。さらに平成 23 年の東日本太平洋沖地震では、地盤の亀裂、陥没のほか、仙台東部道路の東側を中心に津波による浸水被害を受けている。

(5) 災害発生源の状況

概況調査範囲には急斜面は存在しない。また、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり防止区域、砂防指定地、崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険箇所等の危険箇所は存在しない。

(6) 影響を受ける施設等の状況

過去に被害のあった浸水被害や地震による地盤の液状化が想定され、これらの災害等により影響を受ける施設は事業区域及びその周辺の農地、住宅、道路等が考えられる。



凡 例

事業区域

丘陵地

丘頂緩斜面および丘腹緩斜面

低地

谷底平野

自然堤防及び砂礫・浜堤

台地

砂礫台地 Gt I (上位)

砂礫台地 Gt III+ (下位)

海岸平野

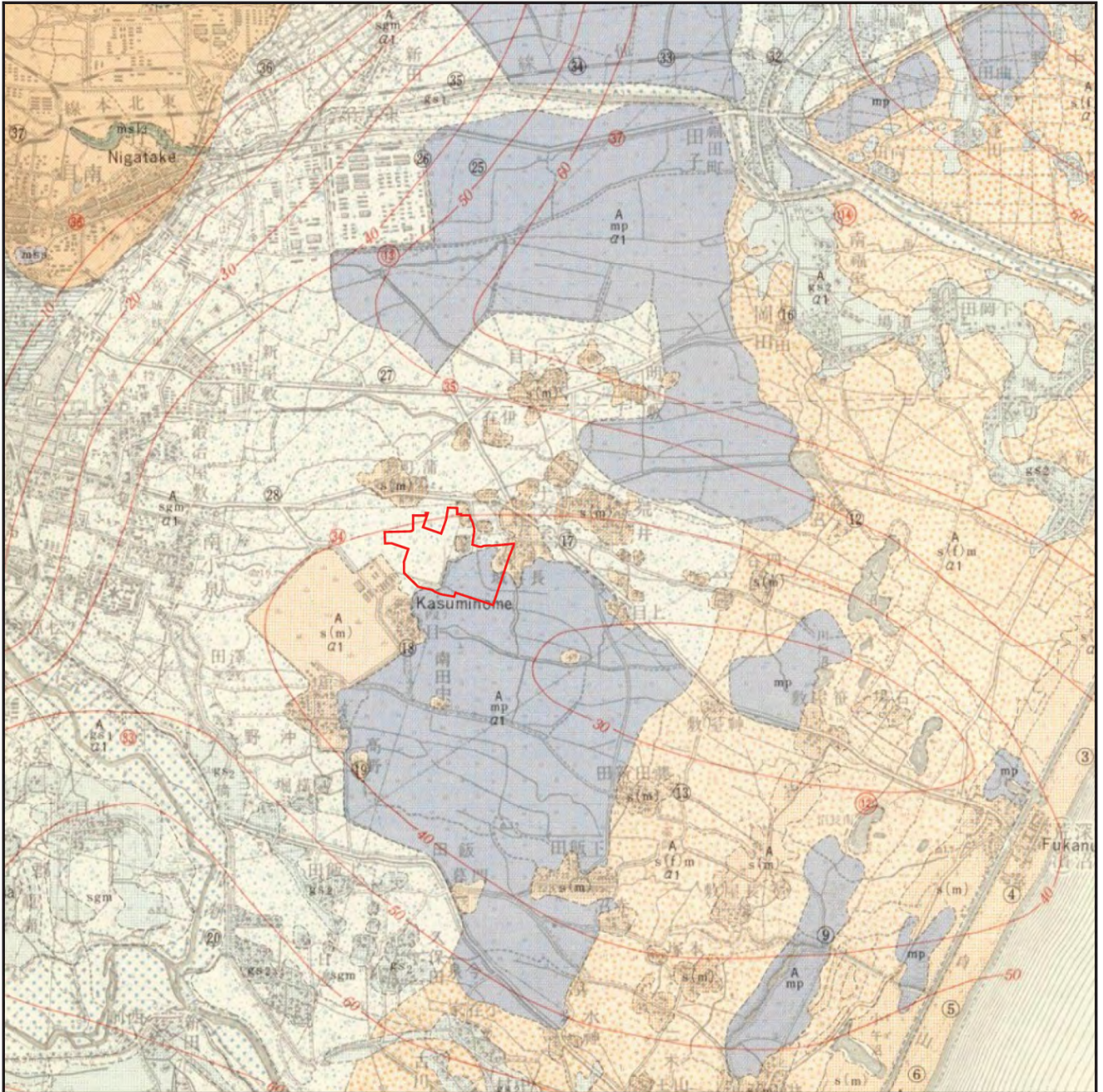
図 5.1-17 地形分類図



scale 1:50,000



出典：土地分類基本調査—地形分類図（仙台）（経済企画庁・昭和42年）



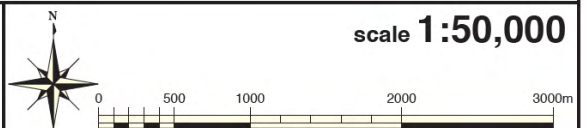
凡 例

事業区域

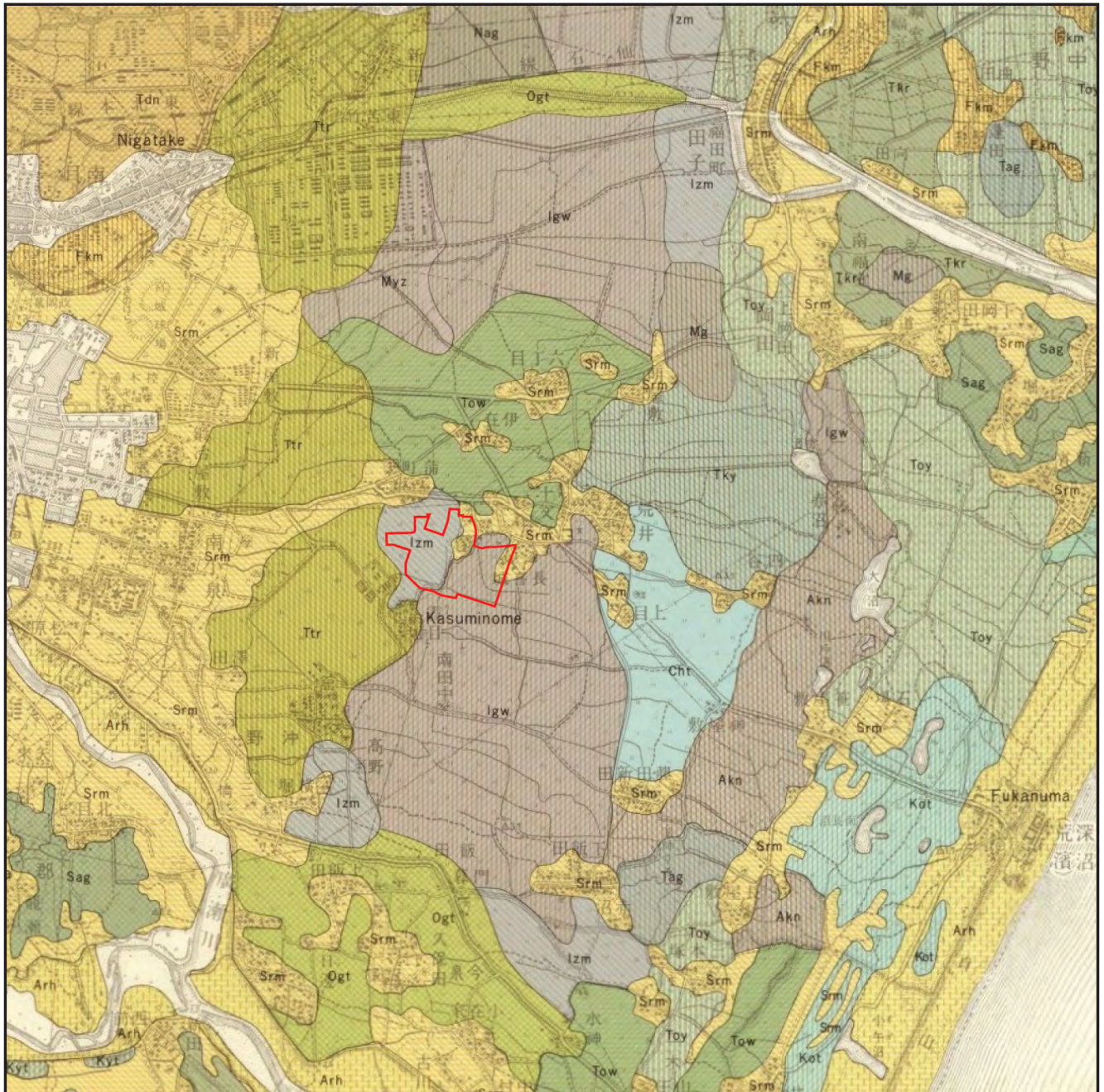
未固結堆積物

- gs1 礫・砂
- gs2 礫・砂
- sgm 砂・礫・泥
- s(m) 中砂粒
- gm2 礫・泥
- mp 泥・泥岩
- mss 泥岩・砂岩

図 5.1-18 表層地質図



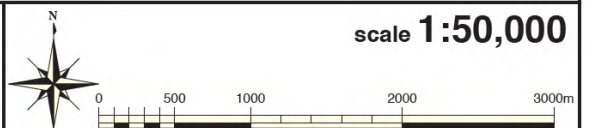
出典：土地分類基本調査—表層地質図（仙台）（経済企画庁・昭和42年）



凡 例

- | | | | |
|----------|----------|---------|------------|
| 事業区域 | 灰褐色土壌 | 黒泥土壌 | 泥炭および泥炭質土壌 |
| 黄褐色土壌 | Ttr 多々良統 | Izm 泉崎統 | Myz 宮崎統 |
| Srm 四郎丸統 | Sag 佐賀統 | Tky 高谷統 | Igw 井川統 |
| Fkm 福室統 | Toy 豊中統 | Akn 赤沼統 | Mg 間木統 |
| Arh 荒浜統 | 灰色土壌 | Tag 田貝統 | |
| Tdn 蓼沼統 | Tow 東和統 | グライ土壌 | |
| | Ogt 緒方統 | Cht 千年統 | |
| | Tkr 宝田統 | 強グライ土壌 | |
| | Kyt 清武統 | Kot 琴浜統 | |

図 5.1-19 土壌図



出典：土地分類基本調査—土壌図（仙台）（経済企画庁・昭和42年）

3) 土壌汚染

(1) 土壌汚染の状況

概況調査地域においては、七郷小学校においてダイオキシン類の測定が行われている。測定地点は図 5.1-20 に示すとおりである。平成 21 年度の測定結果は環境基準を下回っている。

また、土壌汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域として、仙台市若林区大和町三丁目 2 番 2 の一部及び 2 番 3 の一部が指定されている。

なお、若林区内では測定は行われていない。

また、概況調査地域では、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に土壌汚染に係る苦情の発生はない。

表 5.1-18 ダイオキシン類測定結果(平成 22 年度)

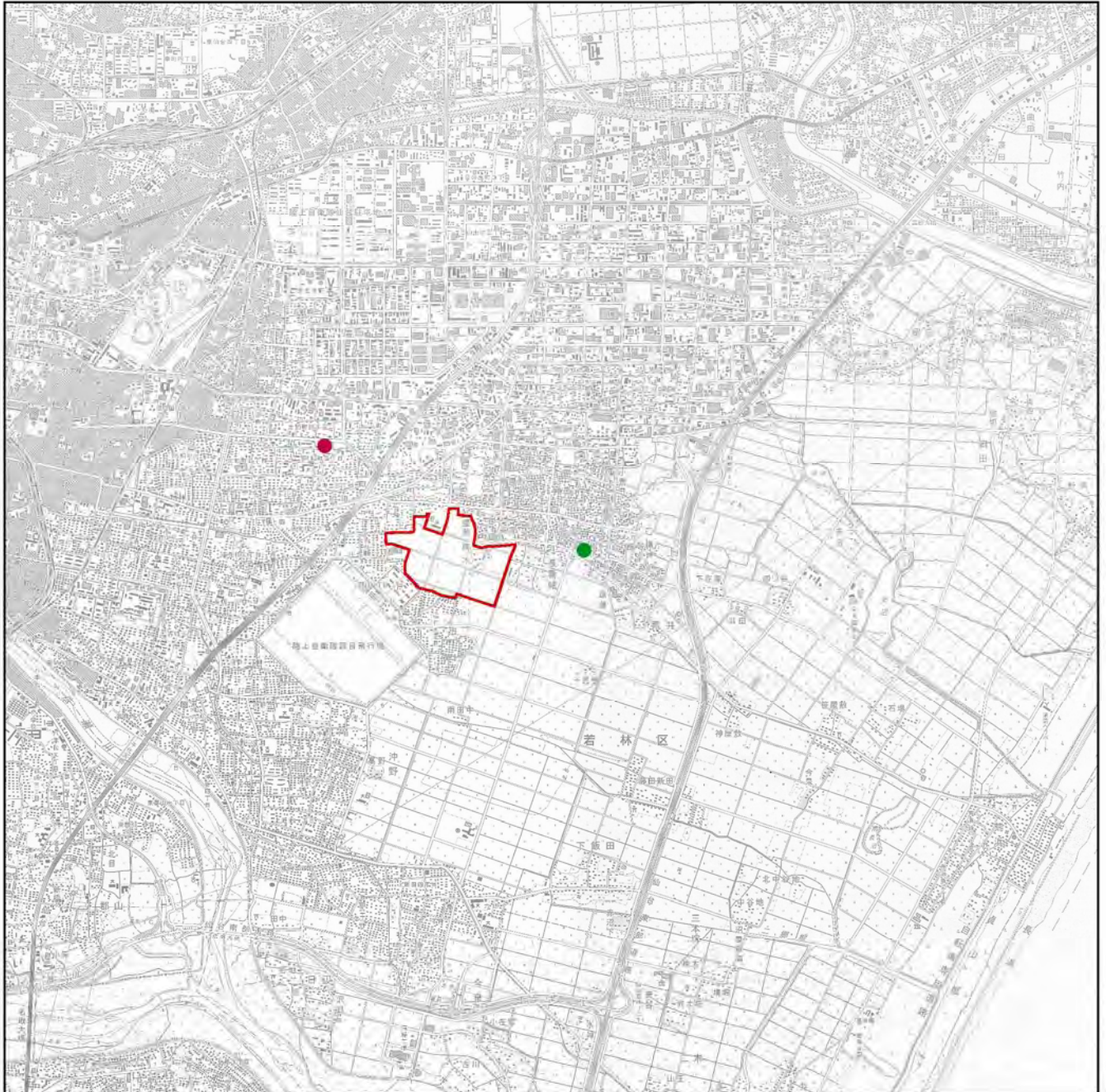
調査地点所在地	調査地点名称	測定結果(pg-TEQ/g)	環境基準
若林区荒井字堀添 53-2	七郷小学校	0.015	1,000pg-TEQ/g

出典：公害関係資料集 平成 23 年版（平成 23 年 10 月 仙台市環境局）

(2) 発生源の状況

ダイオキシン類を含めた土壌汚染は、水質の汚濁や大気汚染を通じて発生するとされ、工場や廃棄物処理場等からの排水が発生源として考えられる。

平成 15 年 2 月に「土壌汚染対策法」が施行され、これに基づき土壌汚染の状況の調査や人の健康被害の防止に関する措置などが行われるようになったが、平成 22 年 3 月 31 日現在、仙台市内には同法に基づく指定地域はない。

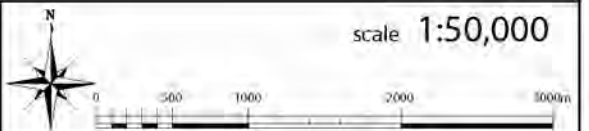


凡 例

- 事業区域
- 土壤汚染測定地点（ダイオキシン類）
- 土壤汚染区域

図 5.1-20 土壤汚染区域

出典：仙台市 HP「土壤汚染対策法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域」
 公害関係資料集 平成23年版（平成23年10月 仙台市環境局）



2) 地盤沈下

(1) 地盤沈下の状況

概況調査範囲の地盤沈下の状況について、「仙台市の環境（平成 22 年度実績報告書）」によると、昭和 49 年から平成 22 年までの累積変動量は図 5.1-21 に示すとおりであり、北西部を除き、全域にわたって地盤沈下が見られる。事業区域は主に 6 cm から 10 cm の地盤沈下があった地域に属する。

地盤沈下の主な原因としては、軟弱な粘土層が分布している地域等において、大量の地下水を取水する場合や建物及び工作物の建設等に伴う地盤の圧密などが挙げられる。概況調査範囲では、日の出町や扇町等の工場が立ち並ぶ場所での工業用水の取水が大きな地盤沈下を招いたため、現在では宮城県公害防止条例及び工業用水法において地下水の揚水が制限されており、事業区域もこれに属している。

地下水採取規制地域の位置は、図 5.1-21 に示すとおりである。

また、事業区域では軟弱な粘土層の分布が想定されるため、土地の形状の変更等により地盤の圧密沈下による影響が考えられる。影響を受ける施設等として、事業区域に隣接する農地や住宅、道路等が考えられる。

概況調査範囲における軟弱地盤の分布は、図 5.1-22 に示すとおりである。



出典：「仙台市の環境（平成 22 年度実績報告書）」（平成 23 年 仙台市）

図 5.1-21 地盤の累積沈下量



出典：「仙台市史」(平成6年 仙台市)

図 5.1-22 軟弱地盤の分布状況(図中数字は軟弱層の厚さ(m))

(2) 発生源の状況

地盤沈下の主な原因としては、軟弱な粘土層が分布している地域等において、大量の地下水を揚水する場合等が挙げられる。

事業区域周辺における地盤沈下については、日の出町や扇町等、工場が立ち並ぶ場所での工業用水の取水が大きな地盤沈下を招いたため、現在では、宮城県公害防止条例及び工業用水法において地下水の揚水が制限されている。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、仙台平野の海岸及び平地部では広範な地盤沈下が発生したが、事業区域周辺においても海岸域一体に地盤沈下が発生した。

(3) 影響を受ける施設等の状況

事業区域は、軟弱な粘土層の分布が想定されるため、土地の形状の変更等により、地盤の圧密沈下による影響が考えられる。

この場合、影響を受ける施設等は、事業区域に隣接する農地、住宅、道路等が考えられる。

5. 1. 4 生物環境

1) 植 物

(1) 植物相の状況

「平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成 16 年 2 月、仙台市）、「仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書」（昭和 57 年、宮城県）によると、概況調査地域の北側及び西側一帯は、市街地となっているため、飛行場、運動公園などの芝地（人工草地）、広瀬川や名取川の河川植生がみられる程度で、その他の公園等を除いてはまとまった植物はほとんどみられない。それに対し、事業区域南側及び仙台東部道路から東側一帯には、水田が広く分布している。水田地帯ではケイヌビエ、タマガヤツリなど、イネ科カヤツリグサ科草本が確認され、湿地性植物や抽水植物が生育している。

概況調査地域にある海岸線には、クロマツ植林の中に小規模のアカマツ群落が点在している樹林がある。また、海岸線の南端は井土浦の干潟及び湿地が確認され、ヨシ、アイアシ、オカヒジキ、ハマゼリ、ハマニンニク、ハマヒルガオ、コウボウシバなど特有の植物が生育している。

概況調査地域南西側には、名取川及び広瀬川が位置し、河川植生として、ヤナギ高木・低木群落を確認することができ、ヨシなどイネ科植物が生育していると考えられる。

事業区域は、ほとんどが水田で、コナギ、セリ、ケイヌビエなど水田雑草が生育していると考えられる。事業区域内の農業用水路は、コンクリート側溝が設置されており、植物がほとんどみられない状況である。また、事業区域周辺の雨水幹線も、コンクリート水路で植物はほとんどみられない。

なお、事業区域を対象とした植物相の既存調査は確認されなかった。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側を中心に特に津波の被害を受け、海岸林が倒されたり塩害を受けるなど植物相にも相当の影響が及んだが、植物相に係る影響の程度を総合的に把握した資料は確認されていない。

(2) 注目すべき植物の状況

概況調査範囲での植物相の状況として、「（仮称）仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」（平成 21 年 8 月）において調査が実施されており、注目すべき種として 11 科 11 種が確認されている。ただし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により津波による浸水被害を受け、当該調査地域の植物相にも相当の影響が及んでいると推察される。

表 5.1-19 荒井東地区で確認された注目すべき種

科名	種名	選 定 基 準					
		文化財 保護法	種の保 存法	国 RDB	県 RDB	仙台市 H6	仙台市 H15
カバノキ	ハンノキ						1,4
ニレ	エノキ						4
ザクロソウ	ザクロソウ					○	1
クスノキ	シロダモ						2
マメ	ヤハズエンドウ				要		
トウダイグサ	ノウルシ			NT	要		
キク	カワラヨモギ				NT		
オモダカ	ウリカワ				要		
ミズアオイ	ミズアオイ			NT	VU	○	
イネ	オオウシノケグサ						4
ミクリ	ミクリ			NT	要	○	1,A
11 科	11 種	0 種	0 種	3 種	6 種	3 種	6 種

出典：(仮称)仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価準備書（平成 21 年 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会）をもとに作成
調査方法：植物相・・・任意観察 植生・・・植物社会学的調査

注) 選定基準

文化財保護法：「文化財保護法」で指定されている天然記念物、特別天然記念物

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている国内希少野生動植物種（国内）、国際希少野生動植物種（国際）

国 RDB：「レッドリスト」（環境省）に掲載されている、絶滅（EX）、絶滅危惧 IA 類（CR）、絶滅危惧 IB 類（EN）、絶滅危惧 II 類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

県 RDB：「宮城県の希少な野生植物」に掲載されている、絶滅（EX）、絶滅危惧 I 類（CR+EN）、絶滅危惧 II 類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）、要注目種（要）

仙台市 H6：「平成 6 年度 自然環境基礎調査報告書」（平成 7 年 仙台市）に記載されている、保全上重要な植物種

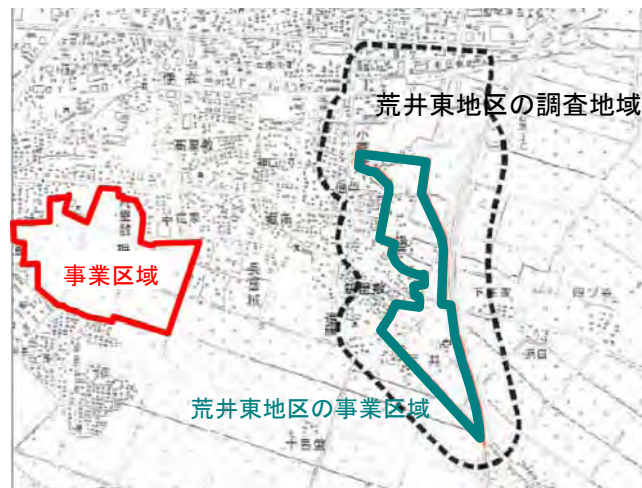
仙台市 H15：「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成 16 年 2 月 仙台市）に記載されている、

学術上重要な植物種（1：仙台市においてもともと希産あるいは希少である種あるいは分布が限定されている種

2：仙台市が分布の北限、南限となっている種あるいは隔離分布となっている種 3：仙台市が模式産地となっ

ている種 4：その他学術上重要な種）、希少種のうちランク A（A：以前に比べて減少傾向にあるが、現在殆ど

見ることのできない種）



出典：(仮称)仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価準備書
(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

図 5.1-23 荒井東地区植物調査範囲

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 仙台市)によると、巨木、天然記念物は表 5.1-20 及び図 5.1-24 に示すとおりであり、概況調査範囲北西側の市街地を中心にイチョウなどの巨樹が分布しているが、事業区域には、巨樹、天然記念物は存在していない。

また、「杜の都の名木・古木 (仙台市保存樹 平成 20 年度版)」(平成 21 年 仙台市)によると表 5.1-20 (3) に示すとおり、神社や寺院などに名木・古木が分布しており、中には推定樹齢が 1000 年を超えるシラカシやイチョウもある。事業区域にはこれらの名木・古木は存在しない。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 仙台市)によると、保全上重要な植物の分布は図 5.1-25 に示すとおりであり、事業区域東側に分布範囲 (メッシュ) が存在する。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、これらの巨木等にも影響が及んでいると推察される。

表 5.1-20(1) 巨木、天然記念物(天然記念物)

No	指定区分	種別	名称	所在地	所有者
15	国指定	天然記念物	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町	個人 (仙台市)
16	国指定	天然記念物	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	国 (宮城刑務所)

出典: 平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成 22 年 仙台市)

表 5.1-20(2) 巨木、天然記念物(巨樹・巨木林)

番号	区分	樹種	幹周	樹高	独特の呼称	備考
9	単木	ヒガンザクラ	400	10		
10	単木	イチョウ	330	21		
11	単木	イチョウ	780	32	乳銀杏	国指定天然記念物 (苦竹のイチョウ)
12	単木	シダレザクラ	410	18		
13	単木	サイカチ	440	15	実なしサイカチ	
20	単木	イチョウ	440	21		
21	単木	カヤ	350	15		
22	単木	イチョウ	420	25		
23	単木	クワ	470	9		
24	単木	クロマツ	380	29	一本松	
25	単木	ケヤキ	410	20		
26	単木	イチョウ	410	23		
27	単木	イチョウ	400	25		
28	単木	クロマツ	430	21		
34	単木	アカマツ	320	11	兜塚の松	
36	単木	カヤ	500			
39	単木	イチョウ	350	28		
40	単木	ケヤキ	360	15		

出典: 平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成 22 年 仙台市)

表 5.1-20(3) 巨木、天然記念物(名木・古木)

番号	名称	樹種	樹高 (m)	幹周 (m)	推定樹齢 (年)
1	正楽寺のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	12.0	4.5	300
2	正楽寺のくすのき	クスノキ(クスノキ科)	15.0	3.6	200
3	愚鈍院のこつぶがや	カヤ(イチイ科)	15.0	2.1	250
4	大林寺のかや	カヤ(イチイ科)	15.0	3.8	250
5	道仁寺のたぶのき	タブノキ(クスノキ科)	16.0	2.8	200
6	道仁寺のさくら	サクラ(バラ科)	15.0	2.6	200
7	道仁寺のしだれざくら	シダレザクラ(バラ科)	13.0	2.0	200
8	道仁寺のさくら	サクラ(バラ科)	14.0	2.3	200
9	栽松院のしらかし	シラカシ(ブナ科)	7.0	1.7	1000
10	信夫神社のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	23.0	4.2	350
11	大荒神社のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	25.0	4.1	320
12	満福寺の黒松	クロマツ(マツ科)	21.0	2.8	300
13	薬師堂のひいらぎ	ヒイラギ(モクセイ科)	7.0	1.6	200
14	薬師堂のあらかし	アラカシ(ブナ科)	16.5	2.3	200
15	薬師堂のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	25.0	4.0	350
16	聖ウルスラ学院のけやき	ケヤキ(ニレ科)	20.0	4.2	250
17	若林区役所のしだれざくら	シダレザクラ(バラ科)	7.0	2.5	390
18	古城の黒松	クロマツ(マツ科)	3.3	1.6	330
19	古城の臥竜梅	ウメ(バラ科)	8.0	1.3	360
20	旅立稲荷神社のけやき	ケヤキ(ニレ科)	25.0	3.9	200
21	六郷のかや	カヤ(イチイ科)	17.0	3.2	300
22	七郷の大桑	クワ(クワ科)	8.5	4.7	300
23	千手観音堂のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	21.0	3.5	200
24	稲舟神社のもみじ	イロハカエデ(カエデ科)	18.0	2.1	200
25	銀杏町のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	32.0	7.8	1200
26	宮城野中学校の朝鮮松	チョウセンゴヨウマツ(マツ科)	14.0	2.1	67
27	榴岡公園のしだれざくら	シダレザクラ(バラ科)	18.0	3.4	280
28	榴岡公園のさいかち	サイカチ(マメ科)	15.0	4.5	200
29	孝勝寺の黒松	クロマツ(マツ科)	20.0	2.5	310
30	榴岡天満宮のしらかし	シラカシ(ブナ科)	15.0	2.9	300
31	宮城野八幡神社のけやき	ケヤキ(ニレ科)	32.0	3.3	200
32	大山祇神社のいちよう	イチヨウ(イチヨウ科)	21.0	3.6	200
33	根岸のらくうしょう	ラクウショウ(スギ科)	17.0	3.0	100

出典: 杜の都の名木・古木(仙台市保存樹 平成 20 年度版)(平成 21 年 仙台市)

(3) 植生及び注目すべき植物群落の状況等

概況調査範囲の現存植生図は、図 5.1-26 に示すとおりであり、「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 仙台市)によると、海岸部のクロマツ植林や河岸部のヤナギ林、ススキ群団などが見られるほかは、概ね東部が水田、西～北部が市街地となっている。事業区域はほとんどが水田雑草群落で、植生はやや乏しい状況であると推察される。

注目すべき植物群落については、「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」及び「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 仙台市)によると、表 5.1-21 及び図 5.1-27 に示すとおりであり、概況調査範囲には河畔や海岸、里山などにまとまって植物生育地として重要な地域が存在する。事業区域には植物生育地として重要な地域は分布していない。

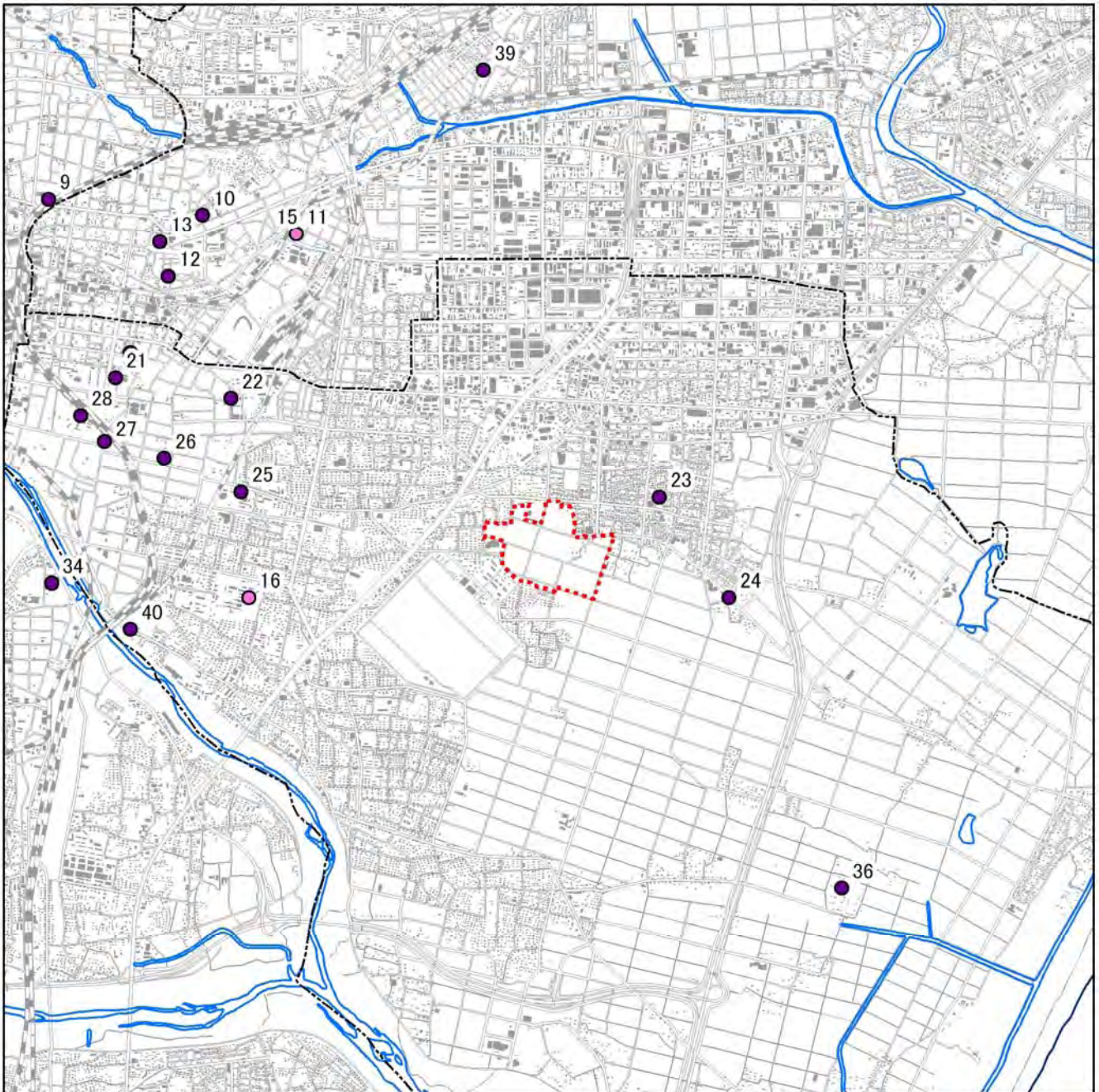
さらに、事業区域内には居久根(梅ノ木地区の居久根)があり、唯一のまとまった樹林となっているほか、事業区域の東側には長喜城の居久根が存在する。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、「仙台湾沿岸の海岸林」をはじめとした海岸近くに位置する植物群落等にも影響が及んでいると推察される。

表 5.1-21 植物生育地として重要な地域

No	名 称	概 要
9	仙台湾沿岸の海岸林 (仙台湾海浜県自然環境保全地域、飛砂・潮害防備保安林)	仙台港より福島県境に至る約 40km の沿岸部に位置する。藩政時代からのクロマツ林で、飛砂、潮風の防備の役割も大きい。
10	仙台湾沿岸の砂浜植物群落 (仙台湾海浜県自然環境保全地域)	上記の範囲の砂浜で、最も海側にはハマニンニク、内側ではコウボウムギ、さらに内側ではケカモノハシを主体とする群落が形成されている。
31	南長沼の池沼植物群落	仙台市内の平野部で自然植生が残っている池沼で、ハス群落ヒルムシロ群落などが成立している。
36	与兵衛沼周辺の里地・里山植生	市街地に残された、まとまりのある里地・里山植生として重要。
37	茂ヶ崎・愛宕神社周辺の里山植生	市街地の段丘に残された、まとまりのある緑地として重要。
40	榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	段丘に沿った緑地と社寺林景観。
29	名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。河畔植生として保護が必要。
30	七北田川下流域の河畔植生	河畔植生として保護が必要。

出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成 23 年 仙台市）



凡例

- 事業区域
- 指定文化財(天然記念物)
- 巨樹・巨木林

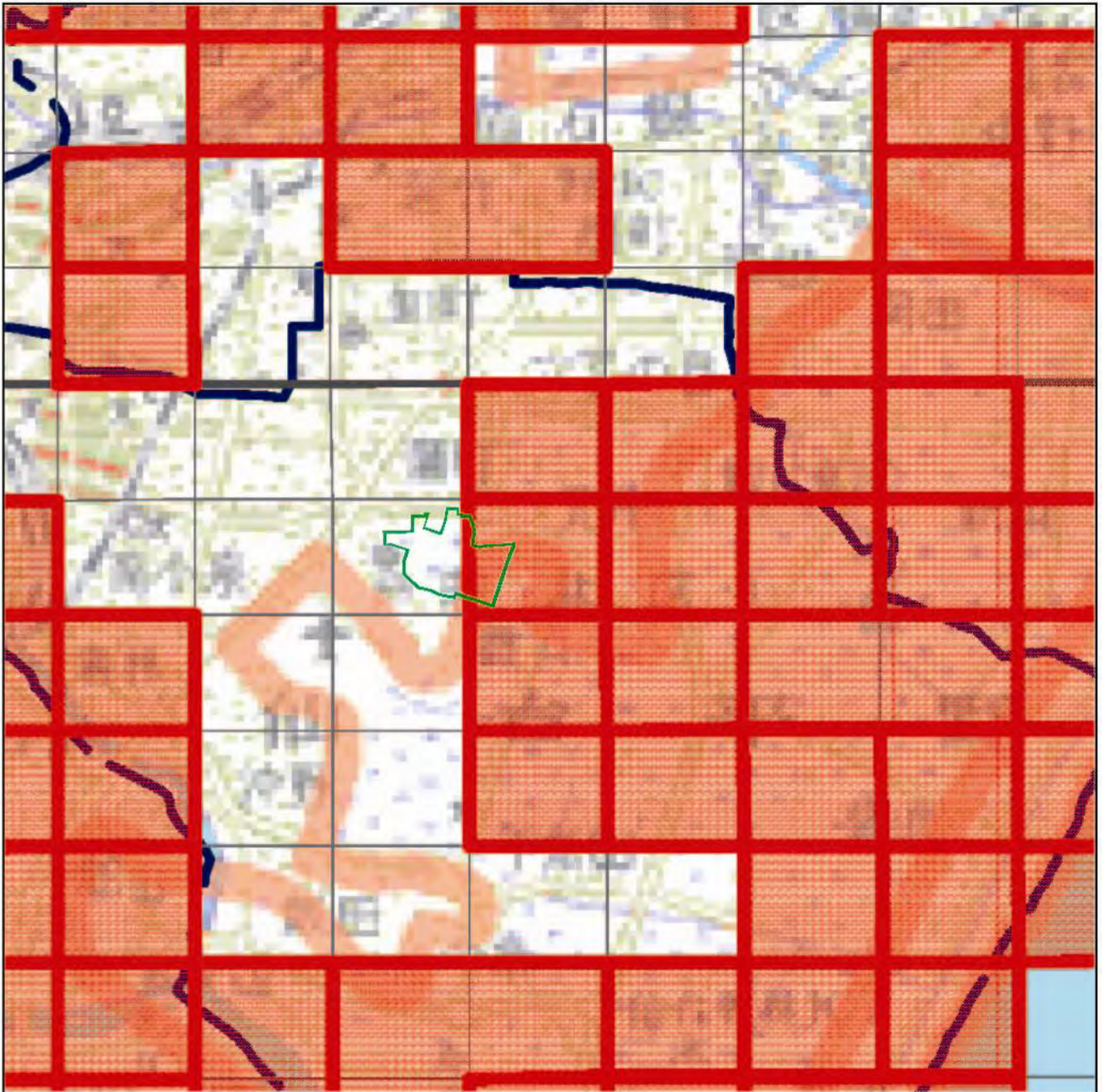
図5.1-24 巨木、天然記念物位置

出典:平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)



1:50,000

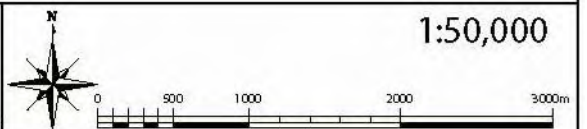




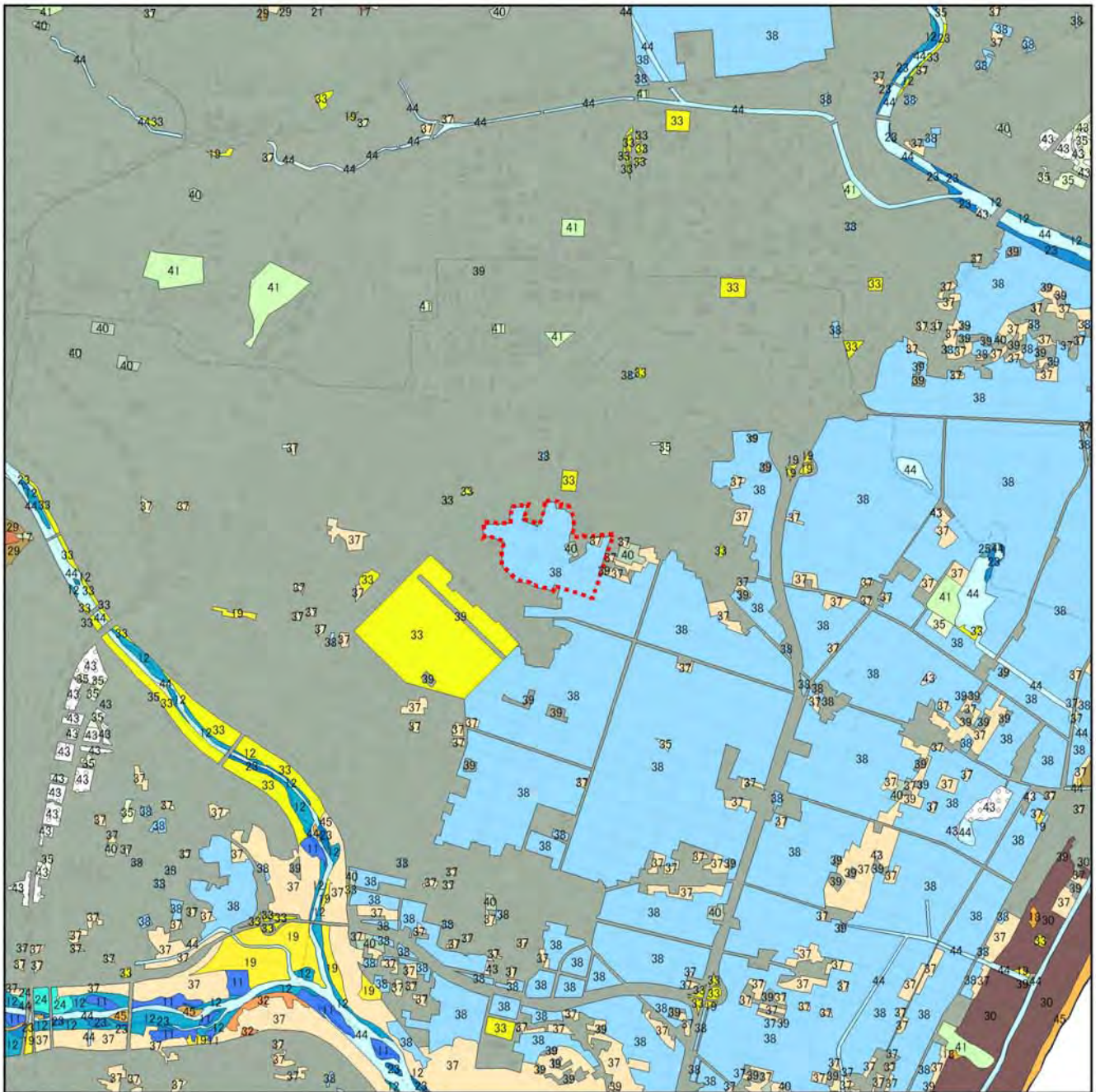
凡 例

- 事業区域
- 保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-25 保全上重要な植物の分布



出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)



凡例

- 事業区域
- 1 ハイマツ群落
- 2 ミヤマハンノキ群落
- 3 チシマザサ群落(Ⅱ)
- 4 チシマザサブナ群団
- 5 モミイヌブナ群集
- 6 イヌシデアアカンデ群落
- 7 クロバキタゴヨウ群落
- 8 ジュウモンジシダーサワグルミ群落
- 9 ケヤキ群落(Ⅳ)
- 10 ハンノキ群落(Ⅳ)
- 11 ヤナギ高木群落(Ⅳ)
- 12 ヤナギ低木群落(Ⅳ)
- 13 ミヤマナラ群落
- 14 ヒメヤシャブシータニウツギ群落
- 15 クリーミズナラ群集
- 16 ヤマハンノキ群落
- 17 アカマツ群落(Ⅴ)
- 18 落葉広葉低木群落
- 19 ススキ群団(Ⅴ)
- 20 伐採跡地群落(Ⅴ)
- 21 クリーコナラ群集
- 22 アズマネザサ群落
- 23 ヨシクラス
- 24 オギ群集
- 25 ヒルムシロクラス
- 26 塩沼地植生
- 27 砂丘植生
- 28 コメツジ群落
- 29 スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 30 クロマツ植林
- 31 カラマツ植林
- 32 竹林
- 33 ゴルフ場・芝地
- 34 牧草地
- 35 路傍・空地雑草群落
- 36 果樹園
- 37 畑雑草群落
- 38 水田雑草群落
- 39 市街地
- 40 緑の多い住宅地
- 41 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 42 工場地帯
- 43 造成地
- 44 開放水域
- 45 自然裸地

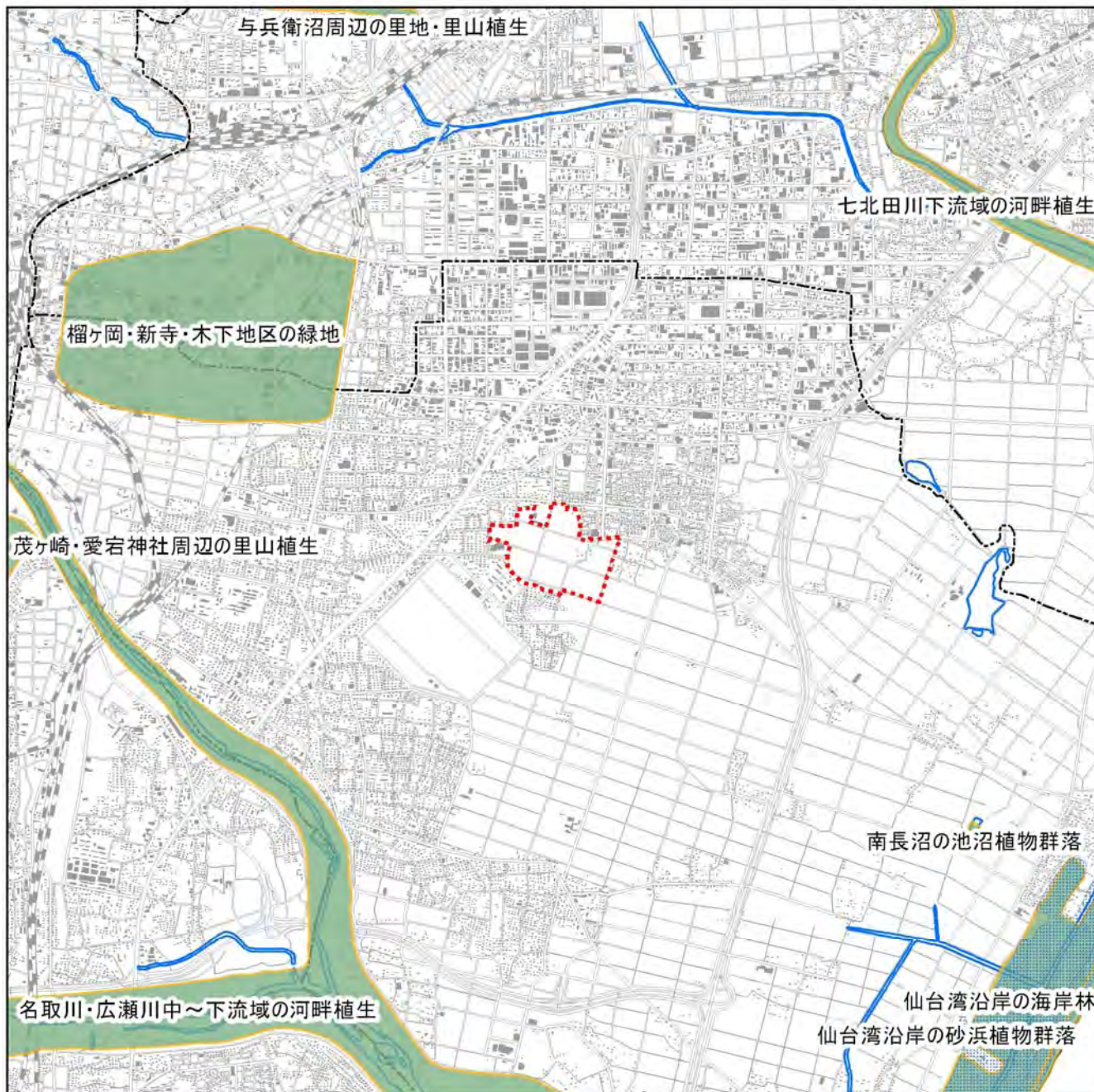
図5.1-26 現存植生図

出典:平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)



1:50,000





凡例

- 事業区域
- 特定植物群落
- 植物生育地として重要な地域

図5.1-27 注目すべき植物群落位置

出典：平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）
 平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）



1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000 m

2) 動物

(1) 動物相の状況

「平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成 16 年 2 月、仙台市)」、「仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書」(昭和 57 年、宮城県)によると、調査地域は、北側及び西側が市街地を形成し、南側及び東側は河川と海岸部を除く区域が水田となっていることから、水生昆虫、カエル類、ヘビ類、これらを捕食するサギ類や猛禽類が生息しているものと考えられる。海岸部は、約 500m の幅でクロマツ植林があり、仙台湾海浜県自然環境保全地域の一部に指定され、鳥類の生息環境となっていると考えられる。

また、概況調査地域の南東側には、井土浦の干潟の一部があり、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、平地・農耕地に確認される種が生息しているものと考えられる。また、井土浦は、シギ類の渡来地となっている。

概況調査地域の東側には大沼があり、マガンの渡来地となっていることから、カモ類、シギ類の鳥類が生息していると考えられる。

事業区域は、ほとんどが水田であるため、水田環境の動物種が生息しているものと考えられる。水田内の水路はコンクリート側溝が設置されており、動物の生息環境としては、良好とはいえない状況で泥溜りもほとんどみられず、底生動物も少ないものと考えられる。

事業区域周辺の雨水幹線の開渠部分はコンクリート水路で、仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価書によれば、ウナギやキンブナといった注目すべき魚類が確認されている。

なお、事業区域を対象とした動物相の既存調査は確認されなかった。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、動物相にも相当の影響が及んでいると考えられるが、動物相に係る影響の程度を総合的に把握した資料は確認されていない。

(2) 注目すべき動物の状況

事業区域周辺での植物の状況として、「(仮称)仙台市荒井東土地区画整理事業 環境影響評価書」(平成 21 年 8 月)において調査が実施されており、注目すべき種として 6 分類群で計 19 種が確認されている。ただし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当該調査地域も津波による浸水被害を受け、動物相にも相当の影響が及んでいると推察される。

表 5.1-22 荒井東地区で確認された注目すべき種

分類	科名	種名	選 定 基 準					
			文化財 保護法	種の 保存法	国 RDB	県 RDB	仙台市 H6	仙台市 H15
鳥類	サギ	ヨシゴイ			NT			
		コサギ						2
	タカ	オオタカ		国内	NT	NT		1,4
	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	NT		1,4
	フクロウ	コミミズク				要		
	ウグイス	セッカ					環	
	ホオジロ	アオジ						1
両生類	アカガエル	ニホンアカガエル				NT		
昆虫類	ナガカメムシ	ヒメオオカメムシ				NT		
	オサムシ	ヨツモンミズギワゴミムシ				DD		
		キンナガゴミムシ				NT		
		オオホシボシゴミムシ				DD		
		ヤマトトックリゴミムシ				DD		
ツチハンミョウ	マメハンミョウ				DD			
水生 昆虫類	ゲンゴロウ	マルガタゲンゴロウ			NT			
魚類	ガムシ	ヤマトゴマフガムシ				VU		
	ウナギ	ウナギ				DD		
	コイ	キンブナ				NT		
貝類	モノアラガイ	モノアラガイ				NT		
	15 科	19 種	0 種	2 種	7 種	11 種	1 種	4 種

出典：(仮称)仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価準備書（平成 21 年 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会）をもとに作成

調査方法：鳥類…任意調査、ラインセンサス、定点調査 両生類…任意調査 昆虫類…任意調査、ベイトトラップ、ライトトラップ 底生動物（水生昆虫、貝類）…定性採集 魚類…捕獲調査

注) 選定基準

文化財保護法：「文化財保護法」で指定されている天然記念物、特別天然記念物

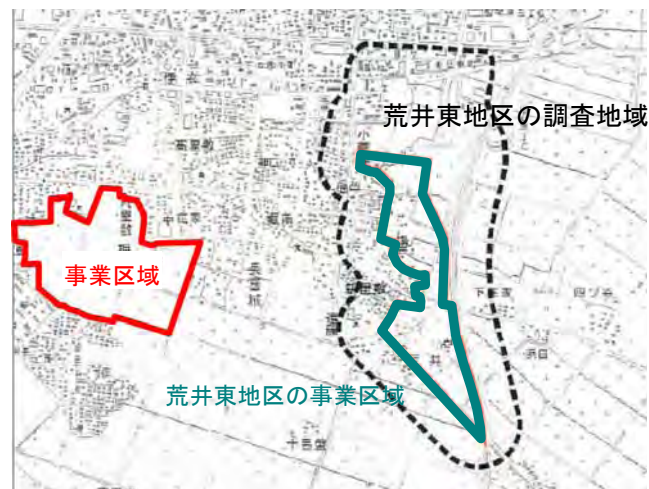
種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている国内希少野生動植物種（国内）、国際希少野生動植物種（国際）

国 RDB：「レッドリスト」（環境省）に掲載されている、絶滅（EX）、絶滅危惧 IA 類（CR）、絶滅危惧 IB 類（EN）、絶滅危惧 II 類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）の種

県 RDB：「宮城県の希少な野生動物」に掲載されている、絶滅（EX）、絶滅危惧 I 類（CR+EN）、絶滅危惧 II 類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）、要注目種（要）

仙台市 H6：「平成 6 年度 自然環境基礎調査報告書」（平成 7 年 3 月 仙台市）に記載されている、保全上重要な植物種（希：希産種、希少種、分布が限られている種 分：分布の北限、南限、隔離分布にあたる種 特：特産種 環：環境の指標となる種 学：学術上重要な種）

仙台市 H15：「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成 16 年 2 月 仙台市）に記載されている、学術上重要な植物種（1：仙台市においてもともと希産あるいは希少である種あるいは分布が限定されている種 2：仙台市が分布の北限、南限となっている種あるいは隔離分布となっている種 3：仙台市が模式産地となっている種 4：その他学術上重要な種）、希少種のうちランク A（A：以前に比べて減少傾向にあるが、現在殆ど見ることのできない種）



出典：(仮称)仙台市荒井東土地区画整理事業環境影響評価準備書

(平成 21 年 8 月 仙台市荒井東土地区画整理組合設立準備委員会)

図 5.1-28 荒井東地区動物調査範囲

(3) 注目すべき動物の生息地の状況等

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」及び「平成 22 年度仙台市自然環境基礎調査」(仙台市)によると、注目すべき動物の生息地については、表 5.1-23 及び図 5.1-29 に示すとおりである。概況調査範囲では、河川や田園地帯を中心に動物生息地として重要な地域が多く存在する。事業区域やその周辺域には“低地の水田地帯”が広く存在するため、とりわけ鳥類の利用環境として機能していると考えられる。

また、「平成 22 年度仙台市自然環境基礎調査」(仙台市)によると、保全上重要な動物の分布は図 5.1-30(1)から(6)に示すとおりであり、事業区域東部に哺乳類及び鳥類、全域に両生類の分布範囲(メッシュ)が存在する。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、浸水範囲における動物の生息環境や動物相に影響が及んでいると推察される。

表 5.1-23 動物生息地として重要な地域

No	名称	対象動物	環境特性
9	名取川・広瀬川中～下流域	鳥類	中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。
11	名取川(下流)	鳥類	河原のイカルチドリが生息・繁殖、オジロワシ等の猛禽類。アオジの生息及び繁殖。
12	七北田川(中流域～河口)	哺乳類・鳥類	川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくくなってきている。
13	荒井の大沼	鳥類	仙台平野の原風景をとどめる淡水沼。
14	低地の水田地帯	鳥類	セッカの繁殖、ホオアカの繁殖。居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。
15	福田町の田園	鳥類	市街地に残されたまとまった広がり確保された田園生態系として重要。かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。
18	仙台湾海浜	昆虫類	海岸林も含めて動物の生息及び移動経路として極めて重要になってきた。また、ヤマトマダラバッタ等の海浜性昆虫が生息。仙台湾海浜県自然環境保全地域を含む。
19	貞山運河	潮間帯動物	多様な潮間帯動物の生息。

出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 23 年 仙台市)



凡例

- 事業区域
- 県自然環境保全地域
- 動物生息地として重要な地域

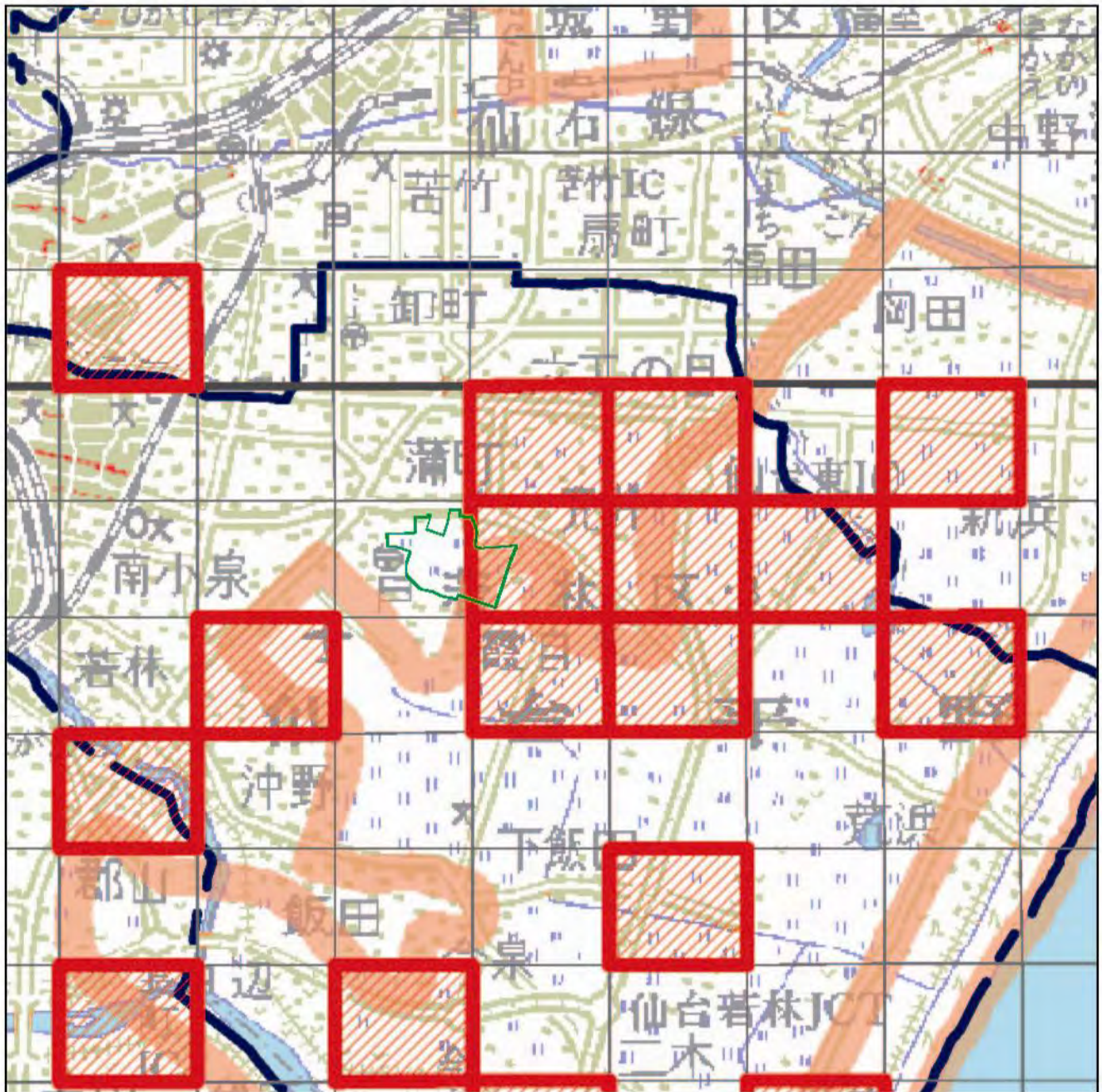
図5.1-29 注目すべき動物の生息地

出典：平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）
 平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）



1:50,000





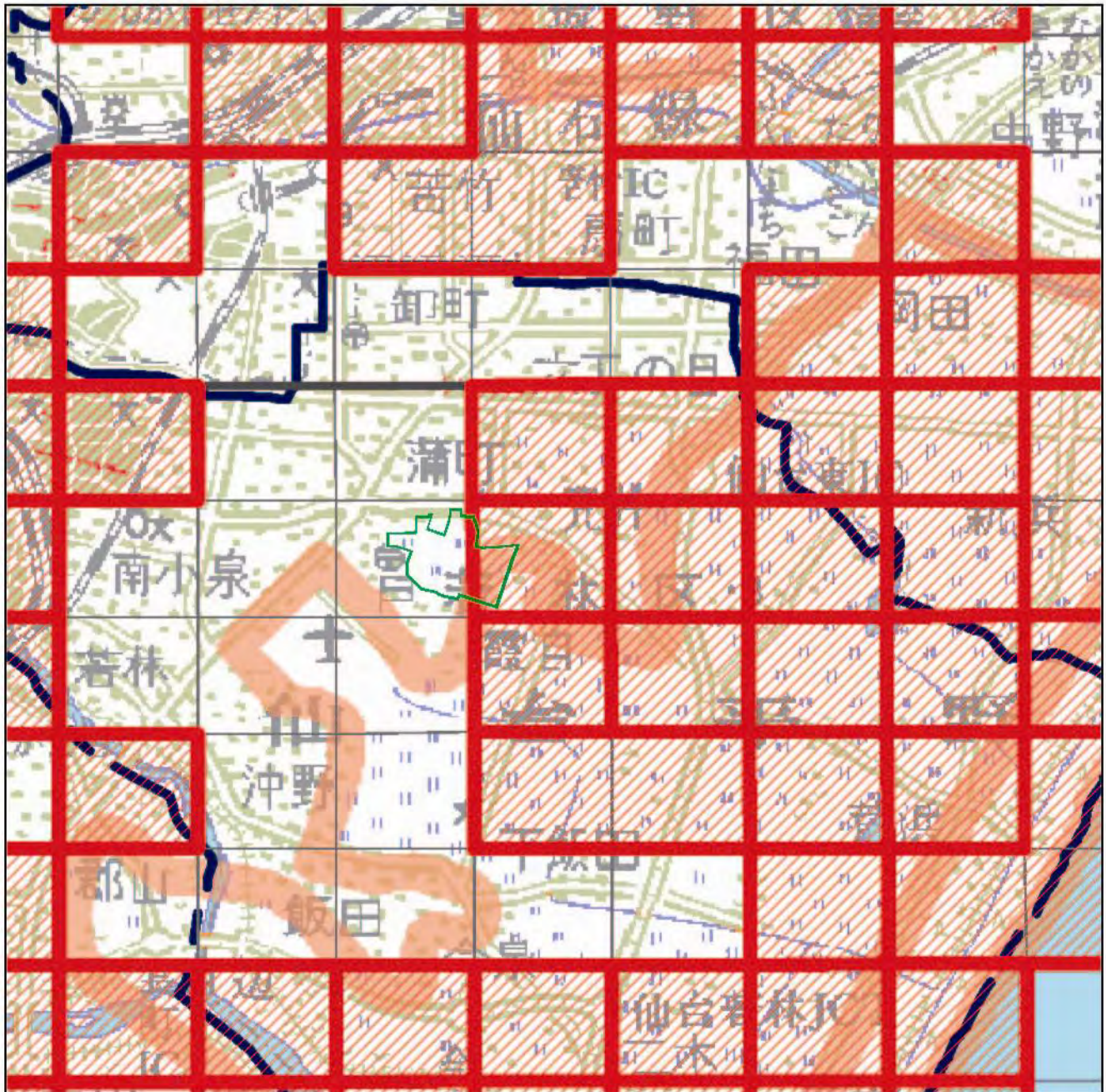
凡 例

- 事業区域
- 保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-30 (1) 保全上重要な動物の分布（哺乳類）



出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)



凡 例



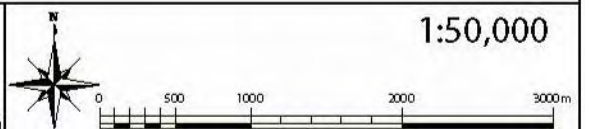
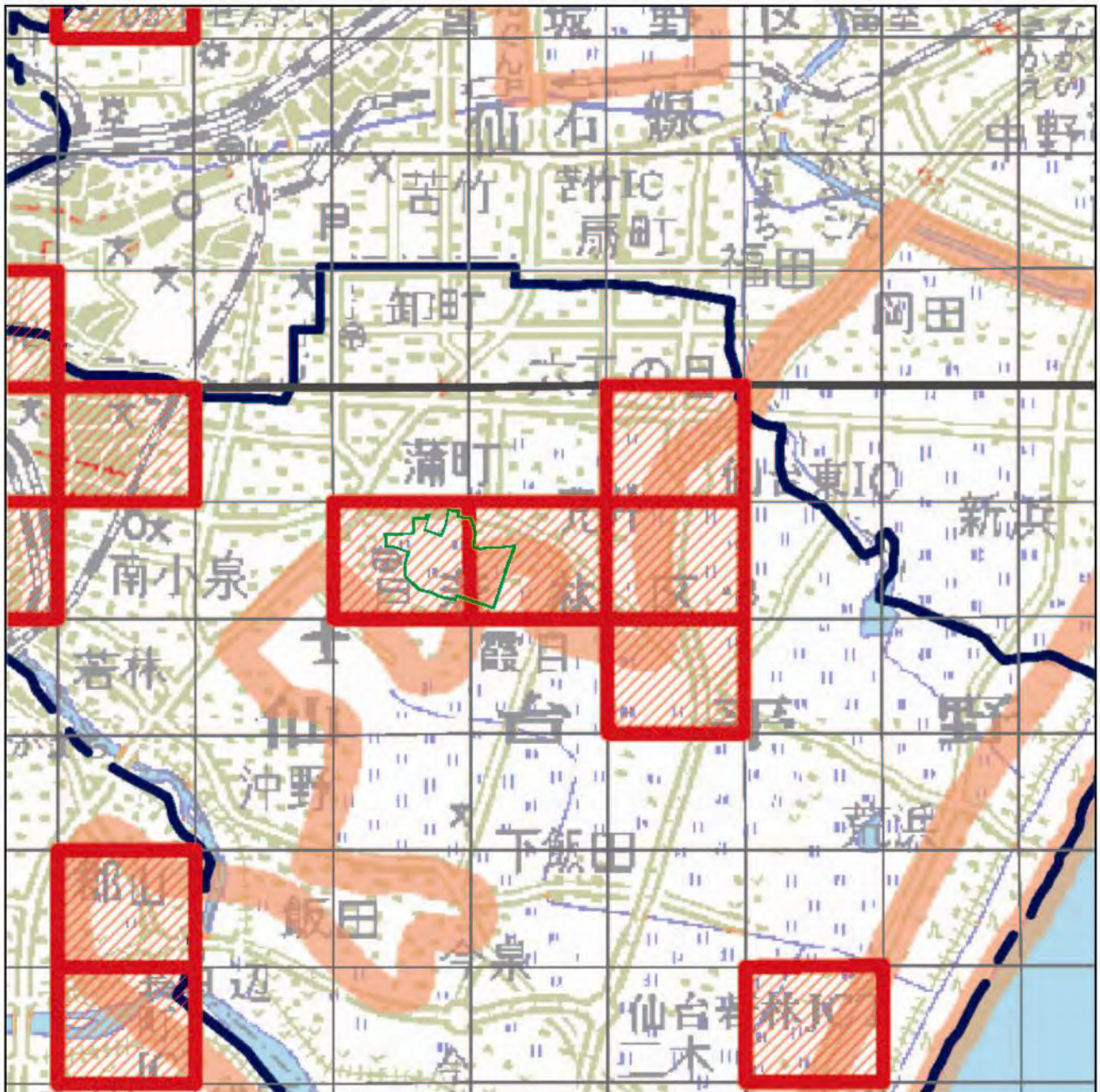
-  事業区域
-  保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-30 (2) 保全上重要な動物の分布（鳥類）



出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)



凡 例

 事業区域


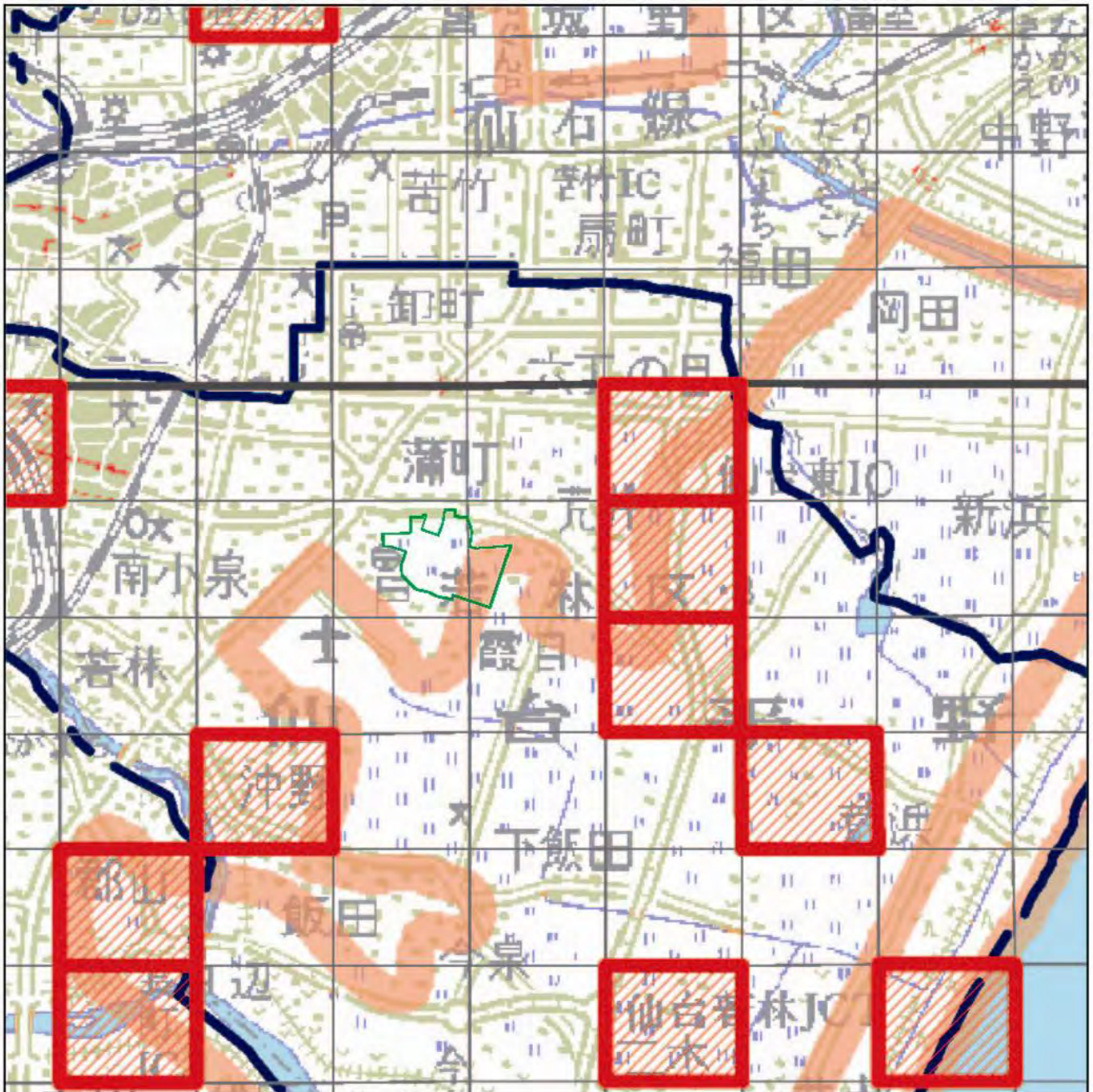
 保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-30 (3) 保全上重要な動物の分布（両生類）

1:50,000

出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)

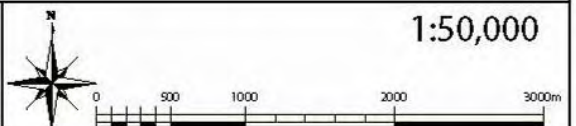




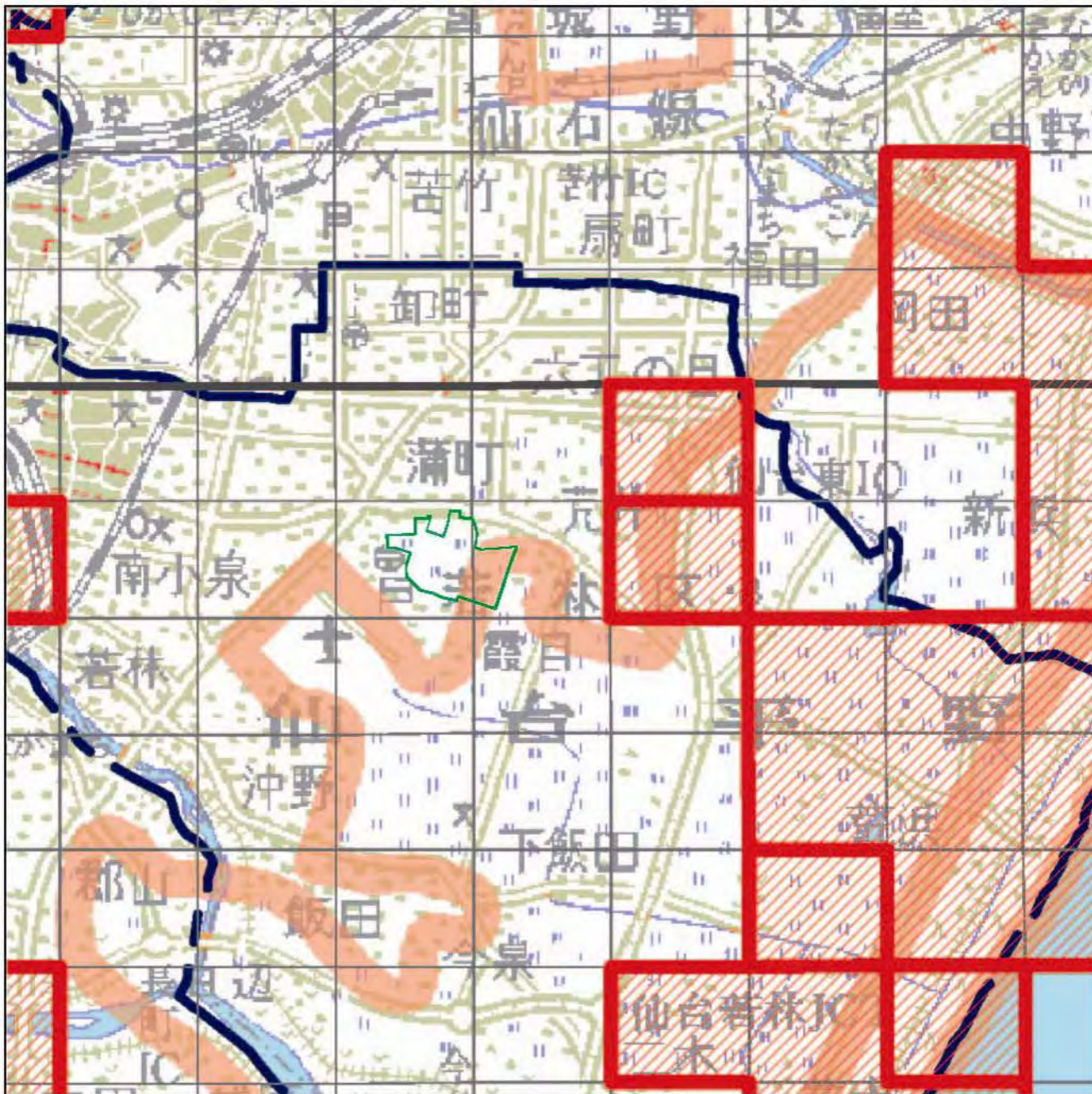
凡例

- 事業区域
- 保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-30 (4) 保全上重要な動物の分布（爬虫類）



出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)



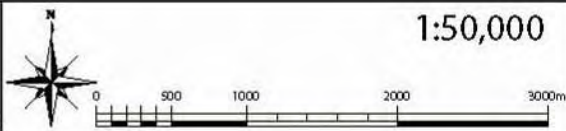
凡 例

- 事業区域
- 保全上重要な種の分布範囲（平成22年整理情報）

図5.1-30 (5) 保全上重要な動物の分布（昆虫類）

1:50,000

出典：平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)



3)生態系

事業区域は、大部分が農用地の水田であり、水生昆虫類、両生類が広く生息し、これを捕食するサギ類、シギ・チドリ類の採餌場となっていると考えられる。

“居久根”は、小面積ではあるがスギ・ケヤキ・シロダモ等からなるまとまった樹林となっている。このため、猛禽類等の繁殖の可能性がある。

これらの状況から、事業区域一帯の生態系は、居久根による樹林環境も混じえた農地生態系(イネ科の植物—草食性昆虫類—両生類—鳥類+樹林—猛禽類等の利用)と推定される。

事業区域の位置する農地(水田)や居久根において上位性、典型性、特殊性を示す種は、表 5.1-24 に示す種が想定される。水田にはトンボ類やバッタ類、用排水路にはコイ科を中心とする魚類、水生昆虫類が生息し、これを捕食するセッカ、ホオジロなどの鳥類、両生類の小動物が生息するものと想定され、さらに高次消費者となるシマヘビ、ダイサギ、猛禽類等が想定される。

表 5.1-24 上位性・典型性・特殊性を示す種

項目	選定種	選定理由
上位性	シマヘビ	ネズミ類や鳥類、両生・爬虫類などを食べる生態系上位種である。耕作地や河川敷、草地などに生息することから事業区域周辺においても広く生息すると考えられる。
	ダイサギ	両生類や魚類、甲殻類、昆虫類などを食べ、事業区域周辺に広く分布する水田地帯がこれらの餌資源の供給場となっている。
	猛禽類	ネズミ類や鳥類、昆虫類などを食べ、居久根の樹林環境を利用すると考えられる。
典型性	セッカ	平地から山地の草原や水田などに生息し、昆虫類などを食べることから、事業区域周辺に広く生息すると考えられる。
	カエル類	水田地帯の代表的な両生類である。
	コイ科魚類 水生昆虫類	水田や用排水路に広く生息すると考えられる。
	バッタ類	水田周辺の雑草群落等に広く生息すると考えられる。
特殊性	該当なし	—

注) 上位性、典型性、特殊性の考え方は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 仙台市)による。
 上位性：生態系の上位に位置する種。その種の存続を保障することが、おのずと多数の種の存続を確保することを意味するもの。
 典型性：当該地域の生態系の特徴をよく表す種、環境指標種(種群)、キーストーン種等、貴重種ではないありふれた種に特に着目する。
 特殊性：特異な立地環境を指標する種、生活の重要部分を他の生物に依存する種等。

5.1.5 景観等

1) 景観

概況調査範囲における自然的景観資源と歴史的・文化的景観資源の分布状況は、表 5.1-25 及び図 5.1-31 に示すとおりである。「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」及び「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」によると、自然的景観資源として湖沼や海岸、歴史的・文化的景観資源として指定文化財が分布するが、事業区域にはこれらの景観資源は存在しない。

その他の景観資源としては、表 5.1-26 に示す、「平成 6 年度 自然環境基礎調査報告書」及び「平成 15 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」で実施した中学生へのアンケートによる“家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの”であげられた田園風景などがある。事業区域及び周辺には仙台平野の原風景である屋敷林(居久根)のある田園風景がみられ、居久根は長喜城地区が「杜の都わがまち緑の名所 100 選」(仙台市)に選定されているほか、広瀬地区及び当該事業区域にも小規模にみられる。

表 5.1-25(1) 景観資源(自然的景観資源)

No	種別	件名	概要	見られ方	インパクト
89	湖沼	南長沼(湖沼)	仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼であったが、現在、浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。分類:低地湖沼面積 20,000 m ² 水深 0.8m 湖岸線延長 900m	近	人の立入り農林業開発道路開発周辺の開発
90	湖沼	大沼(湖沼)	仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼。現在、浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。分類:低地湖沼。面積 17,000 m ² 水深 5.5m 標高 2m 湖岸線延長 2,200m	近・中	人の立入り農林業開発道路開発周辺の開発
94	砂浜・磯浜	仙台湾砂浜海岸(深沼海岸)	仙台湾海浜県自然環境保全地域。山元町から続く砂浜海岸の一部。名取川河口から七北田川河口まで。砂浜の内陸側には、クロマツ林、貞山堀がある。分類:砂浜 延長 9.5 km 巾 60m	近・中・遠	人の立入り道路開発水辺の開発周辺の開発

注) 環境省による区分: 近景: 一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶり等の特徴が視覚的に意味をもつ領域。距離にして約 300m 以内で見られる。

中景: 一本一本の樹木の樹冠を見分けることができるが、枝ぶり等は、もはやとらえることのできない領域。距離にして約 300m ~ 約 4km で見られる。

遠景: 一本一本の樹木の樹冠は、もはや見分けることができなく、大きな植生分布の変化や沢や谷が目につき、稜線など地形のアウトラインが視覚対象になる領域。距離にして約 4km 以上で見られる。

出典: 平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成 23 年 仙台市)

表 5.1-25(2) 景観資源(歴史的・文化的景観資源)

No.	指定区分	種別	名称	所在地
3	国指定文化財	建造物	陸奥国分寺薬師堂 附 厨子 1 基・棟札 1 枚	若林区木ノ下三丁目 8-1
5		史跡	陸奥国分寺跡	若林区木ノ下二丁目, 三丁目
6			陸奥国分寺尼寺跡	若林区白萩町
8			遠見塚古墳	若林区遠見塚一丁目ほか
11			仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	太白区郡山二丁目, 三丁目, 五丁目, 六丁目
15		天然記念物	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町
16		朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	
20	県指定文化財	建造物	白山神社本殿	若林区木ノ下三丁目 9-1
28		陸奥国分寺薬師堂仁王門	若林区木ノ下三丁目 8-1	
34	市指定文化財	建造物	旧第四連隊兵舎	宮城野区五輪一丁目 3-7
37			成覚寺山門 (旧浄眼院殿霊屋門)	若林区新寺三丁目 10-12
42			泰心院山門 (旧仙台藩藩校養賢堂正門)	若林区南鍛冶町 100
49			毘沙門堂唐門	若林区荒町 206 番地
52		史跡	三沢初子の墓など	宮城野区榴岡五丁目 4
53	刀工本郷国包各代の墓所		若林区新寺二丁目 7-33	

出典: 平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成 22 年 仙台市)

表 5.1-25(3) 景観資源(3) 学術上重要な地形・地質・自然現象

No	件名	選定理由	概要
7	青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部	丘陵地形・峡谷・風隙の典型例で学術上重要、かつ動植物の重要な生育地	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域。国指定天然記念物(青葉山)。中部更新統風化礫層の堆積面に起源をもつ典型的な丘陵地形と、それを切り、鮮新統半固結堆積岩類が露出した峡谷、及びかつてはその下流部にあたり、河川争奪により風隙化した凹地が、市街地に接して(一部は市街地の中に)みられる。
9	大沼・赤沼・南長沼	仙台平野の原景観を残す湖	仙台平野がかつて一面の谷地、沼地であった名残を残す池沼であった。現在、埋立、浚渫及び護岸の整備により、オニバスなど自然度の高い植生を伴っていた往時の面影は失われている。
10	井戸浦・名取川河口・七北田川河口など	潟湖・河口干潟・砂浜海岸の典型例、かつ、動植物の重要な生育地	仙台湾海浜県自然環境保全地域。潟湖、河口干潟、(近世の)運河などを伴う砂浜海岸。植生的にも、また、鳥類の生息地としても重要である。
15	長町・利府	活断層地形	宮城郡利府町放森付近から仙台市太白区長町を経て太白区富田付近に至る長さ約17km、活動度がB級の活断層である。本断層は北東-南西方向の走向を示す北西上がりの逆断層で、断層崖及び低断層崖を含む撓曲崖の崖線に沿っているとされている。
16	大年寺山	活断層地形	仙台市宮城野区清水沼付近から太白区三神峯に至る長さ約8km、活動度B級の活断層である。本断層は、北東-南西方向の走向を示す南東上がりの逆断層で、逆むき低断層崖に沿って認められている。

出典：平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)

表 5.1-26 家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの

区	学校名	残したいもの・大切なもの	区	学校名	残したいもの・大切なもの
宮城野	宮城野	榴ヶ岡公園、梅田川	若林	六郷	田園風景、貞山堀、広瀬川
	東華	榴ヶ岡公園、薬師堂、榴ヶ岡天満宮		七郷	深沼海岸(松林含む)
	田子	七北田川、田園風景		沖野	広瀬川、田園風景
若林	八軒	広瀬川	太白	郡山	広瀬川、郡山遺跡、諏訪神社
	南小泉	薬師堂、遠見塚古墳		袋原	名取川

出典：平成6年度 自然環境基礎調査報告書(平成7年、仙台市)

平成15年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成16年、仙台市)

表 5.1-27 その他の景観資源(居久根)

名称	樹冠面積	概要
梅ノ木地区の居久根	4706m ²	水田越しに望む長喜城・梅ノ木地区の景観は、まさしく緑の地平線に浮かぶ緑の島であり、仙台の農地景観を代表するものの一つといえる。広瀬地区の居久根は規模が小さく、既に伐採された様子がうかがえる。
長喜城地区の居久根	8513m ²	
広瀬地区の居久根	2479m ²	

出典：仙台市屋敷林鎮守の杜保全方針作成業務報告書(資料編)(仙台市)

仙台市屋敷林保全対象地区調査業務報告書(平成18年、仙台市)

また概況調査範囲における眺望は、事業区域の南西から北東にかけての南側については、仙台平野の代表的な田園景観が広がっているのに対し、北側にかけては市街地を中心とした都市的な眺望景観が広がっている。

事業区域の主要な眺望地点としては、観光などで眺望を目的として人が集まる場所はないが、その他のレクリエーションや日常的に人が集まる場所として、表 5.1-28 及び図 5.1-33 に示す施設等があげられる。

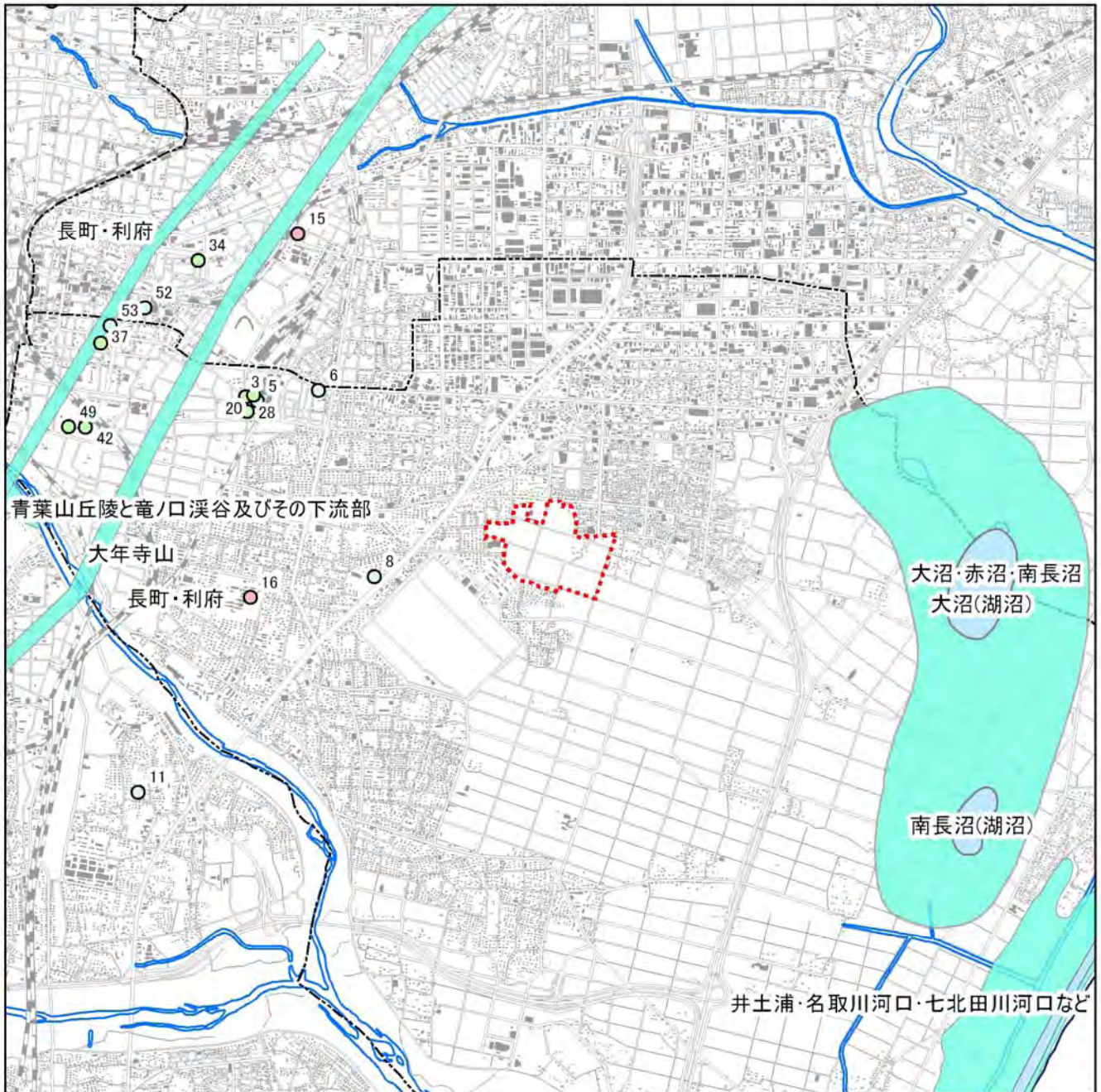
しかし、概況調査範囲は平坦な地形であるため、建物や盛土構造の道路等に遮られ、事業区域に接する蒲町小学校以外では事業区域を視認できないものと推察される。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、「井戸浦・名取川河口・七北田川河口など」をはじめとした海岸近くに位置する景観資源にも影響が及んでいると推察される。

表 5.1-28 主要な眺望点

区 分	番号	施設等の名称
公共施設等	1	七郷市民センター
	2	沖野市民センター
	3	仙台市立沖野小学校
	4	仙台市立蒲町小学校
	5	仙台東高等学校
公園・レクリエーション施設	6	農業園芸センター
	7	遠見塚古墳
移動線としての視点	8	仙台東部道路
	9	仙台南部道路
	10	国道4号
	11	井土長町線
	12	荒浜原町線

出典：市立学校一覧 仙台市教育委員会、宮城県教育委員会ホームページ、宮城県私立学校名簿 宮城県私学文書課、
 仙台市ホームページ(施設案内)、仙台市都市計画図



凡例

事業区域

指定文化財

- 史跡
- 名勝
- 天然記念物
- 建造物

自然景観資源

学術上重要な地形・地質・自然現象

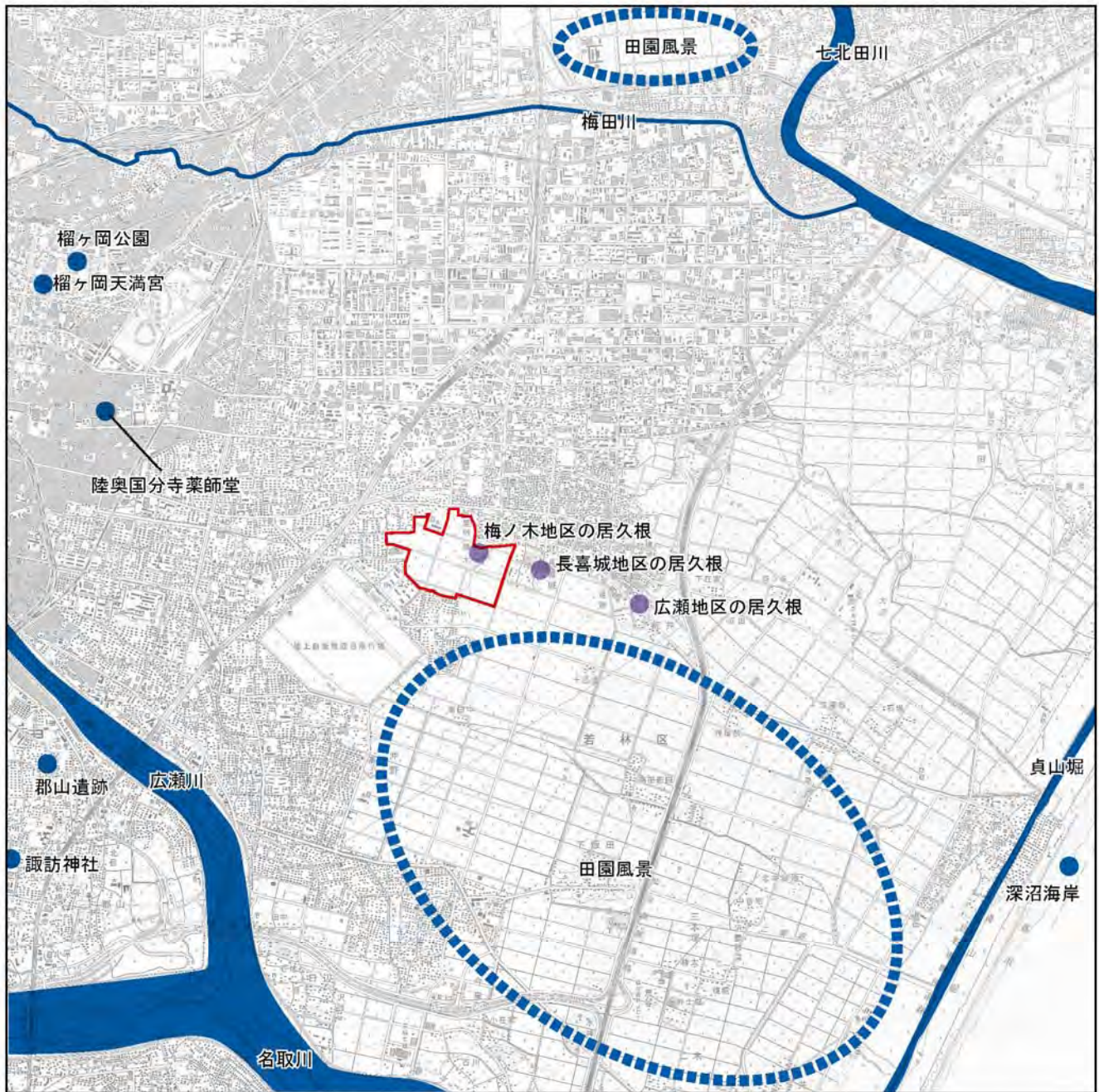
図5.1-31 景観資源の状況

出典:平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成22年 仙台市)
 平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 (平成23年 仙台市)



1:50,000





凡 例

- 事業区域
- 家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの
- その他の景観資源

図 5.1-32 その他の景観資源の分布状況

出典：平成6年度仙台市自然環境調査報告書（平成7年 仙台市）
 平成15年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成16年 仙台市）
 をもとに作成



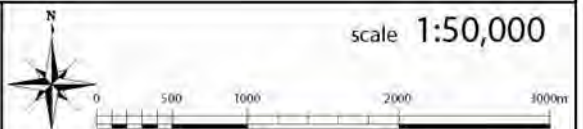


凡 例

- 事業区域
- 眺望地点

図 5.1-33 主な眺望点位置

出典：市立学校一覧 仙台市教育委員会、宮城県教育委員会ホームページ、
宮城県私立学校名簿 宮城県私学文書課、仙台市ホームページ(施設案内)、
仙台市都市計画図



2)自然との触れ合いの場

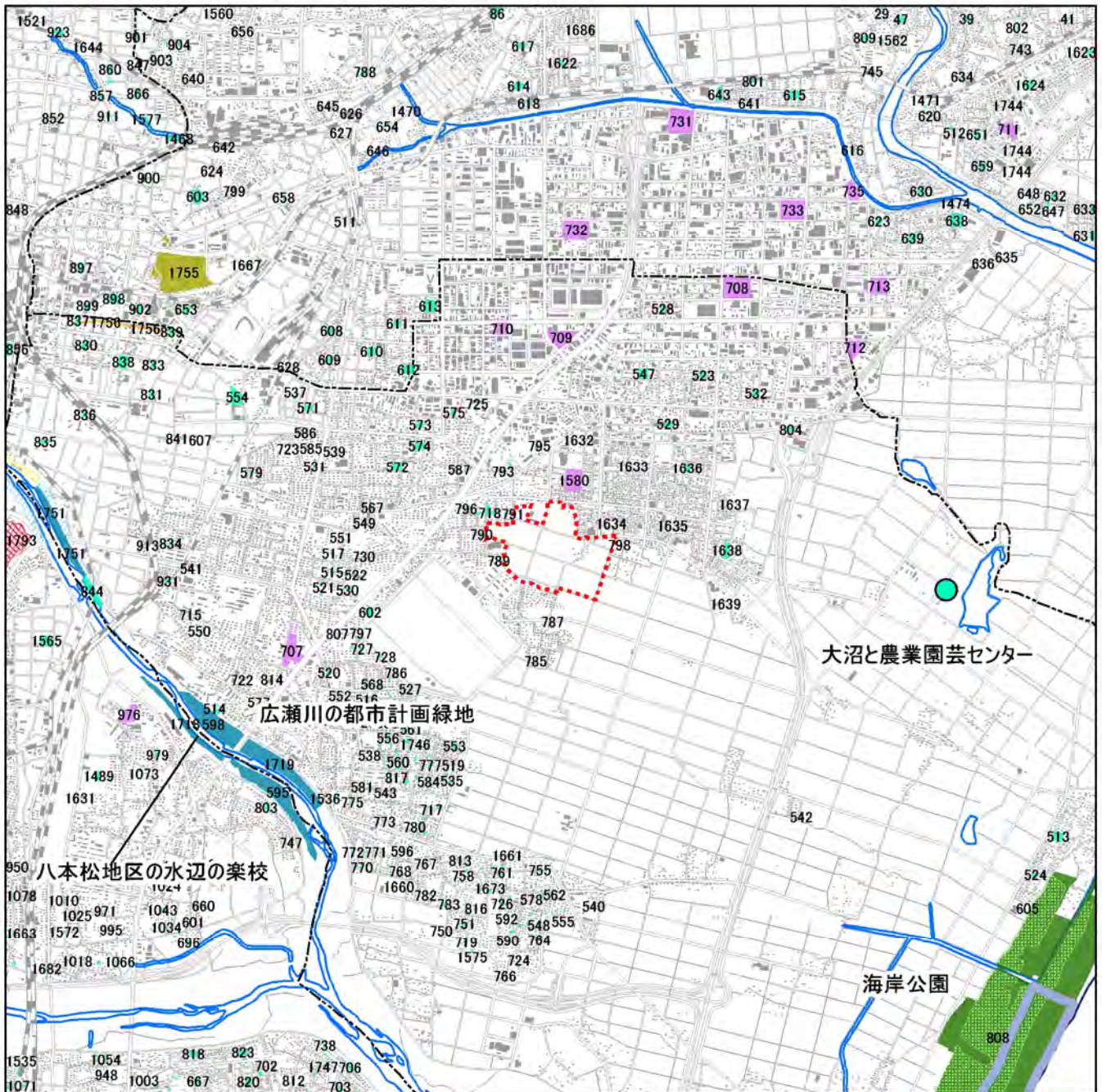
概況調査範囲の自然との触れ合いの場の分布状況は、図 5.1-33 に示すとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」によると、自然との触れ合いの場となる主要な施設として、自然休養林を含む広域公園の海岸公園、広瀬川の都市計画緑地、大沼と農業園芸センターなどがある。また、広瀬川の八本松地区には水辺の楽校が設置されている。

事業区域には、これらの施設はないが、「1) 景観」の項で示した屋敷林(居久根)のある田園風景が見られ、とりわけ、長喜城地区及び梅ノ木地区の居久根は当地域の田園風景を代表するものである。

このほか、親水性のある水辺地として六郷堀・七郷堀が挙げられ、仙台市の実施による「六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業」(<http://www.hirosegawa-net.com/tuusui/index.html>)において、関連した各種イベントを開催し市民に憩いやレクリエーションの場を提供している。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、水田は除塩作業が行われているところであり、海岸部は現在も回復には至っていない。農業園芸センターは平成 23 年 5 月時点で一部再開となっている。



凡例


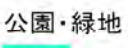
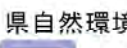
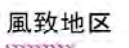



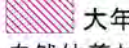

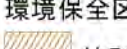
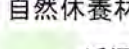


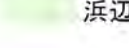
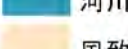



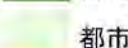

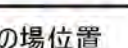
- | | | | |
|---|---|--|---|
|  事業区域 |  公園・緑地 |  県自然環境保全地域 |  風致地区 |
|  動・植物園, 自然観察 |  街区公園 |  仙台湾海浜県自然環境保全地域 |  大年寺風致地区 |
| |  近隣公園 |  環境保全区域 |  自然休養林 |
| |  総合公園 |  特別環境保全区域 |  浜辺の森 |
| |  河川公園 |  第一種環境保全区域 | |
| |  風致公園 |  第二種環境保全区域 | |
| |  広域公園 | | |
| |  都市緑地 | | |
| |  緑道 | | |

図5.1-34 自然との触れ合いの場位置

出典：平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）



1:50,000



表 5.1-29 公園一覽

種別	番号	名称	住所	面積(ha)	種別	番号	名称	住所	面積(ha)
街区公園	8	福室上町東公園	宮城野区福室五丁目 220-1 外	0.1123	街区公園	766	久保田公園	若林区今泉二丁目 51-14 外	0.0109
	29	田子三丁目公園	宮城野区田子三丁目 40-1	0.6341		767	山木 2 号公園	若林区上飯田二丁目 73-36	0.0278
	39	福室上町南公園	宮城野区福室三丁目 9-2	0.1699		768	土手畑 5 号公園	若林区上飯田三丁目 125-6 外	0.0271
	41	栄一丁目公園	宮城野区栄一丁目 85-3	0.0150		769	土手畑 3 号公園	若林区上飯田二丁目 138-11	0.0158
	47	田子要善東公園	宮城野区田子一丁目 2 5 2-1	0.2628		770	土手畑 2 号公園	若林区上飯田二丁目 145-29	0.0313
	71	福室寺前公園	宮城野区福室五丁目 36-9	0.0100		771	土手畑 4 号公園	若林区上飯田二丁目 90-4	0.0105
	84	厩舖公園	宮城野区新田三丁目 49-2 外	0.3118		772	土手畑 6 号公園	若林区上飯田二丁目 82-19 外	0.0223
	86	西田公園	宮城野区新田三丁目 261-1 外	0.4391		773	上飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 108-6	0.0244
	171	東照宮一丁目公園	青葉区東照宮一丁目 291-168	0.0432		774	飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 28-12	0.0113
	513	伊勢公園	若林区荒浜新一丁目 4	0.4773		775	上飯田遠西 3 号公園	若林区上飯田一丁目 39-21	0.0328
	514	若林公園	若林区若林四丁目 43-74	0.1085		776	河原下 8 号公園	若林区沖野六丁目 30-11	0.0413
	515	遠見塚一丁目 4 号公園	若林区遠見塚一丁目 230-8	0.0312		777	館南 3 号公園	若林区沖野六丁目 283-40	0.0562
	516	沖野二丁目公園	若林区沖野二丁目 123-8	0.0274		778	館南 5 号公園	若林区沖野六丁目 376-25	0.0188
	517	遠見塚二丁目 2 号公園	若林区遠見塚二丁目 226-11	0.0372		779	横堀前公園	若林区上飯田一丁目 23-4	0.0222
	518	遠見塚一丁目 3 号公園	若林区遠見塚一丁目 18-4	0.0168		780	横堀前 2 号公園	若林区上飯田一丁目 55-30	0.0222
	519	館南 8 号公園	若林区沖野六丁目 295-17	0.0205		781	横堀前 3 号公園	若林区上飯田一丁目 62-3 外	0.0216
	520	沖野一丁目公園	若林区沖野一丁目 415-24	0.0361		782	上飯田前田公園	若林区上飯田二丁目 24-15	0.0405
	521	遠見塚一丁目 2 号公園	若林区遠見塚一丁目 20-7	0.0125		783	高田 2 号公園	若林区上飯田三丁目 46-3	0.0206
	522	遠見塚一丁目公園	若林区遠見塚一丁目 234-9	0.0318		784	七曲公園	若林区かすみ町 91-8	0.0335
	523	六丁の目中町公園	若林区六丁の目中町 29-1	0.2640		785	稲荷堂公園	若林区霞目二丁目 234-30	0.0279
	524	四本松公園	若林区荒浜新二丁目 9-1	0.1258		786	三ノ坪公園	若林区沖野一丁目 15-31	0.0797
	525	文化町公園	若林区文化町 76-54	0.0175		787	霞目背戸公園	若林区霞目二丁目 15-1	0.0165
	526	中樞東 8 号公園	若林区沖野三丁目 73-13	0.0260		788	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外	0.1674
	527	館南 6 号公園	若林区沖野七丁目 578-6	0.0329		789	伊藤屋敷下公園	若林区かすみ町 425-20	0.0218
	528	館町東一丁目公園	若林区館町東一丁目 1005-3	0.1763		790	門田東公園	若林区かすみ町 21-13	0.0139
	529	六丁の目南町公園	若林区六丁の目南町 6-2	0.2564		791	土手下中公園	若林区蒲町 512-22 外	0.0353
	530	遠見塚一丁目 5 号公園	若林区遠見塚一丁目 249-24	0.0156		792	館南 2 号公園	若林区沖野六丁目 306-5	0.0104
	531	大和町一丁目東公園	若林区大和町一丁目 114-30 外	0.0256		793	蒲北 2 号公園	若林区蒲町 20-4 外	0.0264
	532	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町 9-3	0.2875		794	蒲北公園	若林区蒲町 14-7 外	0.0251
	533	館南 7 号公園	若林区沖野七丁目 275-11	0.0120		795	蒲町六田公園	若林区蒲町 19-17	0.0327
	534	門巻 1 0 号公園	若林区今泉一丁目 45-9	0.0172		796	七曲 2 号公園	若林区かすみ町 70-24 外	0.0313
	535	館南 6 号公園	若林区沖野六丁目 302-14	0.0217		797	二ノ坪 2 号公園	若林区沖野一丁目 11-31	0.0312
	536	河原下 9 号公園	若林区沖野六丁目 10-30	0.0278		798	長喜城公園	若林区長喜城字鉄砲前 16-3	0.0150
	537	白萩西公園	若林区白萩町 263	0.0553		799	清水沼三丁目公園	宮城野区清水沼三丁目 223-9	0.0175
	538	河原下 7 号公園	若林区沖野六丁目 2-5	0.0118		801	仙石北公園	宮城野区仙石 117-18	0.0590
	539	大和町二丁目公園	若林区大和町二丁目 53-2	0.0104		802	福室四丁目公園	宮城野区福室四丁目 90-3	0.0156
	540	下飯田築道公園	若林区六郷 103-6 外	0.0234		803	飯田公園	太白区東郡山二丁目 59-52 外	0.1440
	541	南小泉三丁目公園	若林区南小泉三丁目 129-19 外	0.0252		804	六丁の目東公園	若林区六丁目字南 119	0.2472
	542	荒井土才敷公園	若林区荒井土才敷 13-3	0.0757		807	二ノ坪公園	若林区沖野一丁目 10-26	0.0110
	543	上飯田遠西 2 号公園	若林区上飯田一丁目 76-2	0.0229		809	田子要善西公園	宮城野区田子要善 254-9	0.2111
	544	館南 5 号公園	若林区沖野二丁目 36-7	0.0178		812	袋原・原公園	太白区袋原一丁目 31-12	0.0303
	545	河原下 3 号公園	若林区沖野七丁目 131-17	0.0129		813	山木 3 号公園	若林区上飯田三丁目 112-3	0.0266
	546	館南 9 号公園	若林区沖野六丁目 281-13	0.0181		814	若林五丁目 2 号公園	若林区若林五丁目 113-57	0.0165
	547	六丁の目中町西公園	若林区六丁の目中町 9-1	0.5346		815	遠見塚二丁目東公園	若林区遠見塚二丁目 307-24 外	0.0155
	548	門巻 8 号公園	若林区今泉一丁目 132-10 外	0.0317		816	上飯田三丁目東公園	若林区上飯田三丁目 62-2	0.0407
	549	遠見塚二丁目 3 号公園	若林区遠見塚二丁目 404-11	0.0228		818	下古川公園	太白区中田町字下古川 106-1	0.2034
	550	若林一丁目公園	若林区若林一丁目 83-30	0.0193		820	南首北公園	太白区中田町字南首北 204-2	0.2100
	551	遠見塚二丁目公園	若林区遠見塚二丁目 241-4	0.0487		823	中田切替公園	太白区中田町切替 211-1	0.1965
	552	新神籠公園	若林区沖野二丁目 265-5	0.0106		830	新寺三丁目公園	若林区新寺三丁目 6-1	0.2565
	553	館南 4 号公園	若林区沖野七丁目 241-48	0.0944		831	連坊あづま公園	若林区連坊二丁目 328-1	0.1378
	554	水ノ平公園	若林区水ノ平二丁目 69	0.9132		833	連坊二丁目公園	若林区連坊二丁目 6-8	0.1346
	555	門巻 7 号公園	若林区今泉一丁目 86-39	0.0239		834	文化町 2 号公園	若林区文化町 76-86	0.0569
	556	中樞東 7 号公園	若林区沖野三丁目 91-5	0.0817		835	荒町公園	若林区荒町 36-6 外	0.1452
	557	館南 4 号公園	若林区沖野二丁目 25-4	0.0185		836	南鍛冶町公園	若林区南鍛冶町 97-4	0.0775
	558	中樞東 6 号公園	若林区沖野三丁目 69-7	0.0126		837	新寺二丁目蓮籠公園	若林区新寺二丁目 4-1	0.1840
	559	中樞東 5 号公園	若林区沖野七丁目 134-2	0.0092		838	新寺四丁目公園	若林区新寺四丁目 2-2	0.6207
	560	河原下 6 号公園	若林区沖野六丁目 44-15	0.0418		839	新寺五丁目公園	若林区新寺五丁目 9-3	0.1812
	561	中樞東 4 号公園	若林区沖野七丁目 54-6	0.0115		841	柴田町公園	若林区表袋原町 12-1	0.0190
	562	門巻 6 号公園	若林区今泉一丁目 12-19	0.0349		844	大瀬公園	若林区河原町一丁目 7	0.2188
	563	門巻 5 号公園	若林区今泉一丁目 50-5	0.0109		847	高松一丁目公園	青葉区高松一丁目 103-10 外	0.0238
	564	大和町五丁目公園	若林区大和町五丁目 52-9	0.0099		851	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外	0.4377
565	河原下 5 号公園	若林区沖野六丁目 18-6	0.0251	852	旅籠町公園	青葉区小田原六丁目 26-2	0.0517		
566	河原下 4 号公園	若林区沖野六丁目 96-6	0.0452	856	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7	0.7847		
567	中倉二丁目公園	若林区中倉二丁目 201-9	0.0269	857	高松通公園	青葉区福沢町 306-3	0.0620		
568	館南 3 号公園	若林区沖野二丁目 48-14	0.0233	859	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外	0.1266		
569	中樞東 3 号公園	若林区沖野三丁目 152-10	0.0098	860	中江北公園	青葉区中江一丁目 3	0.1113		
570	館南 2 号公園	若林区沖野二丁目 82-10	0.0100	866	中江公園	青葉区中江一丁目 101-113	0.1785		
571	白萩公園	若林区白萩町 62	0.1577	896	幸町二丁目公園	宮城野区幸町二丁目 404-7	0.0150		
572	尼坪公園	若林区大和町三丁目 18-1	0.3177	897	榴岡三丁目公園	宮城野区榴岡三丁目 3	0.2735		
573	牛踏公園	若林区大和町四丁目 506-1	0.2013	898	榴岡四丁目公園	宮城野区榴岡四丁目 14	0.3235		
574	柳公園	若林区大和町三丁目 6	0.3023	899	榴岡四丁目西公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1	0.1528		
575	松木公園	若林区大和町五丁目 804-2	0.1627	900	小田原三丁目西公園	宮城野区小田原三丁目 214-1	0.0308		
576	門巻 1 号公園	若林区今泉一丁目 139-3	0.0135	901	幸町一丁目公園	宮城野区幸町一丁目 204-4	0.0182		
577	若林五丁目公園	若林区若林五丁目 32-16	0.0094	902	榴岡五丁目公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1	0.2086		
578	門巻 4 号公園	若林区今泉一丁目 64-2 外	0.0208	903	幸町 5 号公園	宮城野区幸町一丁目 101-11	0.0109		
579	一本杉町公園	若林区一本杉町 317-21	0.0331	904	幸町 3 号公園	宮城野区幸町二丁目 2-30	0.0391		
580	中樞東 1 号公園	若林区沖野七丁目 147-2	0.0227	905	幸町 2 号公園	宮城野区幸町二丁目 424-8	0.0117		
581	河原下 2 号公園	若林区沖野六丁目 125-2	0.0092	906	幸町公園	宮城野区幸町二丁目 215-7	0.0127		
582	河原下 1 号公園	若林区沖野六丁目 50-3	0.0110	911	小田原七丁目公園	青葉区小田原七丁目 202-1	0.0709		
583	館西 1 号公園	若林区沖野二丁目 53-2	0.0203	913	文化町 3 号公園	若林区文化町 60-10	0.0183		
584	館南 1 号公園	若林区沖野六丁目 326-11	0.0367	923	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外	0.2576		
585	大和町一丁目南公園	若林区大和町一丁目 205-32	0.0539	931	古城一丁目公園	若林区古城一丁目 72-84	0.0984		
586	大和町一丁目北公園	若林区大和町一丁目 240-6	0.0096	935	西中田二丁目西公園	太白区西中田二丁目 331-10 外	0.0397		
587	三寿菜田公園	若林区中倉三丁目 109-8	0.0096	939	長町八丁目北公園	太白区長町八丁目 34-6 外	0.0431		
588	御休場南公園	若林区若林六丁目 36-9	0.0095	943	大野田北屋敷公園	太白区大野田字北屋敷 31-57	0.0226		
589	門巻 3 号公園	若林区今泉一丁目 75-4	0.0247	948	中田二丁目東公園	太白区中田二丁目 706-23	0.0151		
590	今泉二丁目 2 号公園	若林区今泉二丁目 28-10	0.0261	950	長町南二丁目公園	太白区長町南二丁目 8-28 外	0.0155		
591	上飯田三丁目公園	若林区上飯田三丁目 57-22	0.0374	955	西中田二丁目北公園	太白区西中田二丁目 332-7	0.0150		
592	今泉一丁目西公園	若林区今泉一丁目 351-25	0.0255	956	長町南一丁目公園	太白区長町南一丁目 188-5 外	0.1643		
596	土手畑 7 号公園	若林区上飯田二丁目 59	0.0091	971	郡山七丁目公園	太白区郡山七丁目 100-6	0.0147		
597	沖野二丁目東公園	若林区沖野二丁目 85-16	0.0150	979	ノ木公園	太白区郡山三丁目 51-1	0.0832		
599	郡山穴上公園	太白区郡山字穴上 13-7	0.0307	993	小原公園	太白区太子堂 527-7	0.0137		
601	郡山穴ノ上公園	太白区郡山字穴ノ上 2-15	0.0156	994	土手前公園	太白区大野田字土手前 6-32	0.0224		
602	遠見塚東公園	若林区遠見塚東 169-5	0.0855	995	天王前公園	太白区郡山八丁目 220-8	0.0339		
603	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1	0.7869	1000	中田河原公園	太白区東中田二丁目 345-2 外	0.0504		
608	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1	0.2942	1001	郡山新橋南 3 号公園	太白区郡山字新橋南 37-20	0.0150		
609	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1	0.1819	1003	中田北河原公園	太白区中田町字北河原 58-4	0.0218		
610	志波北公園	宮城野区萩野町二丁目 7-1	0.3262	1009	郡山新橋南 2 号公園	太白区郡山字新橋南 17-18	0.0420		
611	清水田公園	宮城野区萩野町三丁目 6-1	0.2089	1010	郡山七丁目西公園	太白区郡山七丁目 42-5	0.0145		
612	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3	0.6094	1018	東大野田西公園	太白区東大野田 9-18	0.0348		
613	萩野町公園	宮城野区萩野町三丁目 10	0.7918	1019	東大野田東公園	太白区東大野田 39-18	0.0246		
614	新田公園	宮城野区新田四丁目 12	0.3885	1023	郡山五丁目公園	太白区郡山五丁目 326-1	0.0240		
615	福住町公園	宮城野区福住町 9-2	0.4502	1024	郡山上野北公園	太白区郡山字上野 17-6	0.0204		
616	町浦公園	宮城野区福町二丁目 365	0.0900	1025	郡山八丁目西公園	太白区郡山八丁目 1-6	0.0230		

種別	番号	名称	住所	面積(ha)	種別	番号	名称	住所	面積(ha)
	617	小鷗公園	宮城野区新田四丁目 25	0.1876		1026	小原 2 号公園	太白区大野田字小原 46-38 外	0.0216
	618	川北公園	宮城野区新田 5 丁目 9	0.1519		1029	西中田 2 丁目 2 号公園	太白区西中田 2 丁目 16-20 外	0.0192
	620	高砂歌西公園	宮城野区福室 2 丁目 7-8 外	0.0304		1033	袋東 2 号公園	太白区大野田字袋東 1-15	0.0285
	622	高砂公園	宮城野区福室一丁目 46-17 外	0.0395		1034	谷地西 2 号公園	太白区郡山字谷地西 3-86	0.0263
	623	福田町四丁目公園	宮城野区福田町四丁目 5-1	0.2598		1035	西中田 2 丁目公園	太白区西中田 2 丁目 97-22	0.0188
	624	清水沼 2 丁目公園	宮城野区清水沼 2 丁目 210-11	0.0124		1039	郡山新橋南公園	太白区郡山字新橋南 5-4	0.0356
	626	海道下公園	宮城野区東仙台三丁目 120-6 外	0.0199		1043	谷地西公園	太白区郡山字谷地西 3-66	0.0725
	627	原町六丁目公園	宮城野区原町六丁目 70-20	0.0117		1054	中田 2 丁目公園	太白区中田 2 丁目 298-27	0.0230
	628	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5	0.0305		1055	郡山原田公園	太白区郡山字原田 15-12	0.0107
	630	福田町砂押公園	宮城野区福田町二丁目 1224	0.2628		1063	柳生天神公園	太白区西中田 2 丁目 56-22	0.0395
	631	藩生土手前公園	宮城野区白鳥一丁目 109-01	0.2447		1066	郡山八丁目南公園	太白区郡山八丁目 513-16	0.0400
	632	藩生土手前 2 号公園	宮城野区白鳥一丁目 5-2 外	0.0900		1070	中田新田公園	太白区東中田 2 丁目 625-12 ほか	0.0164
	633	藩生土手前公園	宮城野区白鳥一丁目 560-6	0.1599		1071	西中田一丁目北公園	太白区西中田一丁目 75-2	0.0471
	634	福室半在家公園	宮城野区福室三丁目 407-3 外	0.0275		1073	郡山三丁目公園	太白区郡山三丁目 22-17	0.0150
	635	田中東一番公園	宮城野区福室字田中東一番 14-8	0.0238		1075	郡山新橋北公園	太白区郡山字新橋北 8-14	0.0421
	636	田中前二番公園	宮城野区福室字田中前二番 1-12	0.0282		1077	郡山五丁目南公園	太白区郡山五丁目 314-15	0.0168
	638	鶴巻一丁目東公園	宮城野区鶴巻一丁目 1006-1	0.9832		1078	太子堂公園	太白区太子堂 2-28	0.0397
	639	鶴巻一丁目西公園	宮城野区鶴巻一丁目 1010-1	0.2816		1468	小原八丁目公園	青葉区小原八丁目 144	0.2657
	640	幸町 4 号公園	宮城野区幸町二丁目 326-4	0.0165		1470	平成二丁目東公園	宮城野区平成二丁目 17-3	0.0851
	641	仙石南公園	宮城野区仙石 89-16	0.0448		1471	福室二丁目東公園	宮城野区福室二丁目 34-20	0.0264
	642	原町四丁目公園	宮城野区原町四丁目 146-9	0.0197		1489	長町副都心 1 号公園	太白区郡山三丁目 19 の一部	0.1492
	643	仙石西公園	宮城野区小鷗仙石 58-22	0.2557		1520	台原六丁目南公園	青葉区台原六丁目 225	0.2668
	645	東仙台三丁目公園	宮城野区東仙台三丁目 232-5	0.0335		1535	西中田 2 丁目 3 号公園	太白区西中田 2 丁目 13-26	0.0156
	646	平成一丁目南公園	宮城野区平成一丁目 34-8	0.0085		1536	上飯田一丁目公園	若林区上飯田一丁目 315-9 外	0.0384
	647	藩生土手前 3 号公園	宮城野区白鳥一丁目 15-6	0.0487		1562	田子一丁目北公園	宮城野区田子一丁目 490-17 外	0.0194
	648	中野向田公園	宮城野区白鳥一丁目 177-1 外	0.0810		1565	長町二丁目公園	太白区長町二丁目 322-2 外	0.5967
	651	高砂一丁目西公園	宮城野区高砂一丁目 18-8	0.1500		1568	太子堂前公園	太白区太子堂 9-13	0.0168
	652	白鳥一丁目公園	宮城野区白鳥一丁目 265-3 外	0.0513		1571	中田二丁目北公園	太白区中田二丁目 501-14	0.0155
	653	宮城野一丁目公園	宮城野区宮城野一丁目 13	0.1935		1572	諏訪町公園	太白区諏訪町 401-43	0.0278
	654	平成一丁目公園	宮城野区平成一丁目 581-89	0.0410		1575	上飯田三丁目南公園	若林区上飯田三丁目 443-18	0.0189
	656	幸町三丁目公園	宮城野区幸町三丁目 505-24	0.0221		1577	江中公園	青葉区江中一丁目 9-18	0.2010
	658	原町カウウ公園	宮城野区原町二丁目 37-2 外	0.1140		1578	沖野一丁目北公園	若林区沖野一丁目 211-63	0.0193
	659	高砂二丁目向田公園	宮城野区高砂二丁目 8-3	0.1970		1622	新田東二丁目公園	宮城野区原町若竹字館前 60-2 の一部外	0.1199
	660	欠ノ上公園	太白区郡山字欠ノ上 12-4	0.0105		1623	仙台港背後地 7 号公園	宮城野区中野字神明 175-4 の一部外	0.2494
	661	原前 2 号公園	太白区袋原三丁目 36-55	0.0132		1624	仙台港背後地 9 号公園	宮城野区福室字奥道前 58 の一部外	0.3493
	667	中法地公園	太白区中野町中法地 6-99	0.1495		1636	荒井 5 号公園	若林区六丁目字小荒井裏 8 番 1 の一部外	0.2499
	676	袋原北中江公園	太白区袋原三丁目 34-3	0.0174		1638	荒井 7 号公園	若林区荒井字揚戸 1 番 1 外	0.2100
	678	袋原下谷地西公園	太白区袋原字下谷地 128-17	0.0205		1644	宮町五丁目公園	青葉区宮町五丁目 11-4	0.0196
	695	沼田公園	太白区袋原一丁目 6-12	0.0097		1653	中田新田北公園	太白区東中田 2 丁目 610 番 4	0.0150
	696	谷地東公園	太白区郡山字池田東 20-17	0.0305		1660	上飯田二丁目南公園	若林区上飯田二丁目 216-15	0.0150
	702	中長公園	太白区中野町中長 70-12	0.0538		1661	天神公園	若林区上飯田字天神 41-26	0.0167
	703	原前公園	太白区袋原一丁目 1-10	0.0561		1663	太子堂南公園	太白区太子堂 310 番 12	0.0394
	704	原公園	太白区袋原一丁目 35-15	0.0277		1667	五輪一丁目公園	不詳	0.0263
	706	袋原北公園	太白区袋原 2 丁目 24-43	0.1266		1672	沖野三丁目西公園	不詳	0.0151
	714	高田 4 号公園	若林区上飯田三丁目 33-9	0.0150		1673	今泉一丁目北公園	不詳	0.0243
	715	若林一丁目北公園	若林区若林一丁目 79-24	0.0429		1682	東大野田公園	不詳	0.0592
	716	河原下 1 号公園	若林区沖野六丁目 93-13	0.0156		1686	新田東中央公園	不詳	1.4486
	717	樽堀前 4 号公園	若林区上飯田一丁目 5-2 外	0.0551		1746	中樞東 2 号公園	若林区沖野七丁目 101-16	0.0469
	718	藩町公園	若林区藩町 21-2 外	0.2912		1747	原前南公園	太白区袋原三丁目 18-4 外	0.0639
	719	高田 5 号公園	若林区上飯田三丁目 48-13	0.0300		707	南小泉公園	若林区古城三丁目 209-7 外	2.1104
	720	久保田東 2 号公園	若林区今泉二丁目 1-8	0.0223		708	御町東二丁目公園	若林区御町東二丁目 4-1	3.3009
	721	下飯田築道 2 号公園	若林区六郷 42-7	0.0163		709	御町五丁目公園	若林区御町五丁目 4	1.8072
	722	若林五丁目 3 号公園	若林区若林五丁目 22-2	0.0155		710	御町公園	若林区御町二丁目 13	0.8954
	723	大和町一丁目 4 号公園	若林区大和町一丁目 63-4	0.0170		711	高砂一丁目公園	宮城野区高砂一丁目 23-1	1.0123
	724	今泉二丁目公園	若林区今泉二丁目 87-2	0.0157		712	岡田西町公園	宮城野区岡田西町 2	1.4431
	725	大和町五丁目北公園	若林区大和町五丁目 40-4	0.0216		713	福田町南一丁目公園	宮城野区福田町南一丁目 1007	1.6093
	726	梅塚公園	若林区今泉一丁目 337-4	0.0597		731	扇町一丁目公園	宮城野区扇町一丁目 4	3.5246
	727	沖野一丁目東公園	若林区沖野一丁目 104-20	0.0497		732	日の出町公園	宮城野区日の出町三丁目 6	2.8922
	728	沖野一丁目南公園	若林区沖野一丁目 106-23	0.0219		733	扇町四丁目公園	宮城野区扇町四丁目 9-1	2.6826
	729	遠見塚一丁目東公園	若林区遠見塚一丁目 242-12	0.0206		735	扇町六丁目公園	宮城野区扇町六丁目 5-1	1.2011
	730	遠見塚二丁目南公園	若林区遠見塚二丁目 267-12	0.0299		976	八本松公園	太白区八本松二丁目 1-64 外	1.0237
	738	袋原下谷地公園	太白区袋原二丁目 111-11 外	0.0267		1580	七郷中央公園	若林区藩町字東 3 9-2 の一部外	1.4550
	743	福室聖谷公園	宮城野区福室四丁目 28-4 外	0.0213		1722	燕沢中央公園	宮城野区燕沢東三丁目 301-1 外	2.0280
	744	福室聖谷 2 号公園	宮城野区福室四丁目 30-7 外	0.0147	総合公園	1755	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目 301-3 外	11.2281
	745	田子一丁目南公園	宮城野区田子一丁目 1001-26	0.0259		595	広瀬川飯田緑地	太白区飯田字河原 95-1 外	2.2447
	747	郡山源兵衛東公園	太白区郡山字源兵衛東 42-4 外	0.0431		598	広瀬川若林緑地	若林区若林地先	5.6379
	749	山木公園	若林区上飯田三丁目 64-3	0.0193	河川公園	1474	七北田川鶴巻緑地	宮城野区鶴巻一丁目 1023	0.8254
	750	高田 3 号公園	若林区上飯田三丁目 1-12	0.0105		1718	広瀬川八本松緑地	太白区八本松地先	2.7832
	751	高田 1 号公園	若林区上飯田三丁目 105-7 外	0.0852		1719	広瀬川中河原緑地	若林区南小泉字中河原地先	2.8123
	752	土手畑 1 号公園	若林区上飯田二丁目 133-7	0.0171		1751	広瀬川宮沢緑地	若林区堰場地先	1.8253
	753	上飯田大町 1 号公園	若林区上飯田四丁目 144-5	0.0133	風致公園	1792	台原緑地	青葉区台原一丁目 114-40 外	1.5018
	754	上飯田大町 2 号公園	若林区上飯田四丁目 155-12	0.0114		1793	大年寺山公園	太白区茂ヶ崎一丁目 12-1 外	31.9268
	755	上飯田大町 6 号公園	若林区上飯田四丁目 113-13	0.0171	広域公園	808	海岸公園	若林区井字砂崩 1 外	96.0708
	756	門巻 2 号公園	若林区今泉一丁目 29-4	0.0152		511	銀杏町緑地	宮城野区銀杏町 723	0.0720
	757	上飯田大町 5 号公園	若林区上飯田四丁目 76-7	0.0218		512	高砂二丁目緑地	宮城野区高砂二丁目 26-2	0.0448
	758	山木 4 号公園	若林区上飯田三丁目 123-15 外	0.0234		605	荒浜新緑地	若林区荒浜新二丁目 20-7	0.0093
	759	上飯田大町 4 号公園	若林区上飯田四丁目 71-9	0.0096		606	大和町五丁目緑地	若林区大和町五丁目 701-6	0.0095
	760	上飯田大町 7 号公園	若林区上飯田四丁目 63-6	0.0239	都市緑地	607	榎木緑地	若林区榎木通 61-13	0.1157
	761	上飯田大町 3 号公園	若林区上飯田四丁目 88-29	0.0241		828	土樋緑地	青葉区土樋一丁目 198-5 外	0.0871
	762	飯田前 2 号公園	若林区今泉一丁目 26-19	0.0288		848	花京院緑地	青葉区花京院一丁目 195-10 外	0.2354
	763	門巻 9 号公園	若林区今泉一丁目 78	0.0091		1560	二の森公園	宮城野区二の森 28-1	0.0269
	764	久保田東公園	若林区今泉二丁目 6-15	0.0248		1744	高砂緑地	宮城野区高砂一丁目 32 外	0.6562
	765	飯田前公園	若林区今泉二丁目 73-37	0.0242	緑道	1756	新寺小路緑道	若林区新寺二丁目 3-9 外	0.6409

3)文化財

概況調査範囲には、「1) 景観」の項で示した指定文化財（表 5.1-25 (2)、図 5.1-31 参照）があるが、事業区域にはこれらの指定文化財は存在しない。

しかし、表 5.1-27 に示したとおり、指定文化財ではないが、仙台平野の水田地帯に浮かぶ緑の浮島群として歴史的にも重要な居久根が存在する。

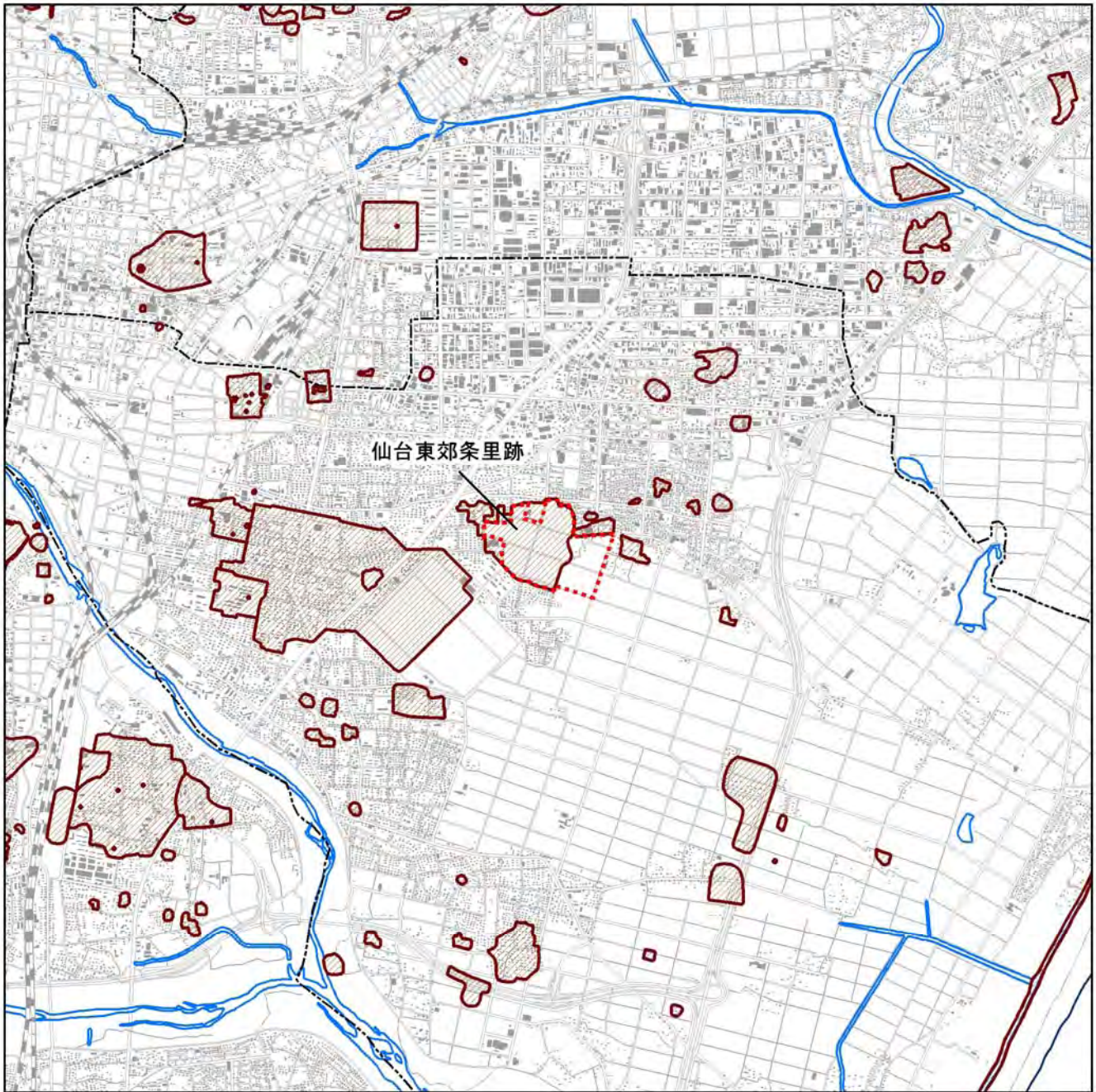
その他、「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」によると概況調査範囲一帯には図 5.1-35 に示すとおり埋蔵文化財包蔵地が点在しており、事業区域においても奈良、平安時代の遺跡である「仙台東郊条里跡」が広範囲に分布している。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、海岸近くに位置する埋蔵文化財にも洗掘などの影響が及んでいる可能性が指摘される。

表 5.1-30 事業区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

番号	遺跡名	所在地	立地	種別	時代	地目
27	仙台東郊条里跡	若林区霞町、蒲町他	後背湿地	条里跡	奈良、平安	水田、宅地

出典：平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成 22 年 仙台市）



凡例

- 事業区域
- 埋蔵文化財包蔵地

図5.1-35 埋蔵文化財位置

出典:平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)

